

# R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 外構改修他工事（企業育成型）

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名	縮尺
01	共-00	表紙・図面目録	20	A-12	既存アルミ庇・バス停シェルター詳細図(参考図)	33	改特-01.02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	NO SCALE
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	21	A-13	バス停シェルター平面図・断面図(参考図)	34	改特-03.04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	NO SCALE
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	22	A-14	既存バス停・エプロンシェルター平面図(参考図)				
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	23	A-15	既存バス停・エプロンシェルター断面図(参考図)	35	B-01	1~3階平面図	1/200
05	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	24	A-16	外構詳細図(1)	36	B-02	立面図	1/200
06	改特-03・04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	25	A-17	外構詳細図(2)	37	B-03	1階屋根伏図・1階天井伏図	1/200
07	改特-05	建築改修工事特記仕様書(5)	26	A-18	排水平面図1(改修前)	38	B-04	断面詳細図(改修前後)	1/30
08	建特-01・02	建築工事特記仕様書(1)(2)	27	A-19	排水平面図2(改修前)	39	B-05	各部詳細図(1)(参考図)	1/6
09	A-01	配置図(改修前)・付近見取図	28	A-20	排水平面図(改修後)	40	B-06	各部詳細図(2)(参考図)	1/6
10	A-02	仮設計画図(参考)(1)				41	B-07	各部詳細図(3)(参考図)	1/6
11	A-03	仮設計画図(参考)(2)				42	B-08	改修鉄骨伏図	1/50
12	A-04	改修概要図	29	電特-01・02	電気工事特記仕様書(1)(2)	43	B-09	仮設計画図(参考図)	1/250
13	A-05	平面図	30	電特-03・04	電気工事特記仕様書(3)(4)	44	B-10	工事概略工程表(参考)	NO SCALE
14	A-06	立面図	31	E-01	電気外構図(改修前)				
15	A-07	1階天井伏図・天井点検口開口補強詳細図	32	E-02	電気外構図(改修後)				
16	A-08	外構図1(改修前)							
17	A-09	外構図2(改修前)							
18	A-10	外構図1(解体後)							
19	A-11	外構図2(解体後)							

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

工事名：R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

## 営繕工事共通仕様書

### I. 工事概要

#### 1. 工事名称

R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)

#### 2. 工事場所

徳島市東沖洲2丁目

#### 3. 建物概要

建物名称	沖洲マリンターミナル ターミナルビル、バス停シェルター
構造・規模	ターミナルビル 鉄骨造 地上2階 バス停シェルター 鉄骨造 平屋
敷地面積	15,000(m2)
延床面積	ターミナルビル2,286.16m2 バス停シェルター8.19m2
消防法施行例別表第1の区分	15項 事務所

#### 4. 工事種目

種目	工事概要
外構改修工事	エプロンシェルター撤去・バス停シェルター撤去及び新設
	舗装ブロック不具合改修 スロープ撤去及び新設 排水改修
電気改修工事	照明設備、外灯撤去
庇改修工事	庇改修工事一式

#### 5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点における WBGT値が31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要綱(案)」による。

#### 6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

### II. 営繕工事共通仕様書

#### 1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

#### 2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

#### 3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### 4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

#### 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

工事名：R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

#### 6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

#### 7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

#### 8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

#### 9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
  - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

#### 10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

#### 11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

#### 12. 交通安全管理

##### ① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 既存の分析調査結果の旨与 (あり・なし)
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
- ・事前調査は、次の者が行うこと。
  - (1) 建築物:建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)
  - (2) 工作物:下表のとおり

対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反応槽</li> <li>・ 加熱炉</li> <li>・ ボイラー及び圧力容器</li> <li>・ 変電設備</li> <li>・ 配電設備</li> <li>・ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却設備</li> <li>・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)</li> <li>・ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)</li> <li>・ 送電設備(ケーブルを含む。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トンネルの天井板</li> <li>・ フラットホームの上家</li> <li>・ 遮音壁</li> <li>・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い建築物であるものを除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)</li> <li>・ 軽量盛土保護パネル</li> <li>・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物石綿事前調査者</li> <li>・ 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)</li> <li>・ これと同等の能力を有する者(※)</li> </ul>

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
  - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
  - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
  - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
  - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。 )及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。 )に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
  - 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。 )において、コンクリート(二次製品を含む。 )、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
  - 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
  - 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
  - 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
  - 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- ⑤ 受領書の交付
 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
  - ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
    - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
    - (2) 他の建設現場で利用する場合
    - (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
  - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
  - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
 ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。 )が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
 ⑤ 標izzo等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
 ⑥ 県内産資材の原則使用
 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li> <li>・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品</li> </ul> (注) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</li> <li>・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。 )を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
 ⑧ 県内産再生砕石の原則使用
 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。 ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
 ⑨ アスファルト舗装の材料
 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工器用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
 ⑩ 認定リサイクル製品の使用
 受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジモノーブチル及びフタル酸ジエー2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當番課へ問い合わせ、工事に進漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

工事名：R 8 宮繕 沖洲マリントーミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

#### 17. 建設機械等

##### ① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホイルローダ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ラフテレンクレーン	・ 油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

##### ② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種との調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種	備 考
・ ブルドーザ ・ バックホウ（※） ・ ドラグライン、クラムシエル ・ トラクターショベル ・ パイプロハンマー（※） ・ アースオーガー ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ さく岩機（コンクリートブレーカー） ・ ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ・ コンクリートポンプ（車） ・ コンクリート圧砕機 ・ アスファルトフィニッシャー ・ コンクリートカッター ・ 空気圧縮機 ・ 発動発電機 （※）印の機械は低振動基準有

##### ③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

##### ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

#### 18. 遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「宮繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「宮繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

#### 19. 工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

#### 20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### 21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

#### 22. 工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

工事名：R 8 宮繕 沖洲マリントーミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

#### 23. 完成図等

① 電子納品：対象

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

・ 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）

・ 工事写真（電子データ2部）

・ 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）

・ 安全に関する資料

・ その他監督員が指示する図書（必要部数）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修「宮繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

#### 24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

#### 25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

① 対象物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・ 杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

#### 26. 公共事業労務費調査

① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

#### 28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：R 8 営繕 沖洲マリントーミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

### Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

#### 1章 改修一般共通事項

#### 1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。
- ② 撤去物の種類、規模、構造及び工法、養生方法、発生材の処理場、処理単価等を明示する。
- ③ 構内道路を搬入路として使用する場合、材料・資材の搬出入路は別添図によるものとする。
- ④ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

#### 2. 重要備品等

- ① 工事に影響のある範囲内の重要備品等（ 有 ・ 無 ）

備品等名称 ：  
保管場所 ：  
注意事項 ：

- ② 工事範囲(仮設工事の範囲を含む。)について、防災無線システムを構成する備品(屋上のアンテナ等)の有無を図面及び現地で確認し、当該備品がある場合は、養生や移設の方法等について監督員と協議すること。

#### 3. 施工調査

##### ① 調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、 現場監督員と協議すること。

#### 4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 27 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）
- ② 警備員は、延 27 人（昼 27 人、夜 0 人：うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

#### 5. 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位
コンクリート(有筋)	(株)フクブル		徳島市上八万町田中1148-1 徳島市上八万町田中1148-1	12.4	1,400	t
アスファルト	(株)エース		徳島市論田町新開66-100	6.6	1,400	t
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12	1.5	0	t
廃プラ	徳島リサイクル工業(株)	○	阿波市阿波町五明141-1 美馬市脇町字西赤谷2351	41.9	17,000	m <sup>3</sup>
木材	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	31.4	10,000	t
生木	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	31.4	15,000	t
	生木処理 処理方法:破砕					

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

#### 6. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 3 章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

#### 7. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

設計者情報：株式会社宮建築設計 管理建築士 清水 康代 番号 333707

改特-01 建築改修工事特記仕様書(1)

工事名：R 8 営繕 沖洲マリントーミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業		
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業・ ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

### 2章 改修仮設工事

#### 1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

#### 2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM( 1FL )を±0とし、NGLはBM-( 300 )mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

#### 3. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
  - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
  - 2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場(図示の通り)
  - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向： 8 m以下、鉛直方向： 9 m以下)
  - ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」(改標仕2.2.41)の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1) 手すり据え置き方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場(図示の通り)
  - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)
- ⑥ 仮囲い(図示の通り)
- ⑦ ゲート( 有 ・ 無 ) (図示の通り)
- ⑧ 材料、撤去材等の運搬方法は、 (A ・ B ・ C ・ D ・ E)
- ⑨ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑩ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑪ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

設計者情報：株式会社宮建築設計 管理建築士 清水 康代 番号 333707

改特-02 建築改修工事特記仕様書(2)

工事名：R 8 営繕 沖洲マリントーミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

#### 12 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿

- 障害予防規則（平成17年厚生労働省令第 21号）を遵守し作業を行うこと。
- その他

#### 4. 養生

- ① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：シート及びコンパネt12 ）
- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法： ）
- ③ 仮間仕切りは、（A種 ・ B種 ・ C種 ）とし、設置箇所（仮設扉を含む。）は図示による。（養生方法： ）

#### 5. 監督員事務所

- ① 監督員事務所は（ 設ける （面積 m2程度） ・ **設けない** ）
- ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
  - 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
  - ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带
  - 請負加入電話の子機
  - 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
  - ファクシミリ他
  - インターネット回線（光回線、Wi-Fi等）

#### 6. 工事用水、電力等

- ① 既存電力利用（ **出来る** ・ 出来ない ）、電力料金（ **有償** ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存用水利用（ **出来る** ・ 出来ない ）、電力料金（ **有償** ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

#### 7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、（ **図示の場所に** ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

### 3章 土工事

#### 1. 根切り

- ① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- ② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- ③ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

#### 2. 排水

工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

#### 3. 埋め戻し及び盛土

- ① 使用土は（ **A種** ・ **B種** ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。
- ④ 建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。
  - 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
  - 購入土（切込碎石、砂、真砂土等）である場合
- ⑤ 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。
- ⑥ 六価クロム溶出試験を（ 行う ・ **行わない** ）。

・ 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。

・ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」について（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」（H13.5.11建設第166号一部変更）により実施する。

・ 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

#### 4. 建設発生土の処理

- ① 場内敷き均しとする。
- ② 場外搬出適正処分とする。

民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4、000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。

ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。

- ③ 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

- ④ 場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。

- 2) 最終処分場の指定
  - ・ 排出土 ： 砂質土
  - ・ 会社名 ： 松浦開発興業（株）
  - ・ 所在地 ： 鳴門市撫養町木津字イヤケ谷1449番6ほか10筆
  - ・ 処分単価 ： 1t当たり1,500円（税抜き）
  - ・ 運搬距離 ： 16.1kmを見込んでいる。
  - ・ 運搬経路 ： 県道38号→県道29号→国道11号

工事名：R 8 営繕 沖洲マリントーミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

### 4章 地業工事

1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

- ① 材料は、市場品とする。
- ② 砂利及び砂地業
  - ・ 砂利は、（ 切込砂利 ・ 切込碎石 ・ **再生クラッシュラン** ）とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込砂利			
切込碎石			
再生クラッシュラン	基礎	100mm	RC-40

- ・ 砂は、（ シルト ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 ）とし、使用部位は 、厚さは mmとする。
- ・ 締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
- ・ 厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。

- ③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

- ④ 捨コンクリートは、無筋コンクリートとし、使用部位は 、厚さは 50 mmとする。

- ⑤ 床下防湿層の使用部位は とする。

- ・ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみみ込みは250mm、断熱材のある場合のみみ込みは400mm以上とする。

- ・ 防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

### 5章 鉄筋工事

#### 1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10、D13
－	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	－	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状:格子 寸法:100×100 径:6.0	

#### 2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

#### 3. 鉄筋の継手及び定着

- ① 鉄筋の継手は（ **重ね継手** ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ）とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- ② 鉄筋の継手の位置は図示による。
- ③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。

- ④ 柱、梁の主筋は、（ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ）とする。

- ⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（ ）mmとする。

- ⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

- ⑦ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。

- ⑧ 鉄筋の90° 未満の折曲げの内法直径は図示による。

- ⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

- ⑩ 機械式定着工法の適用箇所、種類は次のとおり。

適用箇所	
種類	

#### 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。

#### 5. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

#### 6. あと施工アンカー工事（耐震改修工事に伴うものを除く）

- ① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- ③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- ④ 施工確認試験を（ 行う ・ **行わない** ）。確認強度（ ）kN 試験方法は標仕14.1.3(工)による。
- ⑤ あと施工アンカーは（ **金属系アンカー** ・ 接着系アンカー ）とする。

- ・ 金属系アンカー
  - 引張耐力（ 21.7kN ）とする。
  - せん断耐力（ 19kN ）とする。
  - アンカー本体の径（ M10 、 埋込深さ（ 45 ）とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。
  - 接合筋の種類は（ D筋 ）、径（ D10 ）、長さ（ 400 ）とする。

## 6章 コンクリート工事

### 1. 一般事項

- ① コンクリートの類別
- ・ I 類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
  - ・ II 類（ I 類型以外のJIS A 5308に適合したコンクリート）

### ② 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スランブ (cm)	強度試験の 有無	(軽量) 種類	気乾単位容積 重量 (t/m3)	適用箇所
普通コンクリート	21	21+S	18	有	I 類	2.3	バス停基礎 風除室2脇階段、スロープ15
普通コンクリート	18	18	15	無	I 類	2.3	捨てコン、道路標識、腰壁 スロープ14、縁石3補修

- ③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。  
なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

- ・ 第4週強度確認
- 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。  
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

### 2. コンクリートの仕上がり

- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は（ A ・ B ・ C ）種とする。
- ③ コンクリートの仕上りの平たんさの種別は（ a ・ b ・ c ）種とする。

### 3. コンクリートの材料および調合

- ① セメントの種類は、（ 普通ポルトランドセメント ・ 普通エコセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ）とする。  
・ 高炉セメントB種適用箇所（ ）  
・ フライアッシュセメントB種適用箇所（ ）
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（ できる ・ できない ）。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- ⑥ 試練りは（ 行う ・ 行わない ）。
- ⑦ 所要空気量は4.5±1.5%とする。
- ⑧ JIS A 5308 附属書JAに規定する、砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分をA以外とする場合は、区分B(標仕6.3.1(2)(イ)(a)から(c)までのいずれかによりアルカリシリカ反応抑制対策を行ったものに限る。)とする。

- ⑨ 混和材料を使用（ できる ・ できない ）。  
・ 使用する場合の種類等は標仕6.3.1(4)、6.3.2(イ)(f)によることとし、監督員の承諾を受けること。

### 4. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

### 5. 型枠

- ① 型枠は、（ 県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ）とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	－	なし			
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり			
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし			
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし			
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	日本農林規格	12mm	基礎、外構
ラス型枠	－	なし	亜鉛鉄板	0.5	エプロンシェルターS-3基礎の内花壇に面する箇所

- ② スリーブの材種、規格等（ ）
- ③ 外部に面するコンクリートの打ち増し厚さは（ ）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- ④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。
- ⑤ 普通エコセメントを用いる場合の型枠の最小存置期間は 日とする。

### 6. 無筋コンクリート

- ① 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。  
・ 捨てコンクリート  
・ 補強筋を必要としないコンクリート
- ② 設計基準強度（ 21 ）N/mm2 、スランブ（ 18 ）cm （バス停シェルター基礎）  
設計基準強度（ 18 ）N/mm2 、スランブ（ 15 ）cm （捨てコン、外構）
- ③ 適用箇所：捨てコン、バス停シェルター基礎、道路標識基礎、看板基礎、縁石

Ⅲ. 建築工事特記仕様書

11章 タイル工事

1. セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類)	うわぐすり (施ゆう・無ゆう)	役物 (有・無)	色 (標準・特注)	再生材の適用	耐凍害性 (有・無)	耐滑り性 (有・無)	下地処理	備考
外構腰壁	50×50	I類	施ゆう	有	標準	無	無	無		

- ① 壁タイル張り工法( モザイクタイル張り )
- ② 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- ③ タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- ④ 見本焼きを( 行う ・ 行わない )。
- ⑤ 試験張りを( 行う ・ 行わない )。
- ⑥ 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
- ⑦ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

12章 金属工事

1. 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
アルミニウム	600角	一般形	屋内用		

製造所：評価名簿による。

13章 ユニット及びその他工事

1. シェルター

- ① 構造:アルミニウム合金、屋根:アルミニウム板
- ② 標準仕様書以外の工法は専門業者の仕様による
- ③ 建築基準法に基づき定められた区分  
基準風速V0=36m/s、地表面粗度区分Ⅲ、積雪区分 国土交通省告示第1455号別表35

14章 排水工事

1. 排水管

① 排水管材材

材種	管の種類・記号	呼び径	備考
硬質ポリ塩化ビニル管	VP	図示	

- ② 透心力鉄筋コンクリート管  
基床の高さ( )、種類( )
- ③ 硬質ポリ塩化ビニル管  
基床の厚さ( )、種類( )。継手は( 接着剤 ・ ゴム輪 )。

2. 側塊、排水樹等

- ① 側塊の形状及び寸法: 図示
- ② 排水、ふたの種類等: 図示
- ③ グレーチング

材質	用途	適用荷重	メイン・ピッチ	ボルト固定の有無	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考
鋼製	樹ふた用 U字側溝用	歩行用	細目 12.5mm		メーカー仕様による	凹凸形	

製造所：評価名簿による。

④ 鋳鉄製マンホールふた

名称	種類	適用荷重	備考

製造所：評価名簿による。

- ⑤ 地業は( 砂地業 ・ 砂利地業 )とし、材料は( )。
- ⑥ 現場打ちコンクリートの種類は( )、設計基準強度は( )N/mm2、スランプ( )cm
- ⑦ 現場打ちの鉄筋の種類記号等は( )
- ⑧ 凍上抑制層に用いる材料は( )。砂の粒度試験は、( 行う ・ 行わない )。
- ⑨ 埋め戻し材料:( A ・ B ・ C ・ D )種とする。

3. 街きよ、緑石、側溝

- ① 地業の厚さは、( 100 )mmとする。
- ② コンクリート設計基準強度( 18 )N/mm2、スランプ( 15 )cm
- ③ 街きよ、緑石及び側溝

名称	形状	寸法	備考
緑石	図示	図示	
U字側溝	図示	図示	

15章 舗装工事

1. 路床

- ① 盛土材料( A ・ B ・ C ・ D )種
- ② 凍上抑制層材料( )、凍上抑制層厚さ( )
- ③ 透水性舗装フィルター材料( )透水性舗装フィルター厚さ( )
- ④ 路床安定処理材は( )とし、厚さ( )、CBR( )
- ⑤ 六価クロム溶出試験を( 行う ・ 行わない )。  
行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。

六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

- ⑥ 路床土の支持力比(CBR)試験は( 行う [ 乱した土 ・ 乱さない土 ] ・ 行わない )。
- ⑦ 路床締固め度試験は( 行う ・ 行わない )。
- ⑧ 砂の粒度試験は( 行う ・ 行わない )。
- ⑨ 現場CBR試験を( 行う ・ 行わない )。

2. 路盤

- ① 路盤材料( 再生クラッシュラン )、厚さ( 100 )mm
- ② 路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

3. アスファルト舗装

舗装の種類	部位	舗装の構成	舗装の厚さ(mm)
アスファルト	スロープ		60

- ・再生アスファルトの種類( )
- ② 再生加熱アスファルト混合物を( 使用する ・ 使用しない )。

舗装の種類	種類	備考
加熱アスファルト混合物		
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物(20.13)	

- ③ シールコートは( 行う ・ 行わない )。
- ④ アスファルト混合物の抽出試験は( 行う ・ 行わない )。
- ⑤ 切取り試験を( 行う ・ 行わない )。
- ⑥ 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。
- ⑦ 地域は( 一般地域 ・ 寒冷地域 )とする。
- ⑧ 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

4. ブロック系舗装

区分	部位	クッション材		目地材	種類	形状、寸法、厚さ	曲げ強度	表面加工	備考
		種類	厚さ						
コンクリート平板舗装	歩行者	モルタル	30	モルタル	歩道用	300角・正方形			既存
インターロッキングブロック舗装	歩行者	砂	30	砂	歩道用	厚60・長方形			再利用
鋪石舗装									及び新設

- ② 舗装の仕上げ面は、歩行に支障となる段差がないものとする。

5. 区画線

- ① 路面標示位置、間隔は図示による。
- ② 材料:種類( 熔融式 )、色( 白 )、塗布幅( 150mm )、塗布厚さ( 1.5mm )

6. 視覚障がい者誘導ブロック

施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ	色彩
歩道	RC製	300x300	60mm	黄色

- ② ブロックパターンはJIS T 9251による。
- ③ 設置位置: 図示

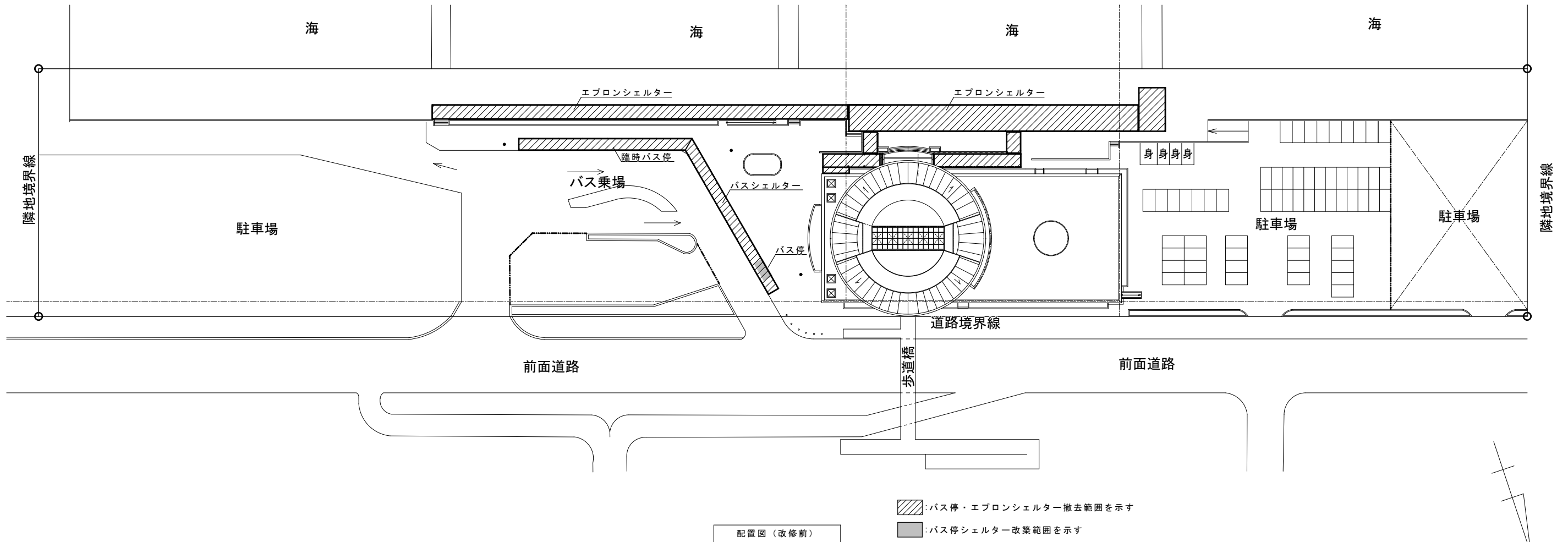
7. 排水の処理

舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。



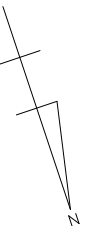
工事場所  
徳島県徳島市東沖洲2丁目14番地  
沖洲マリンターミナル

付近見取図

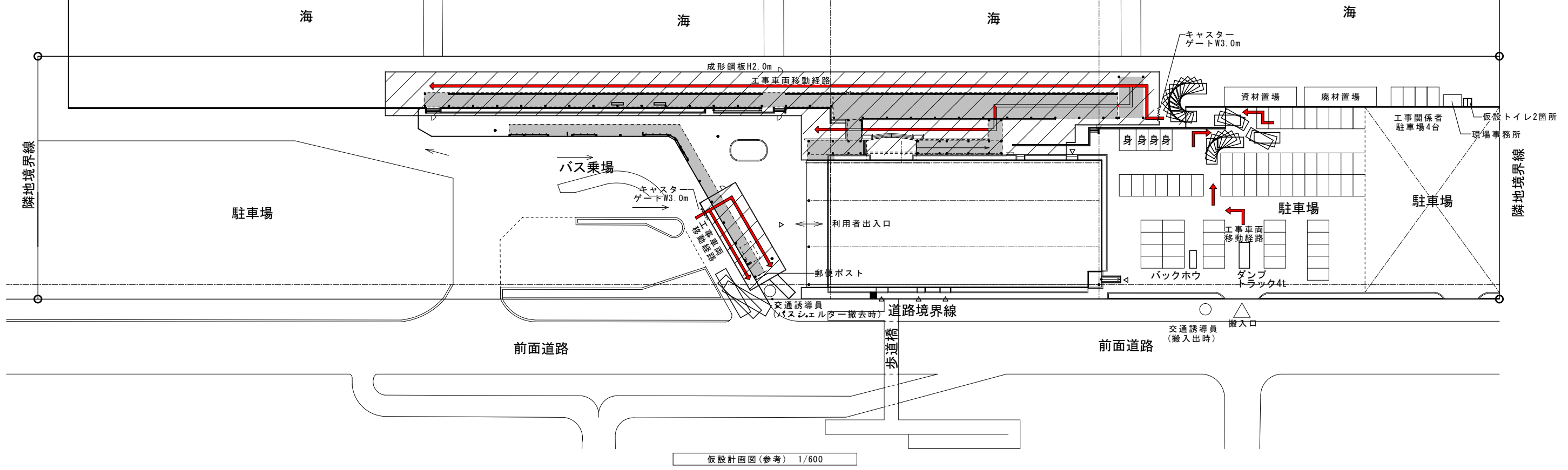


配置図(改修前)

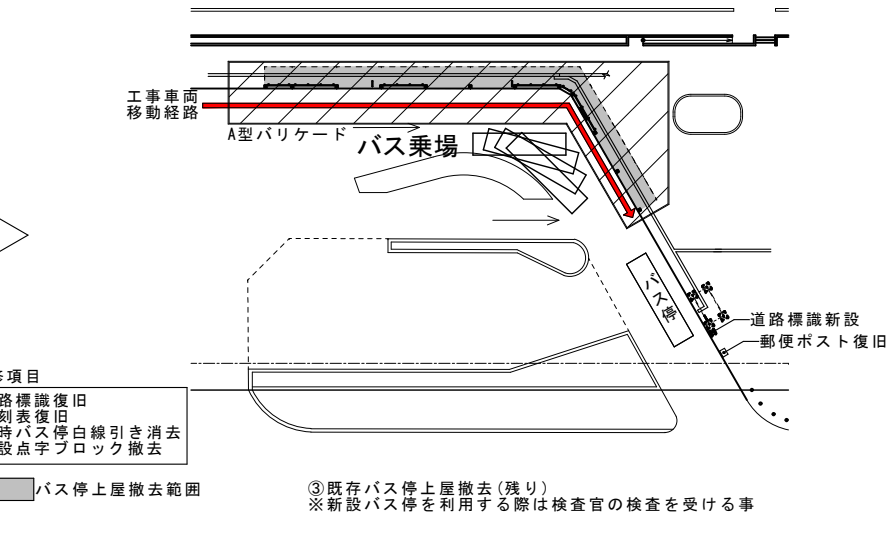
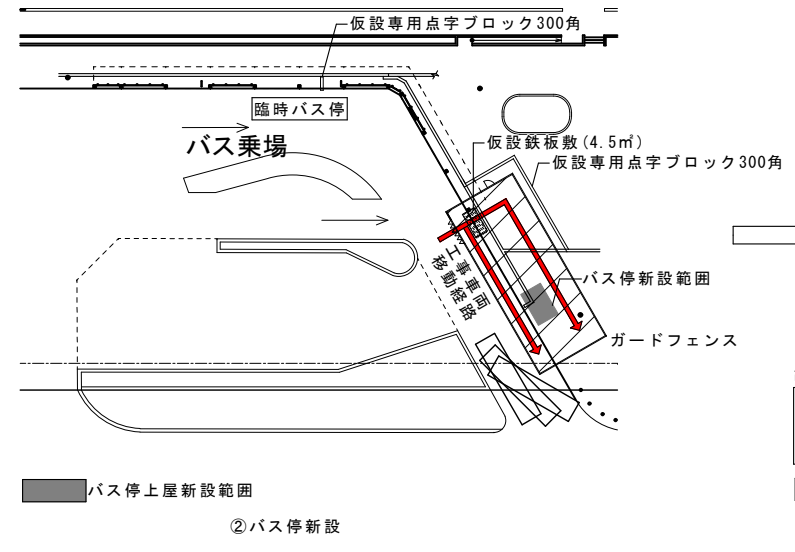
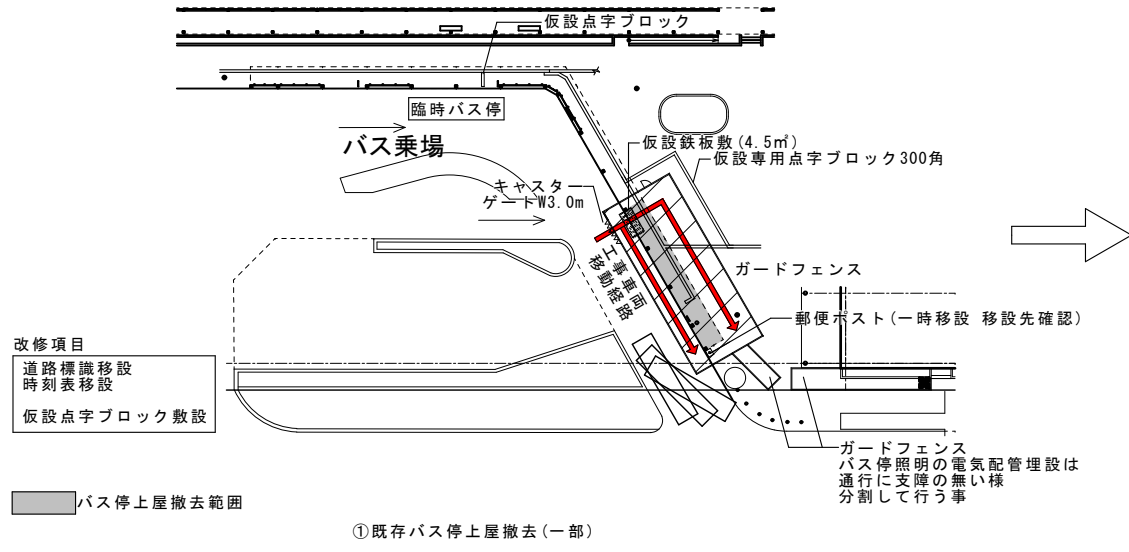
:バス停・エプロンシェルター撤去範囲を示す  
 :バス停シェルター改築範囲を示す



徳島県土木整備部管轄課		工事名	R8管轄 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号	A-01	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
設計	竣工	図面名	配置図(改修前)・付近見取図	縮尺	A2=1/600 A3=71%	
R6.10						



バス停改修計画(参考) ・バス停一時移設(位置はバス会社と協議)  
 臨時バス停車位置白線引きは13x3.3m角とする(W=150.L=32.6m新設)



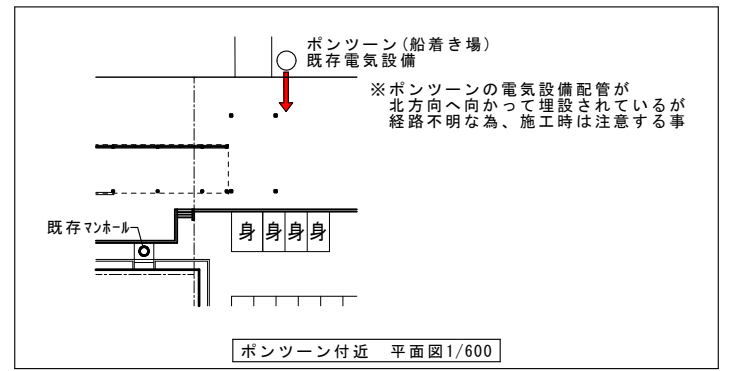
- 改修項目
- 道路標識移設
  - 時刻表移設
  - 仮設点字ブロック敷設

- 改修項目
- 道路標識復旧
  - 時刻表復旧
  - 臨時バス停白線引き消去
  - 仮設点字ブロック撤去

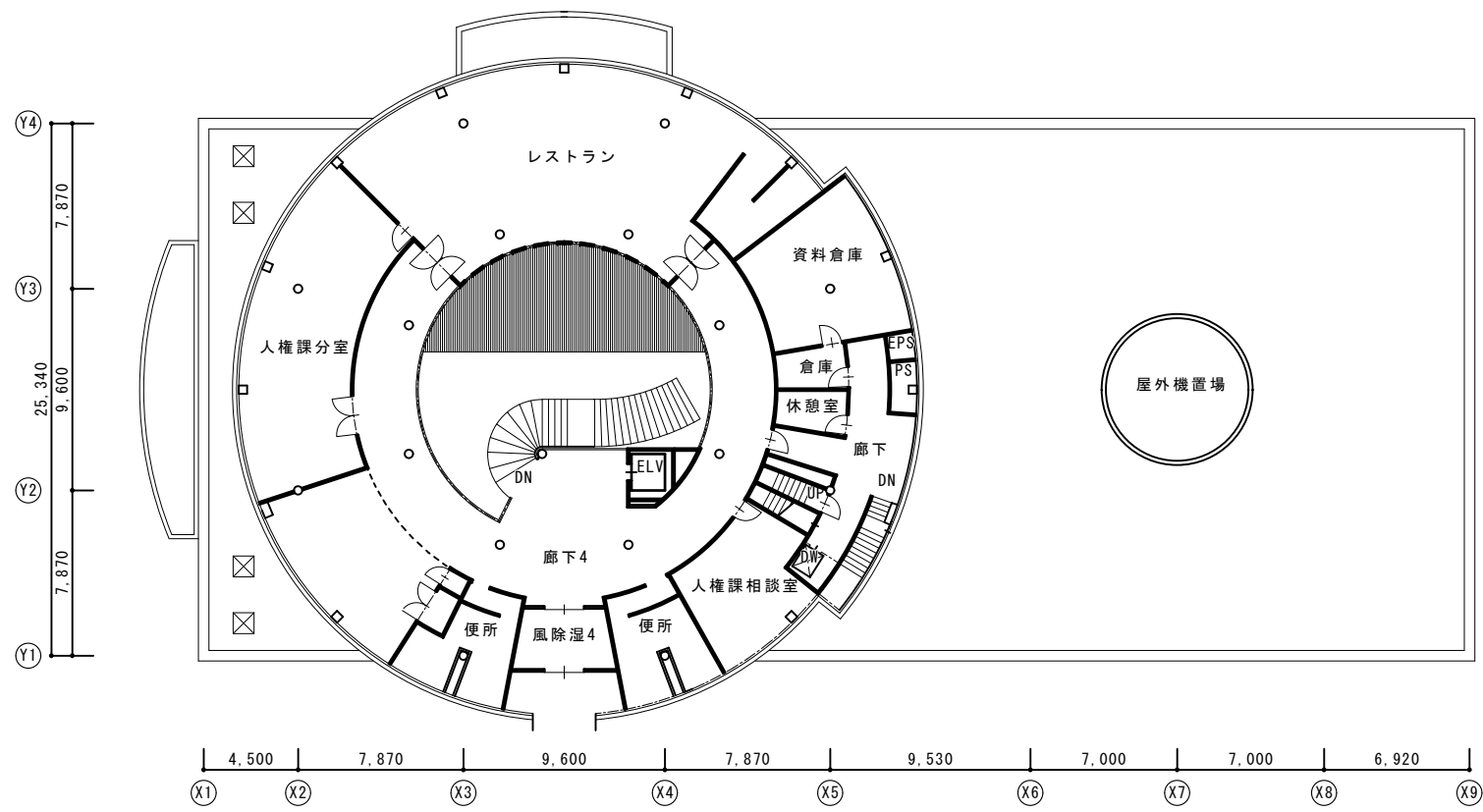
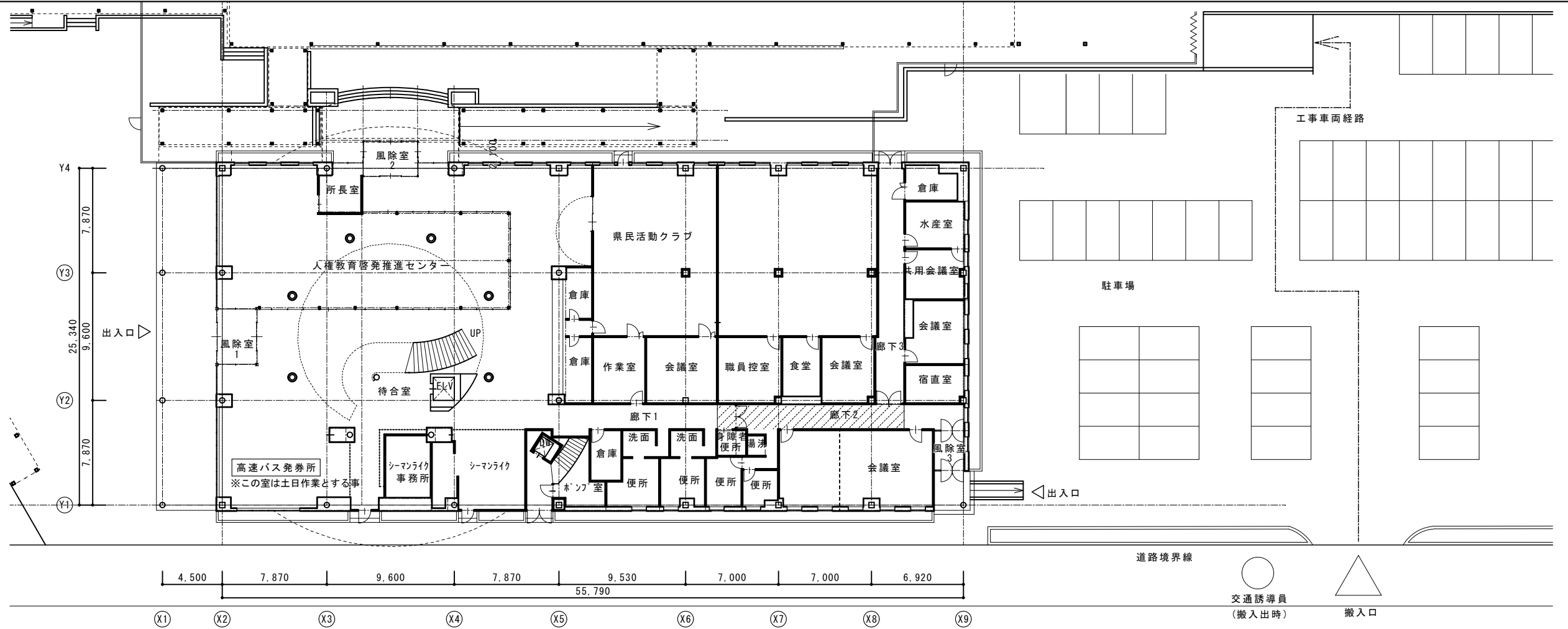
③既存バス停上屋撤去(残り)  
 ※新設バス停を利用する際は検査官の検査を受ける事

- 凡例
- 仮囲い範囲を示す
  - 成形鋼板仮囲いH2.0m L=313m(門出入口5箇所)
  - ガードフェンスH1.8mW1.8m 参考数量60箇所
  - A型バリケードW1.2mH0.8m L=130m 参考数量109箇所
  - キャストゲートW3.0mH1.8m 2箇所

- 注1) 郵便ポストは着工前に移動が必要なる  
 土地所有者(県)が中央郵便局へ移転依頼する  
 注2) バスシェルター工事期間は  
 南側を臨時バス停として利用する  
 注3) 仮囲いは強風対策を行う事  
 注4) 足場設置の妨げとなる植栽は  
 剪定を行い足場を設置する事  
 注5) 道路標識は警察が設置するため、県警本部交通規制課へ設置依頼をする  
 注6) 仮囲いにより標識が隠れる際は  
 仮の標識を仮囲いに貼ること  
 注7) 標識移設時期については  
 徳島県警察本部と協議のうえ決定すること



徳島県県土整備部営繕課	工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号 A-02	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
設計 R6.10	図面名 仮設計画図(参考)(1)	縮尺 A2=1/600 A3=71%	

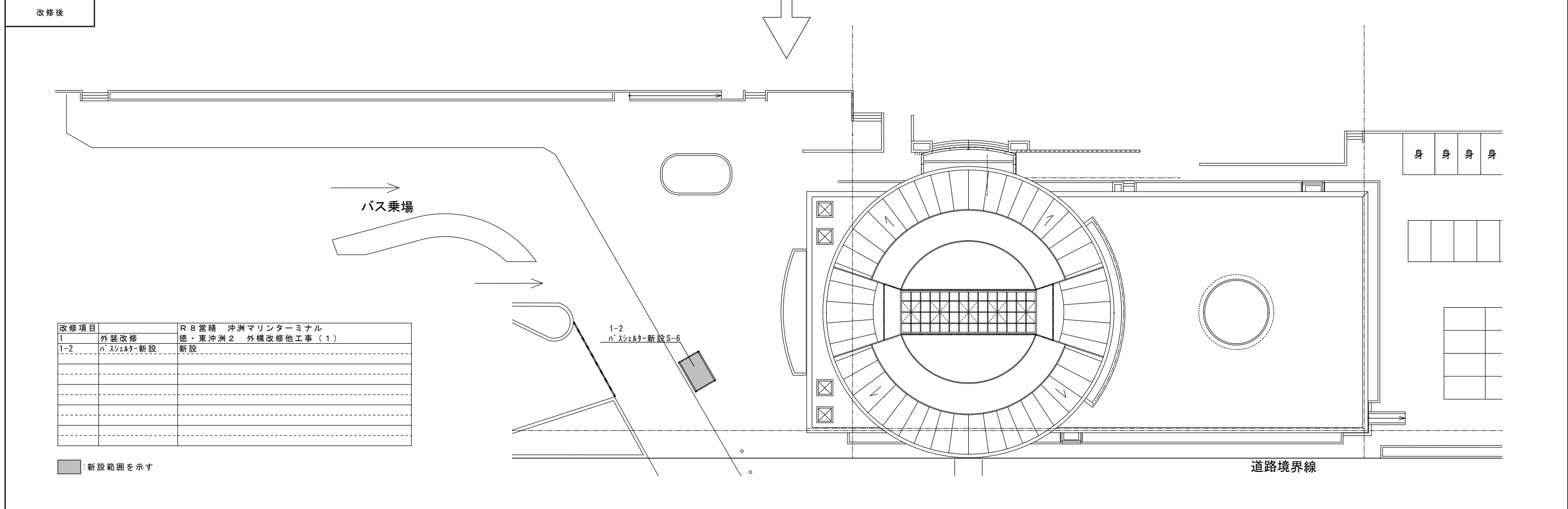
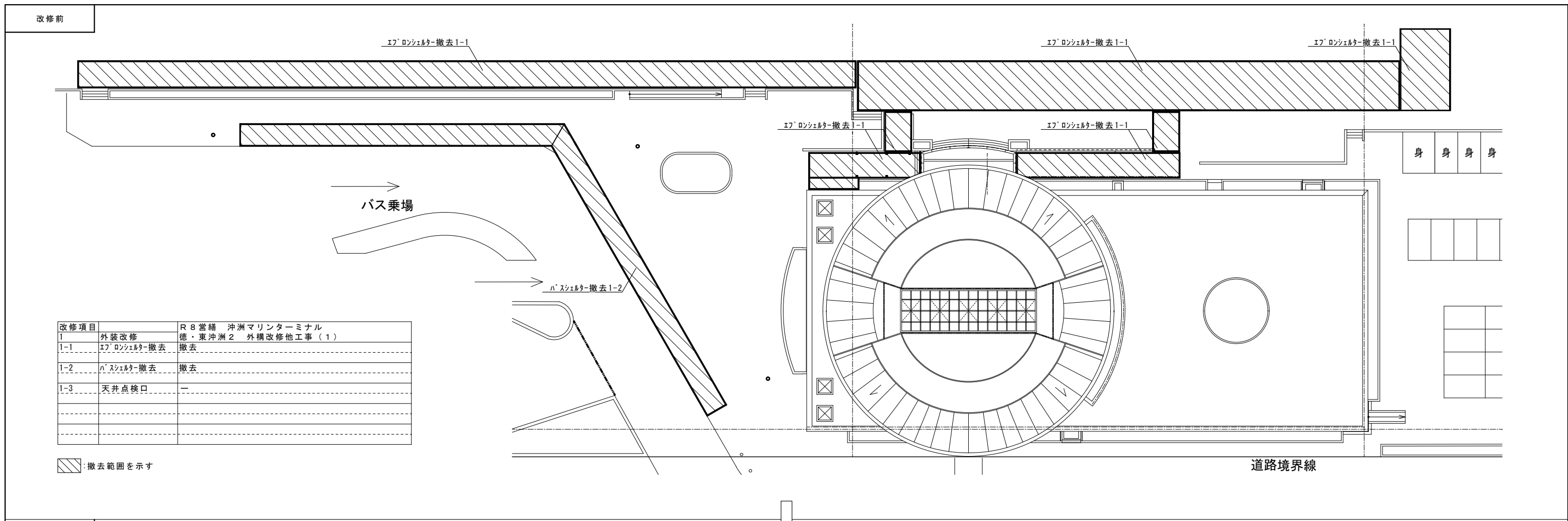


内部仮設リスト

養生範囲(土日作業)  
シート敷込の上コンパネt12敷き

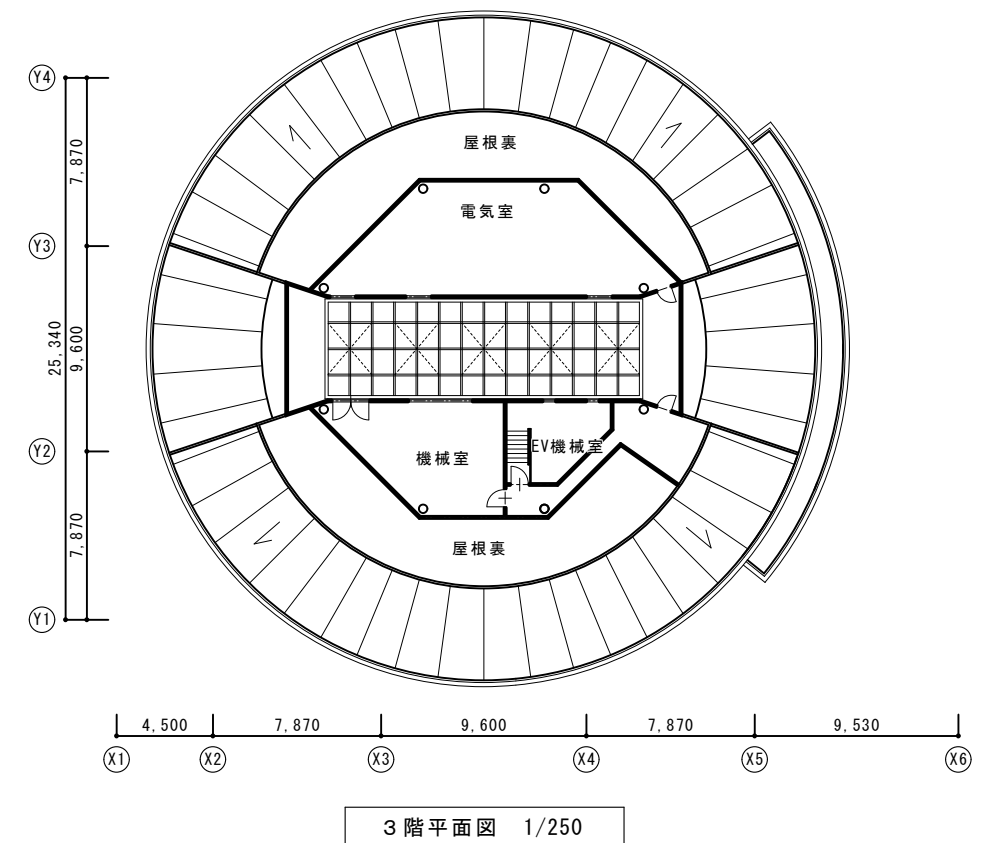
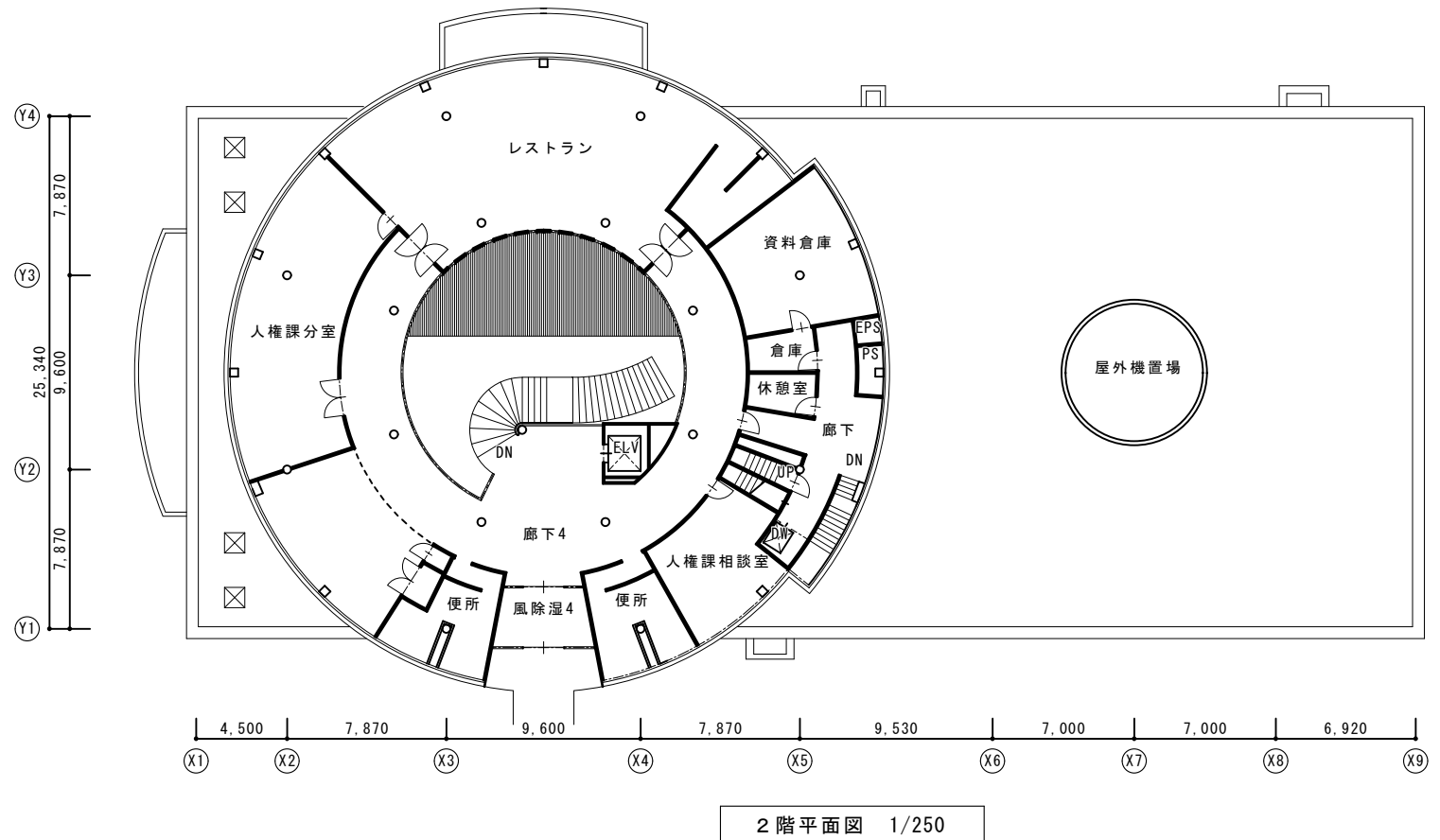
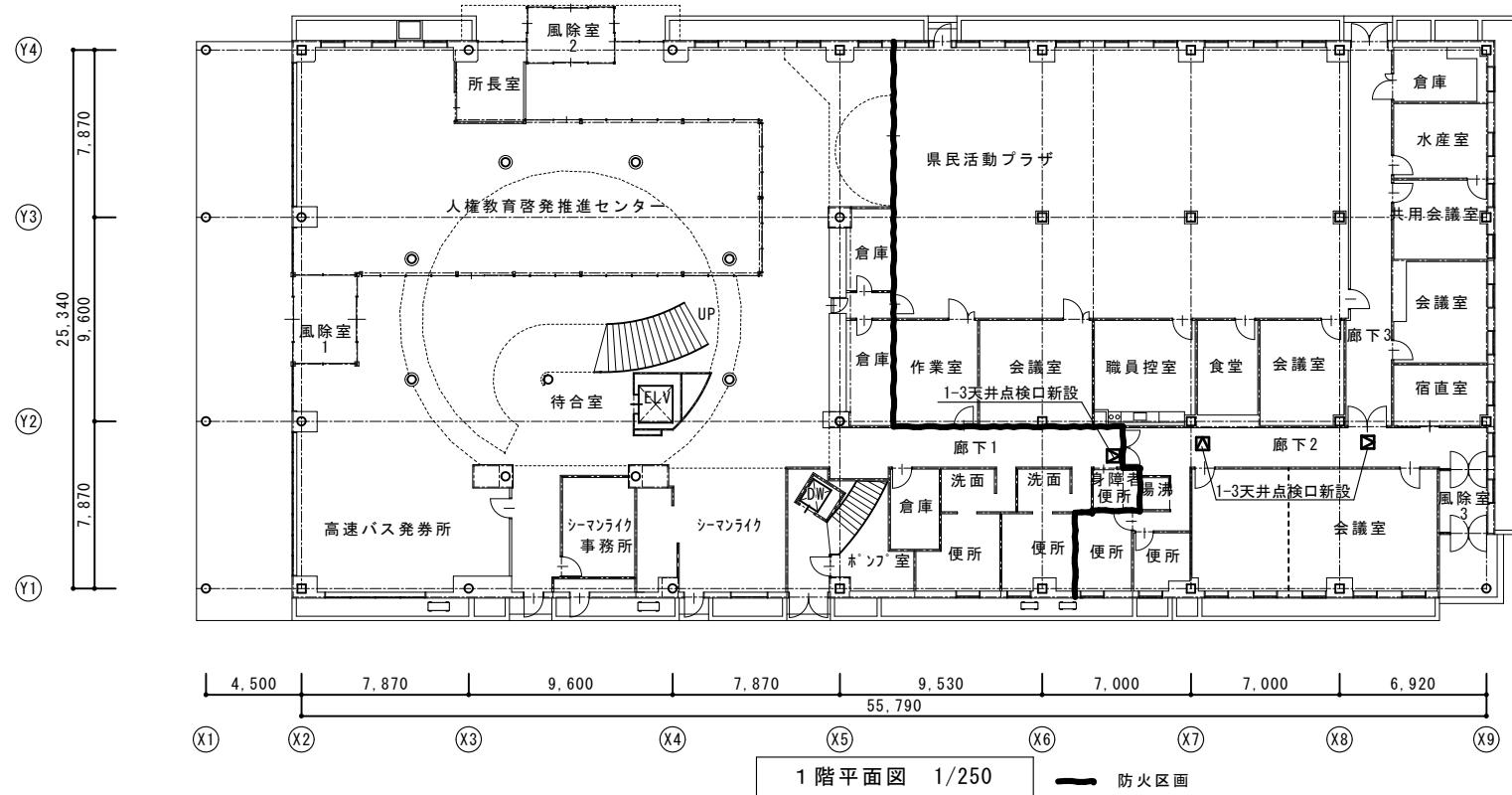
脚立足場設置範囲：バス停シェルター新設部、内部電気改修部、庇裏改修部

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事 (企業育成型)	図面番号 A-03	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)
設計 R6.10	竣工	縮尺 A2=1/250 A3=71%	
図面名 仮設計画図(参考)(2)			

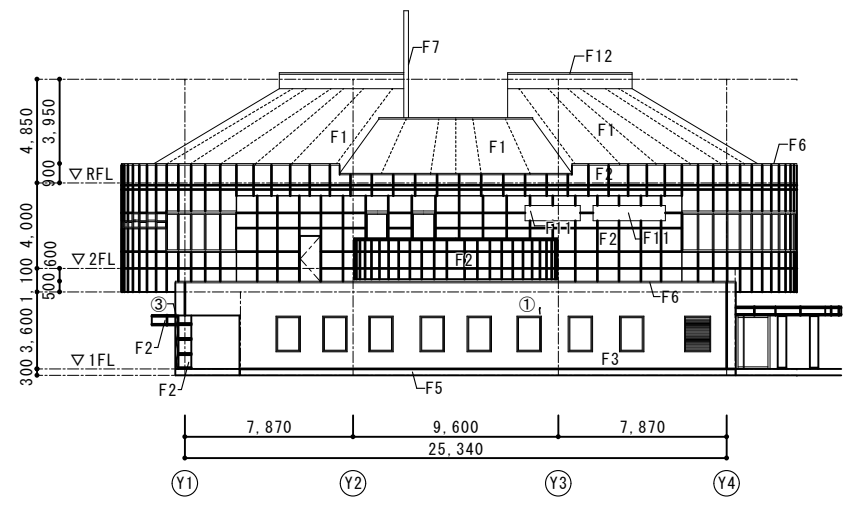


外部仕上げ表

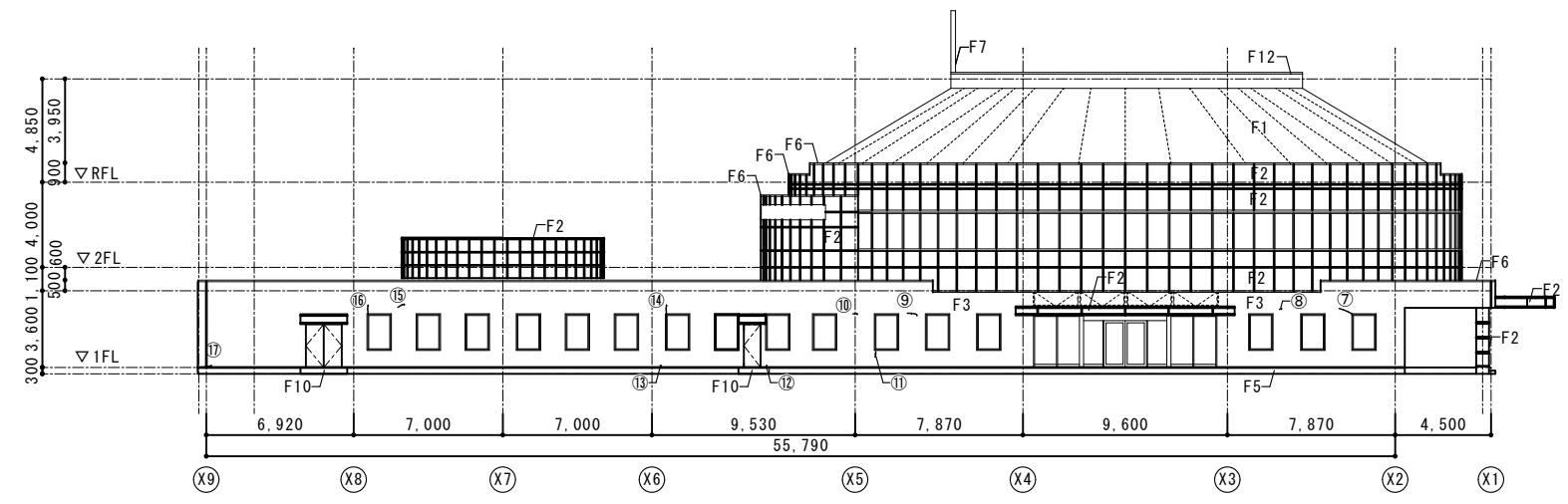
改修前・改修後	屋根	チタンt0.4 発色 立ハゼ溶接工法【既存】	立ち上がり	コンクリート打ち放し+吹付けタイル (RE) 【既存】			
	外壁	アルミパネルt2.0 アクリル樹脂焼付【既存】 押出成形セメント板t60タイルパネル【既存】 モザイクタイル45角【既存】	笠木	アルミパネルt2.0 アクリル樹脂焼付【既存】			



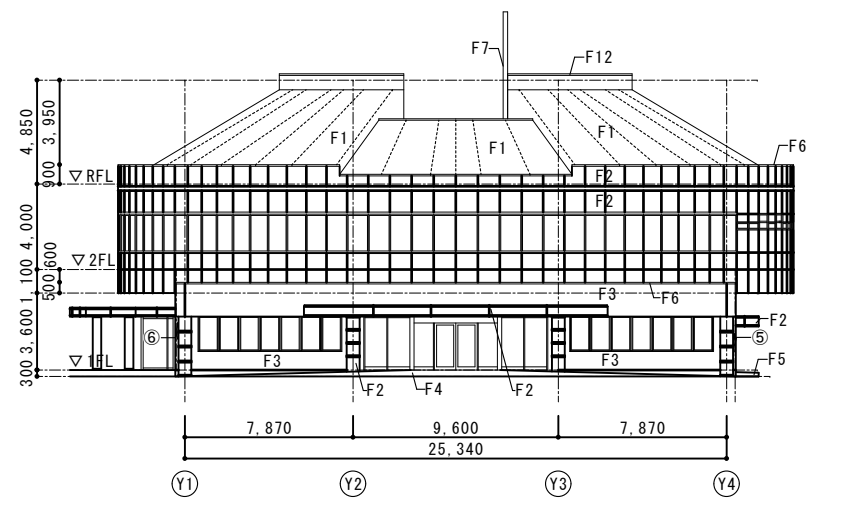
徳島県県土整備部営繕課 設計 R6.10 竣工	工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型) 図面名 平面図	図面番号 A-05 縮尺 A2=1/250 A3=71%	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
-------------------------------	---------------------------------------------------------------	------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------



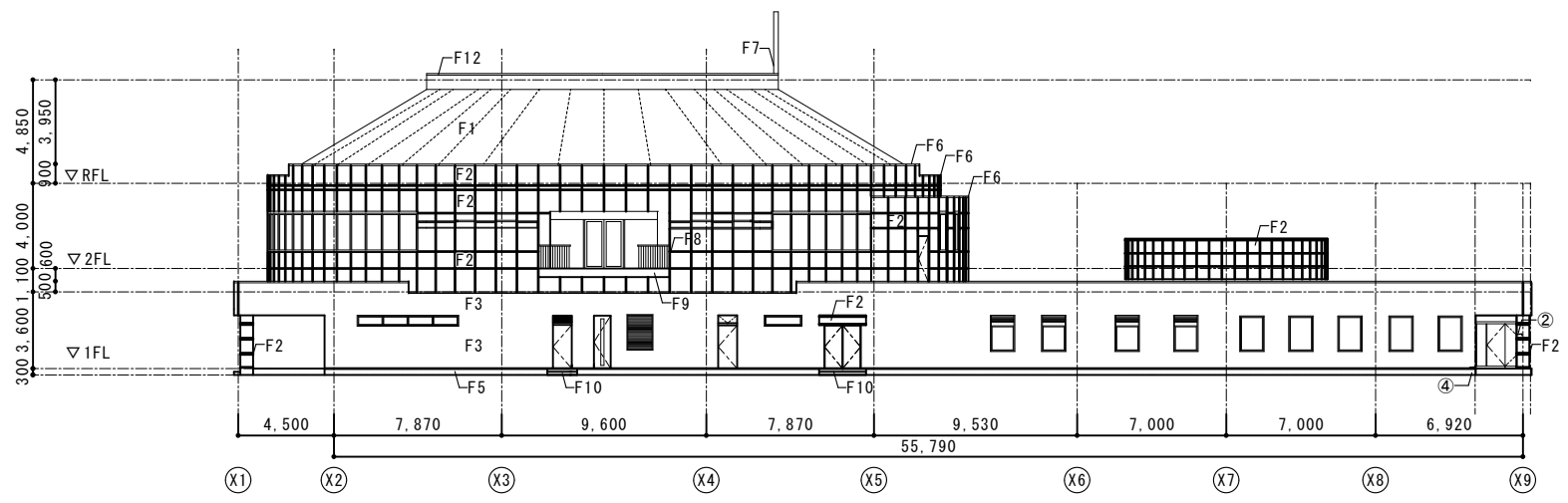
西側立面図 1/250



南側立面図 1/250



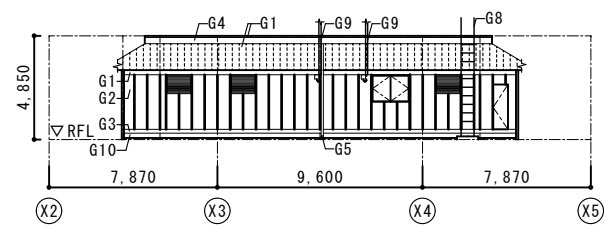
東側立面図 1/250



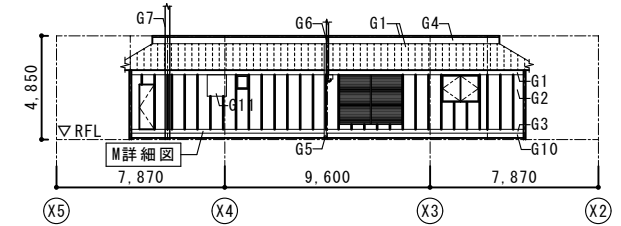
北側立面図 1/250

仕上げ凡例		
符号	改修前仕上げ	改修後仕上げ
F1	チタンt0.4 発色立はげ溶接工法	既存のまま
F2	アルミパネルt2.0 アクリル樹脂焼付	既存のまま
F3	ECP板t60タイルパネル モザイクタイル45角貼	既存のまま
F4	磁器タイル100角	既存のまま
F5	コンクリート打放 吹付タイルRE	既存のまま
F6	笠木:アルミパネルt2.0 アクリル樹脂焼付	既存のまま
F7	鋼管216.3φ溶融亜鉛メッキ	既存のまま
F8	手摺:SUS316 パフ加工#400	既存のまま
F9	コンクリート打放	既存のまま
F10	モルタルコテ押え	既存のまま
F11	ガラリフード:SUS316 t1.5 パフ加工#400	既存のまま
F12	メンテナンス用パイプ スチール溶融亜鉛メッキ46.8φ	既存のまま

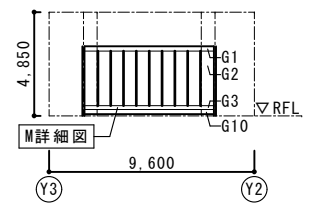
仕上げ凡例(トップライト周辺)		
符号	改修前仕上げ	改修後仕上げ
G1	チタンt0.4 発色	既存のまま
G2	ECP板t60+吹付タイル	既存のまま
G3	水切:チタンt0.4 塩ビ鋼板t0.8下地L-25x25x3@450	既存のまま
G4	軒樋:チタンt0.4 木毛セメント板t15下地	既存のまま
G5	縦樋VP100φ	既存のまま
G6	避雷針	既存のまま
G7	風速計ポール スチール溶融亜鉛メッキ	既存のまま
G8	屋根点検タラップ スチール溶融亜鉛メッキ	既存のまま
G9	アンテナ取付ポール	既存のまま
G10	立上りラス下地 防水モルタルコテ押え	既存のまま
G11	ステンレスフード W900H1000D400	既存のまま



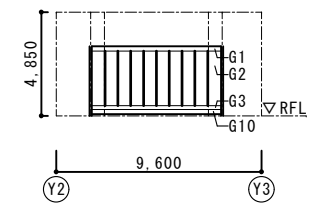
南側立面図(トップライト周辺) 1/250



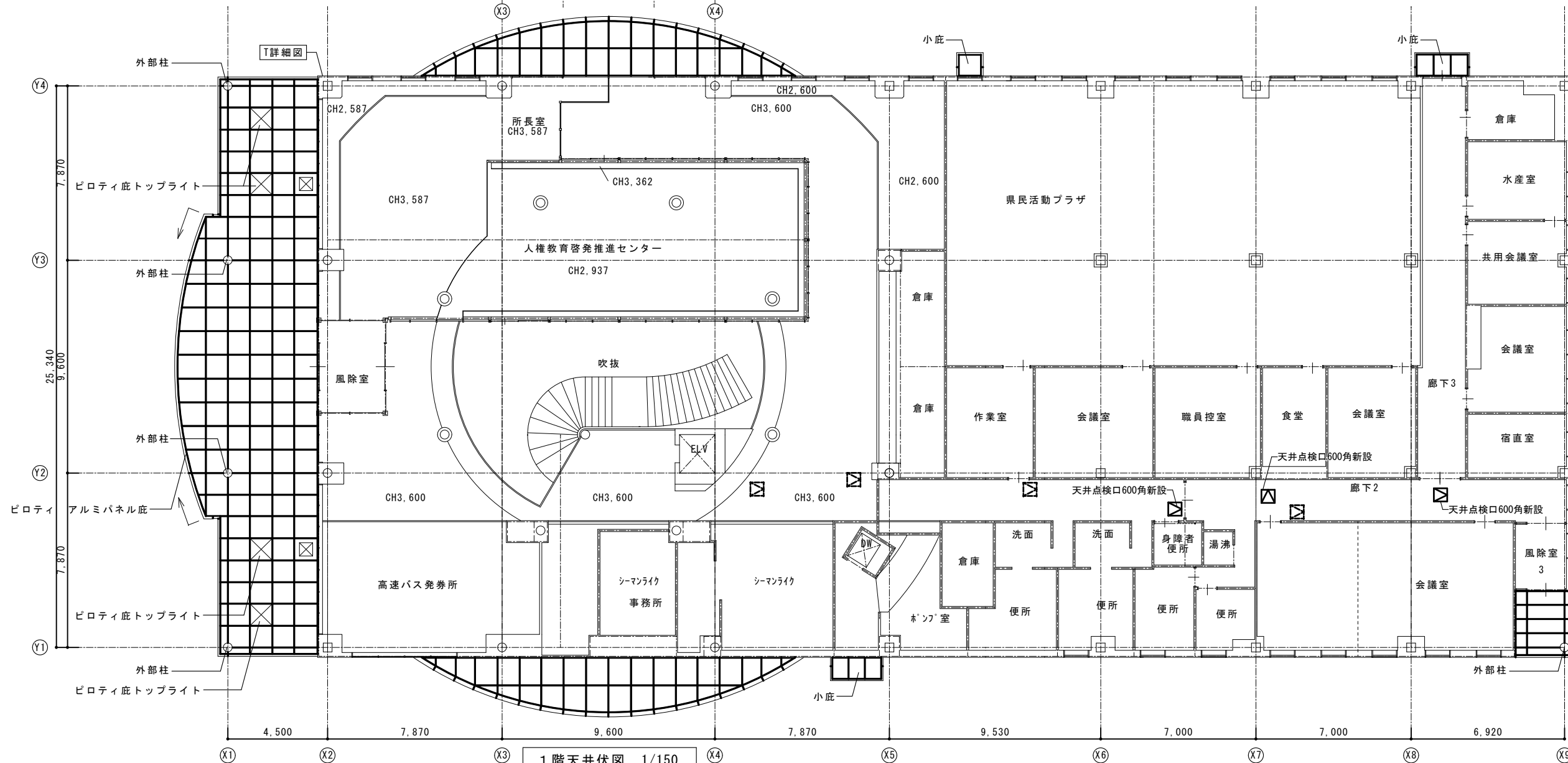
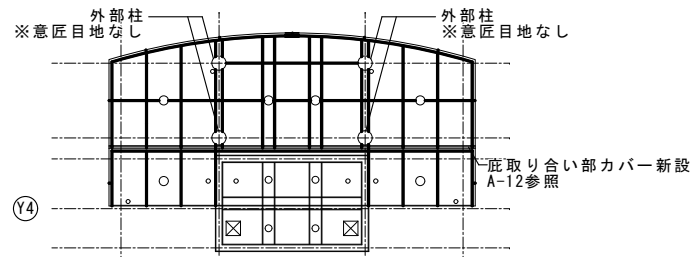
北側立面図(トップライト周辺) 1/250



西側立面図(トップライト周辺) 1/250

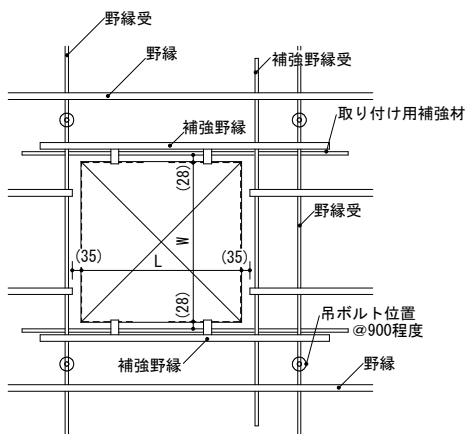


東側立面図(トップライト周辺) 1/250



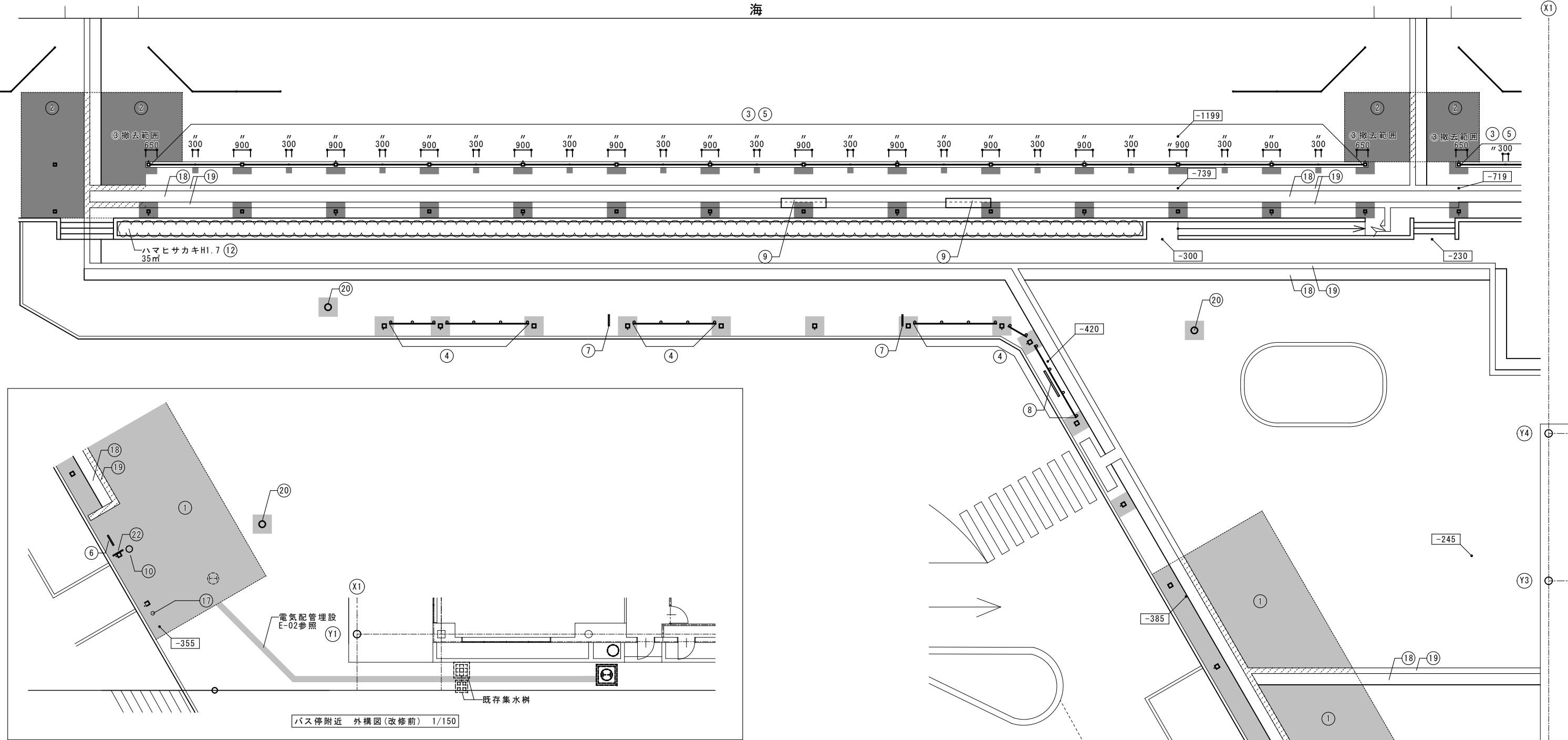
☒ 新設天井点検口を示す(3か所)  
天井上ボードは点検口蓋に再利用する

天井点検口開口補強詳細図 1/20



設計 R6.10 竣工	工事名 徳島県県土整備部営繕課 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号 A-07 縮尺 A2=図示 A3=71%	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
----------------	----------------------------------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

海



バス停附近 外構図(改修前) 1/150

外構リスト(改修前)

1	インターロッキング	部分撤去
2	コンクリート平板	部分撤去
3	縁石	部分はつり
4	ガードレールA	撤去
5	ガードレールB	撤去
6	時刻表:w600H2000	一時撤去
7	看板:w600H2000	撤去
8	看板:w1550H3160	残置
9	ベンチw2400D500	残置
10	灰皿スタンド	残置
11	U字側溝w180	撤去
12	植栽A	撤去
13	植栽B	撤去
14	スロープ(建物西側)	撤去(A-17参照)
15	スロープ(建物南側)	部分撤去(A-17参照)
16	花壇	残置
17	郵便ポスト	残置
18	コンクリート舗装t=60	部分撤去
19	点字ブロック	部分撤去
20	外灯	撤去
21	フェンボ-ル取付金物	撤去
22	道路標識	撤去(柱に取付)

電気設備改修リスト(改修前)

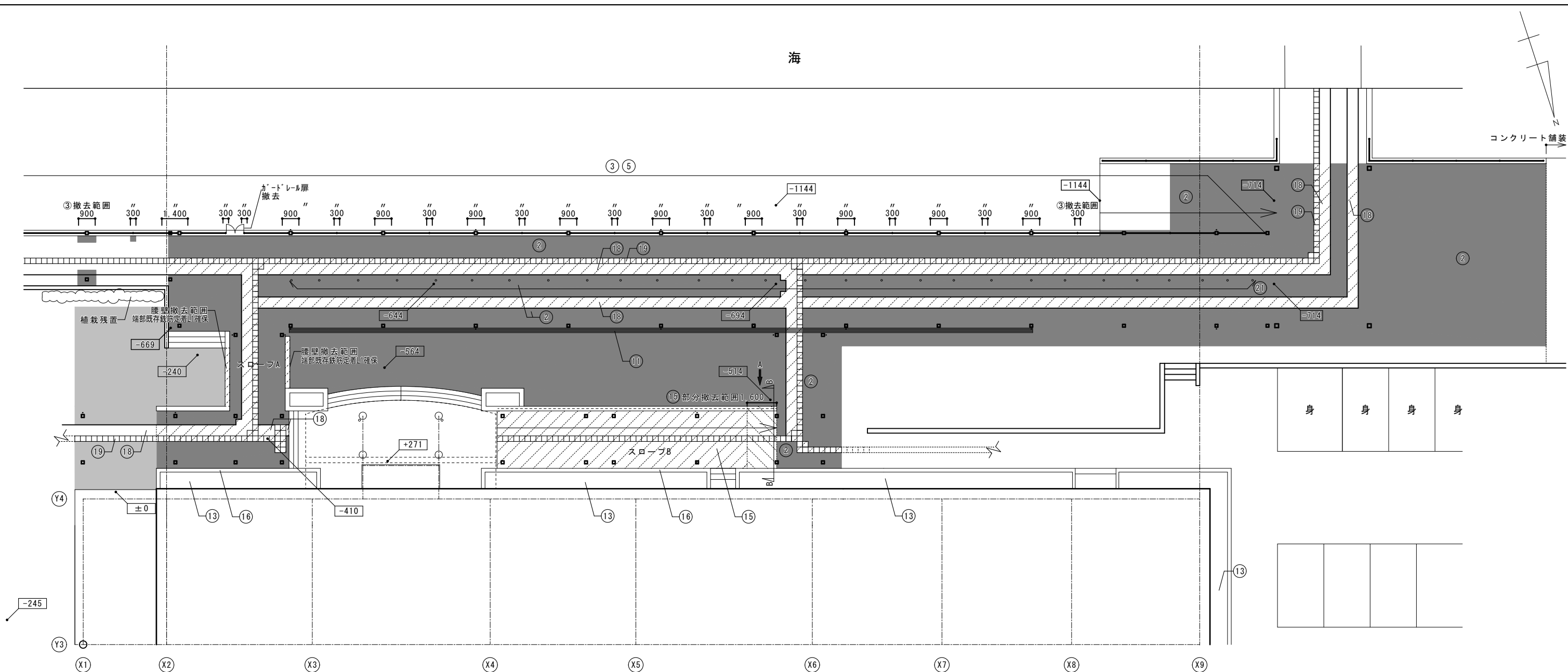
A	通路照明	撤去
B	スピーカー	撤去

※電気設備撤去はE-01を参照

- ①: インターロッキング撤去復旧範囲を示す  
※範囲はバス停撤去の支障となる範囲とする
- ②: コンクリート平板撤去復旧範囲を示す  
※範囲はエプロンシェルター撤去の支障となる範囲とする
- 撤去範囲を示す

\*\*\*\*: 設計GLからの高さ  
設計GL: 1FL-300

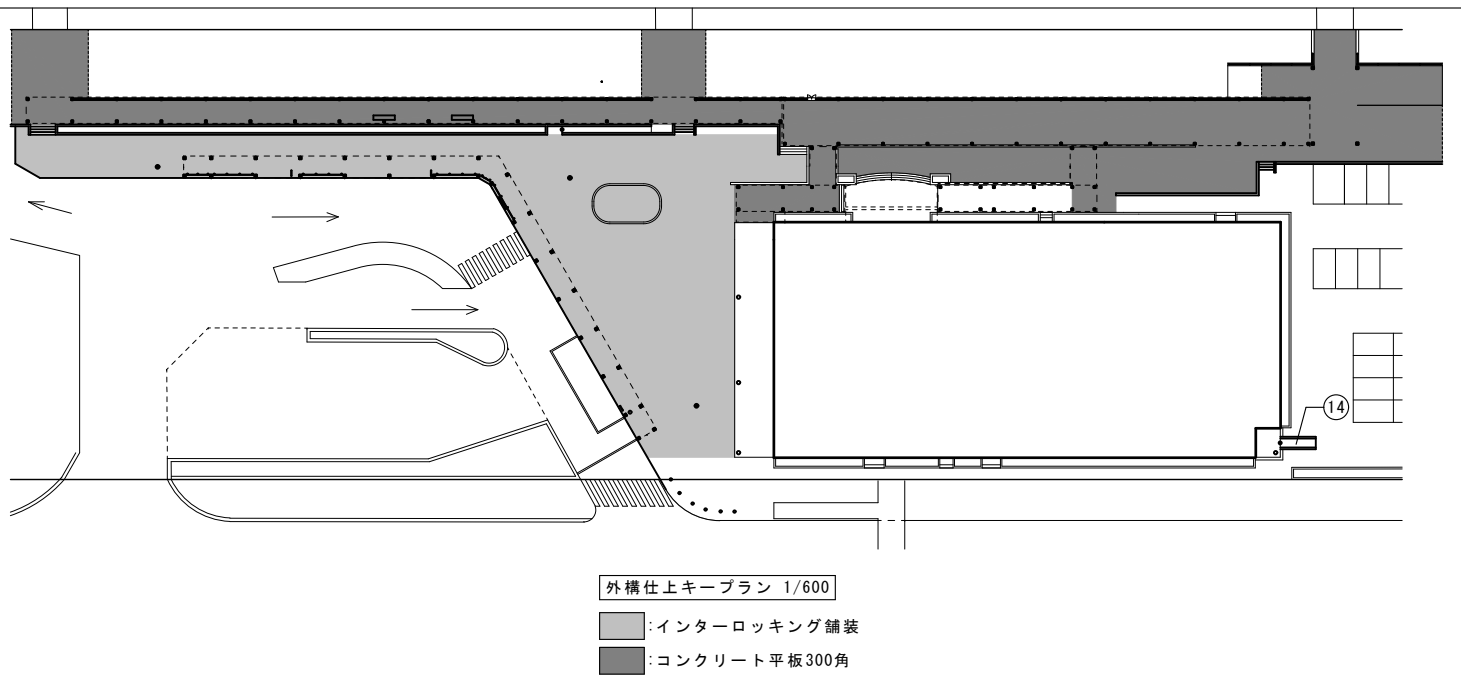
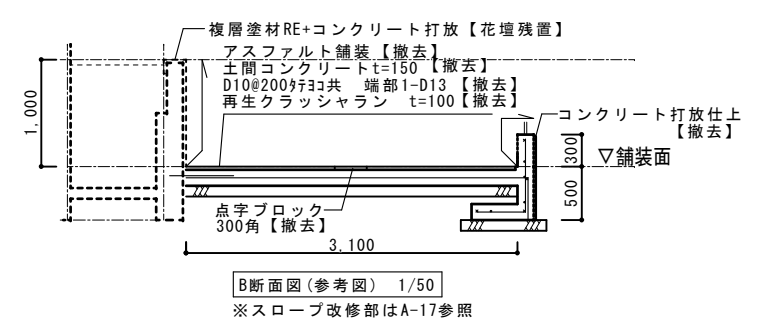
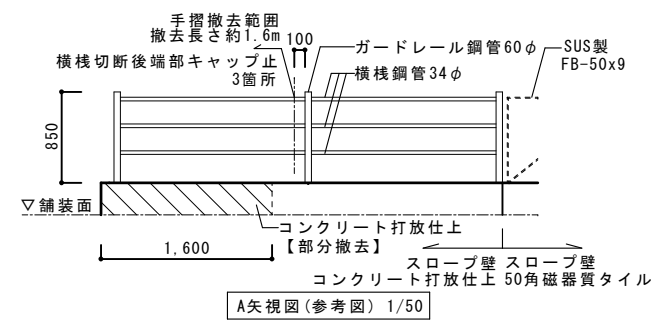
- 注1) 郵便ポストは着工前に移動が必要な為、土地所有者(県)が中央郵便局へ移転依頼する
- 注2) バスシェルター工事期間は、南側を臨時バス停として利用する
- 注3) 仮囲いは強風対策を行う事
- 注4) 足場設置の妨げとなる植栽は、剪定を行い足場を設置する事
- 注5) 道路標識は警察が設置するため、県警本部交通規制課へ設置依頼をする
- 注6) 仮囲いにより標識が隠れる際は、仮の標識を仮囲いに貼ること
- 注7) 標識移設時期については、徳島県警察本部と協議のうえ決定すること



外構リスト(改修前)

1	インターロッキング	部分撤去
2	コンクリート平板	部分撤去
3	緑石	部分はずり
4	ガードレールA	撤去
5	ガードレールB	撤去
6	時刻表:w600H2000	一時撤去
7	看板:w600H2000	撤去
8	看板:w1550H3160	残置
9	ベンチw2400D500	残置
10	灰皿スタンド	残置
11	U字側溝w180	撤去
12	植栽A	撤去
13	植栽B	撤去
14	スロープ(建物西側)	撤去(A-17参照)
15	スロープ(建物南側)	部分撤去(A-17参照)
16	花壇	残置
17	郵便ポスト	残置
18	コンクリート舗装	部分撤去
19	点字ブロック	部分撤去
20	外灯	撤去
21	フェーンホ-ル取付金物	撤去
22	道路標識	撤去(柱に取付)

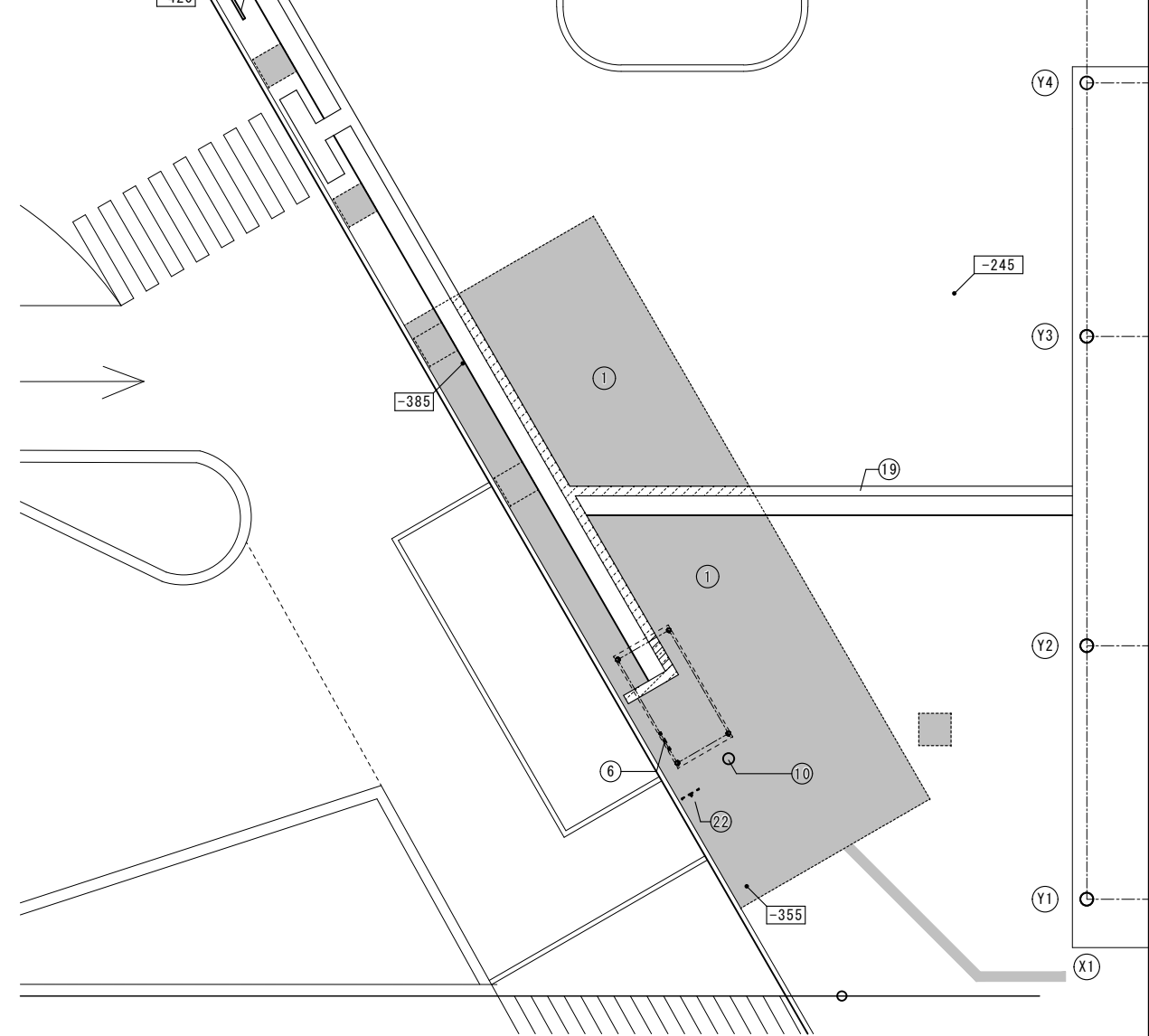
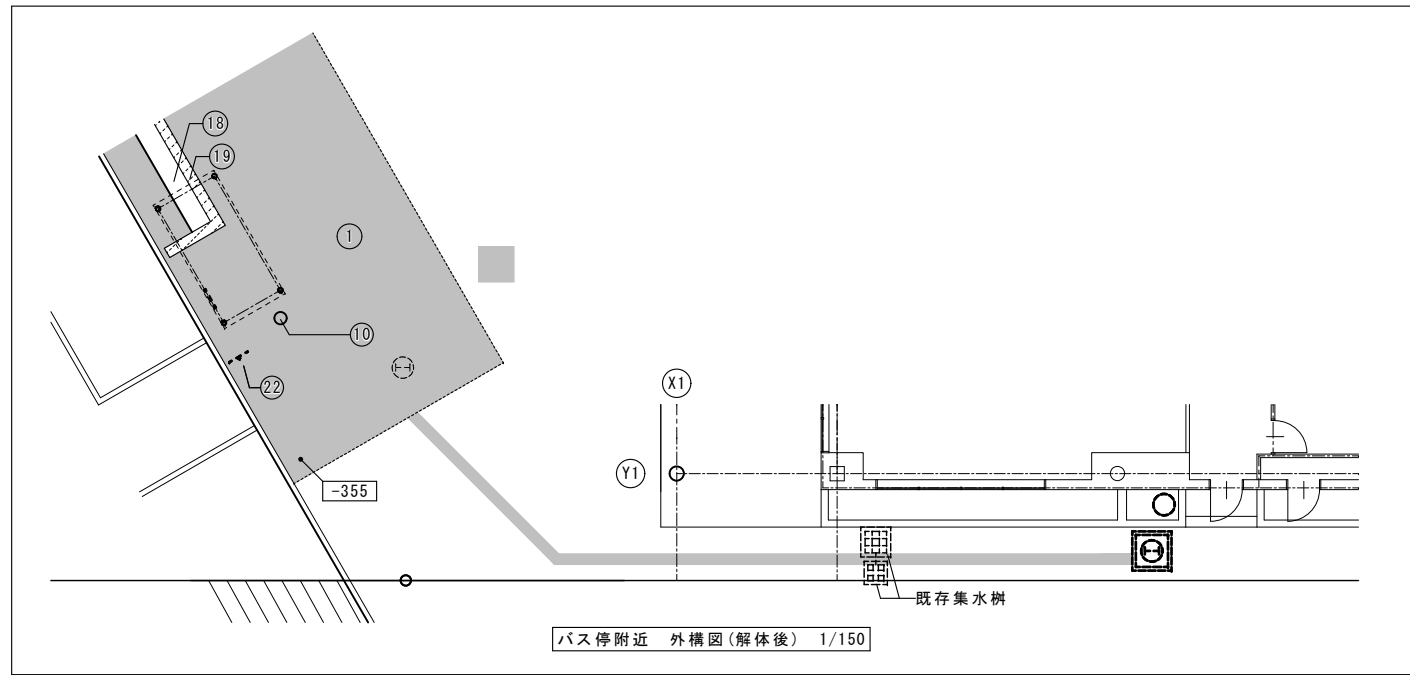
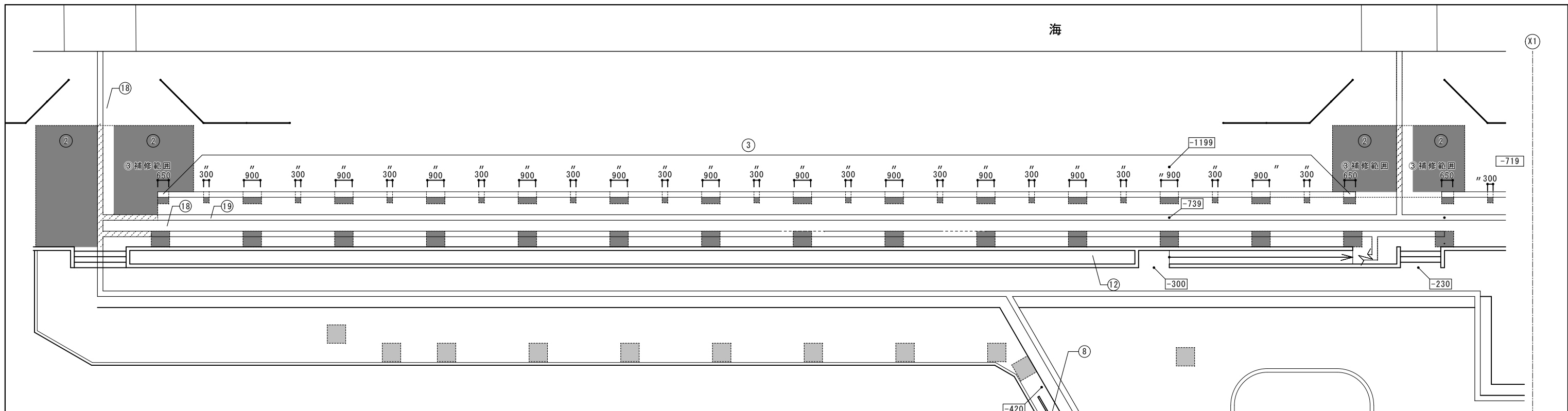
- :インターロッキング撤去復旧範囲を示す①  
※範囲は撤去の支障となる範囲とする
- :コンクリート平板撤去復旧範囲を示す②  
※範囲は撤去の支障となる範囲とする
- :撤去範囲を示す  
(点字ブロックは既存再利用)
- :撤去後コンクリート平板舗装新設範囲を示す  
(点字ブロックは既存再利用)
- \*\*\*\*:設計GLからの高さ  
設計GL:1FL-300



電気設備改修リスト(改修前)

A	通路照明	撤去
B	スピーカー	撤去

※電気設備撤去はE-01を参照



外構リスト(改修後)

1	インターロッキング	復旧及び新設
2	コンクリート平板	復旧及び新設
3	緑石	一部補修
4	ガードレールA	
5	ガードレールB	
6	時刻表:w600H2000	復旧
7	看板:w600H2000	
8	看板:w1550H3160	残置
9	ベンチw2400D500	残置
10	灰皿スタンド	残置
11	U字側溝w180	
12	植栽A	
13	植栽B	
14	スロープ(建物西側)	部分新設(A-17参照)
15	スロープ(建物南側)	部分新設(A-17参照)
16	花壇	残置
17	郵便ポスト	残置
18	コンクリート舗装	コンクリート平板舗装
19	点字ブロック	復旧
20	外灯	
21	フェンホ-ル取付金物	
22	道路標識	新設

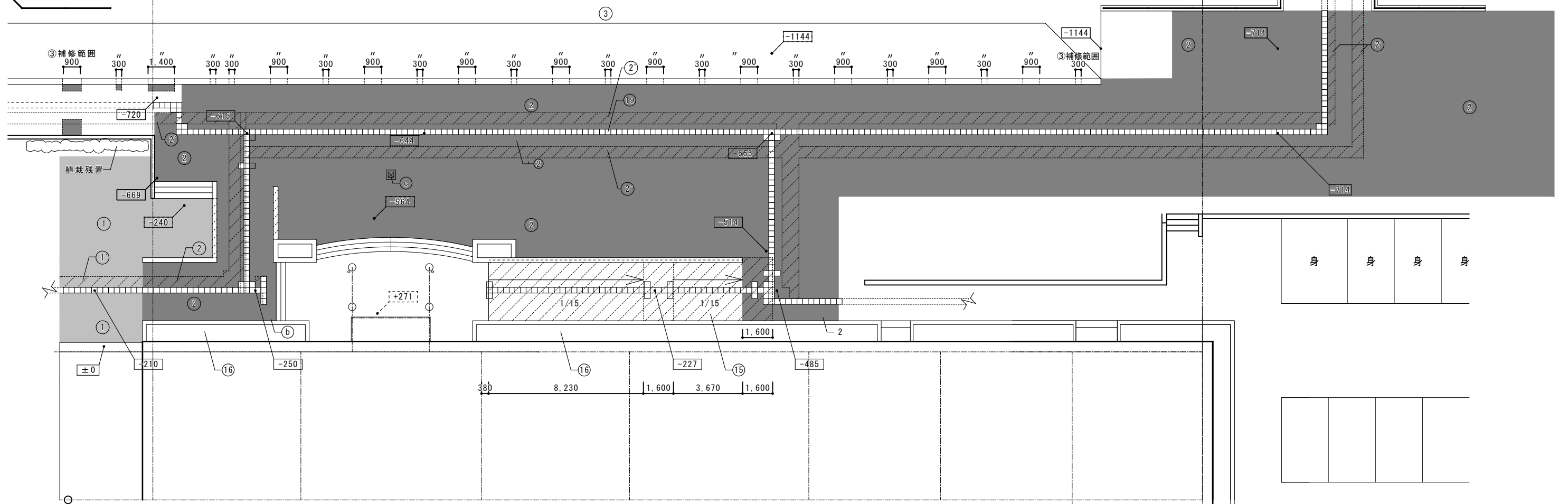
電気設備改修リスト(改修後)

A	通路照明
B	スピーカー

- ① : インターロッキング撤去復旧範囲を示す  
※範囲は撤去の支障となる範囲とする
- ② : コンクリート平板撤去復旧範囲を示す  
※範囲は撤去の支障となる範囲とする
- 斜線 : 点字ブロック復旧範囲を示す

\*\*\*\*: 設計GLからの高さ  
設計GL:-1FL-300

海



外構リスト(改修後)

1	インターロッキング	復旧及び新設
2	コンクリート平板	復旧及び新設
3	緑石	一部補修
4	ガードレールA	
5	ガードレールB	
6	時刻表:w600H2000	
7	看板:w600H2000	
8	看板:w1550H3160	残置
9	ベンチw2400D500	
10	灰皿スタンド	残置
11	U字側溝w180	
12	植栽A	
13	植栽B	
14	スロープ(建物西側)	改修(A-17参照)
15	スロープ(建物南側)	改修(A-17参照)
16	花壇	残置
17	郵便ポスト	
18	コンクリート舗装	
19	点字ブロック	復旧
20	外灯	
21	フェンホ-ル取付金物	
22	道路標識	

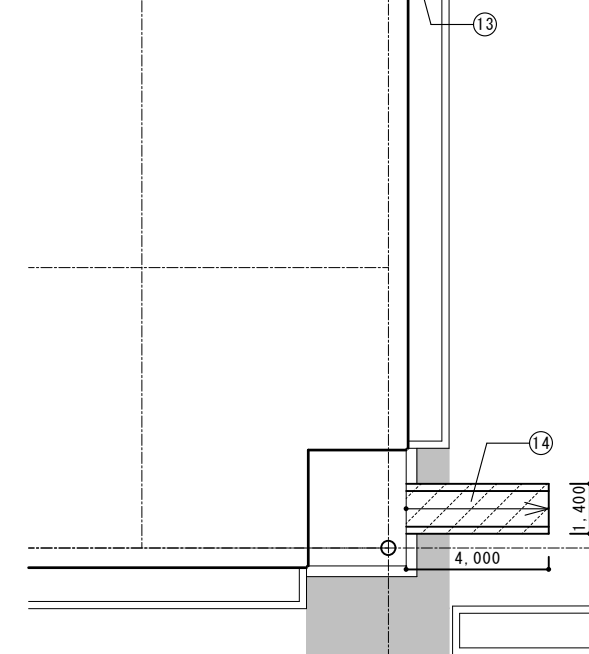
雨水排水外構リスト(改修後)

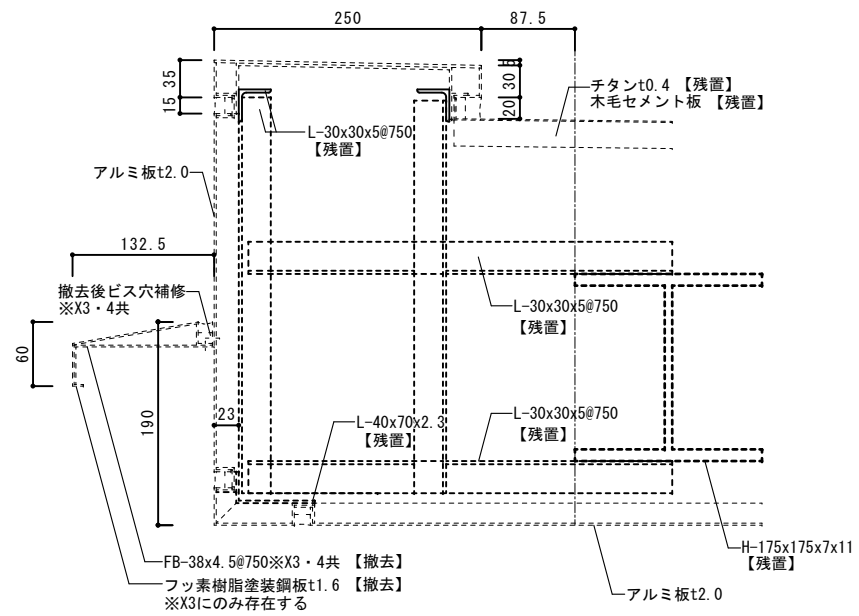
a	V型側溝w500	
b	U型側溝w60	
c	V型側溝樹300角	新設
d	集水樹300角	

電気設備改修リスト(改修後)

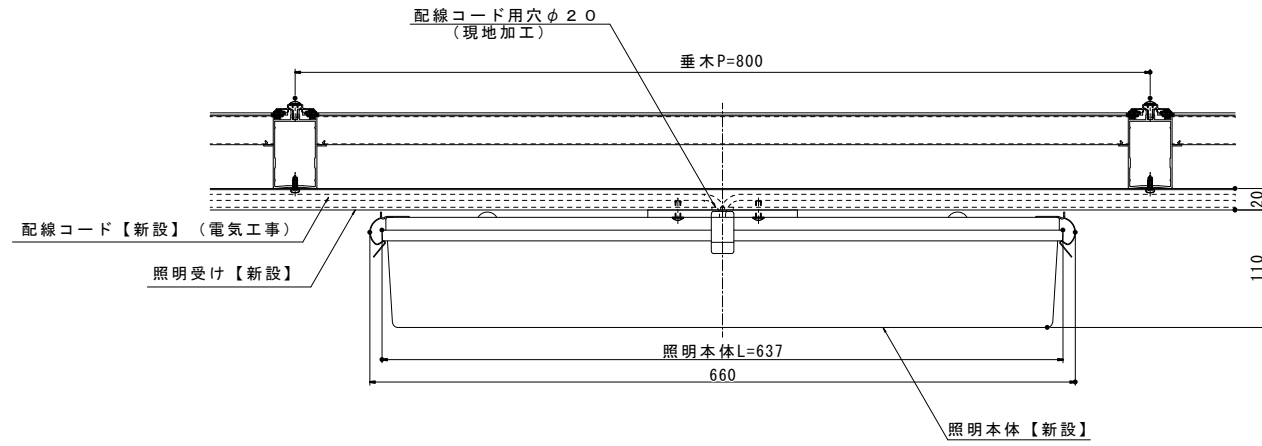
A	通路照明	
B	スピーカー	

- : インターロッキング復旧範囲を示す ①
- : コンクリート平板復旧範囲を示す ②
- : インターロッキング新設範囲を示す ①
- : コンクリート平板新設範囲を示す ②
- : 新設範囲を示す(点字ブロックは既存再利用)
- \*\*\*\* : 設計GLからの高さ  
設計GL:1FL-300

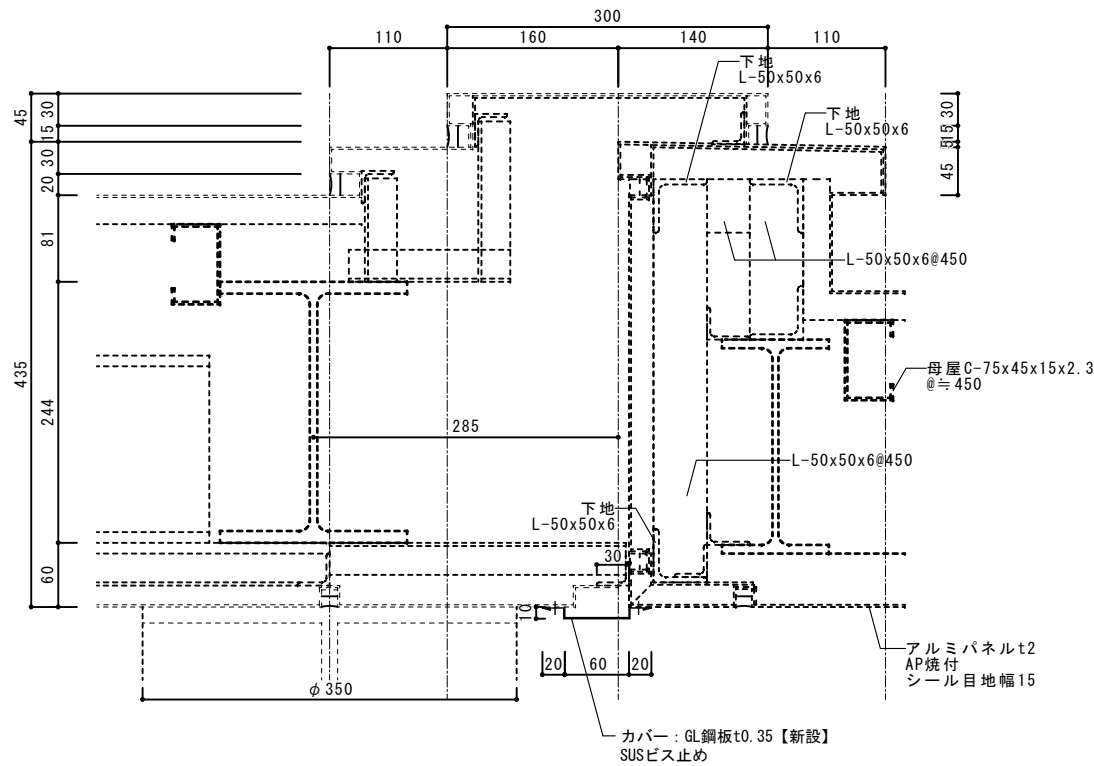




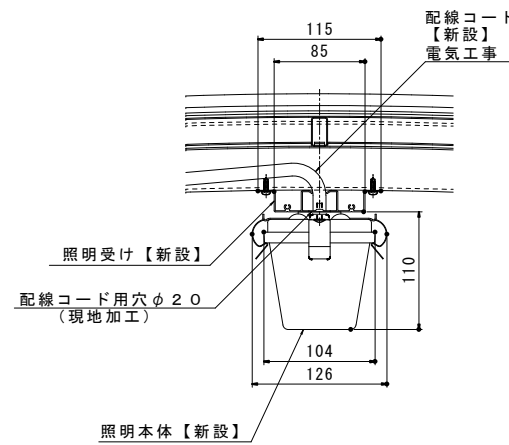
既存アルミ水切りX3・4詳細図 1/5



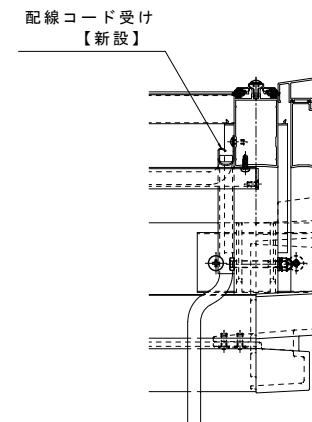
照明受け断面図1 1/5  
※新設バス停シェルター



既存アルミ庇取り合い詳細図 1/5  
※カバー新設する場所はA-07参照

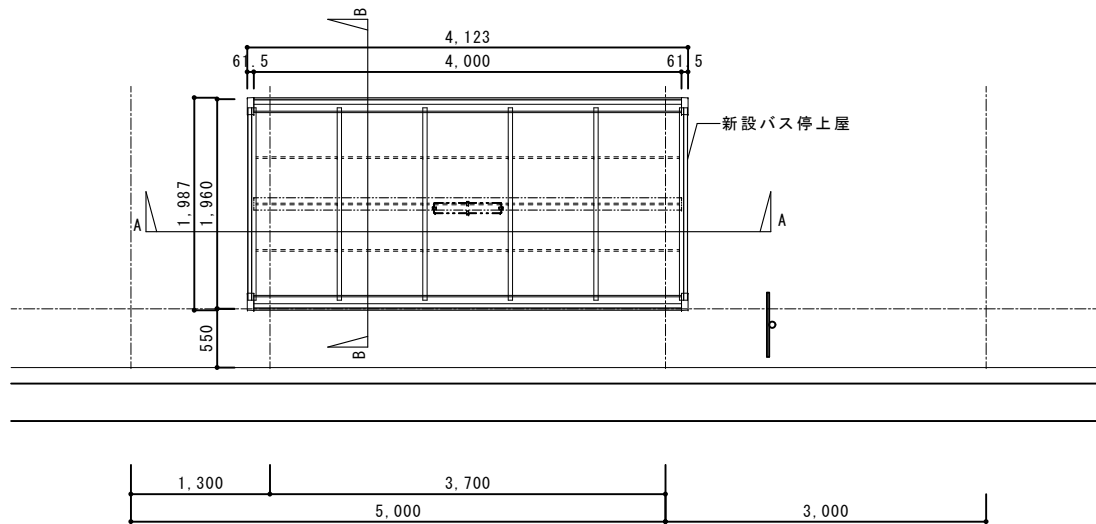


照明受け断面図2 1/5  
※新設バス停シェルター



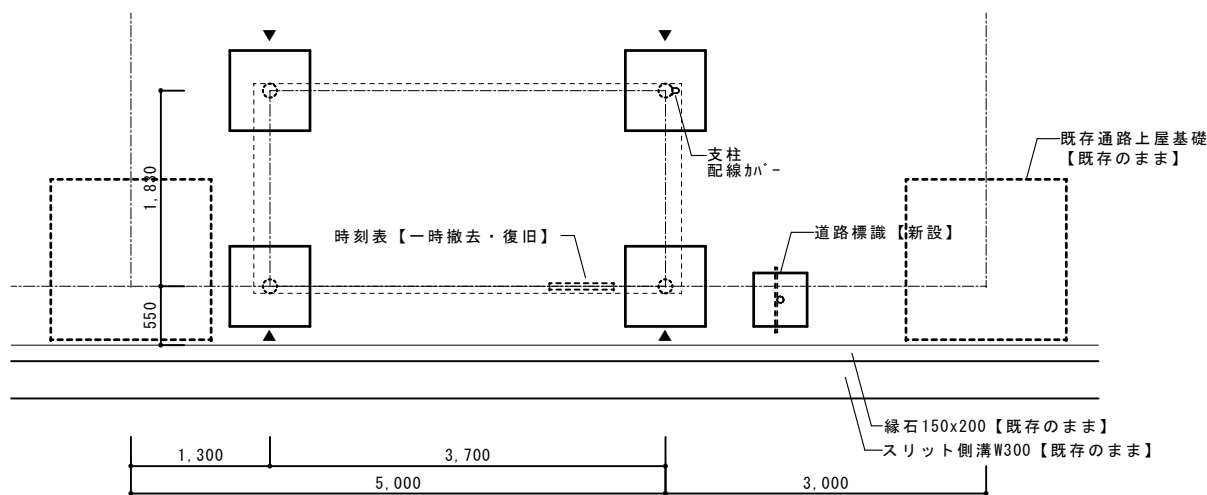
照明受け端部図 1/5  
※新設バス停シェルター

徳島県土木整備部営繕課 設計 R6.10	竣工	工事名	R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事 (企業育成型)	図面番号	A-12	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		図面名	既存アルミ庇・バス停シェルター詳細図(参考図)	縮尺	A2=1/5 A3=71%	



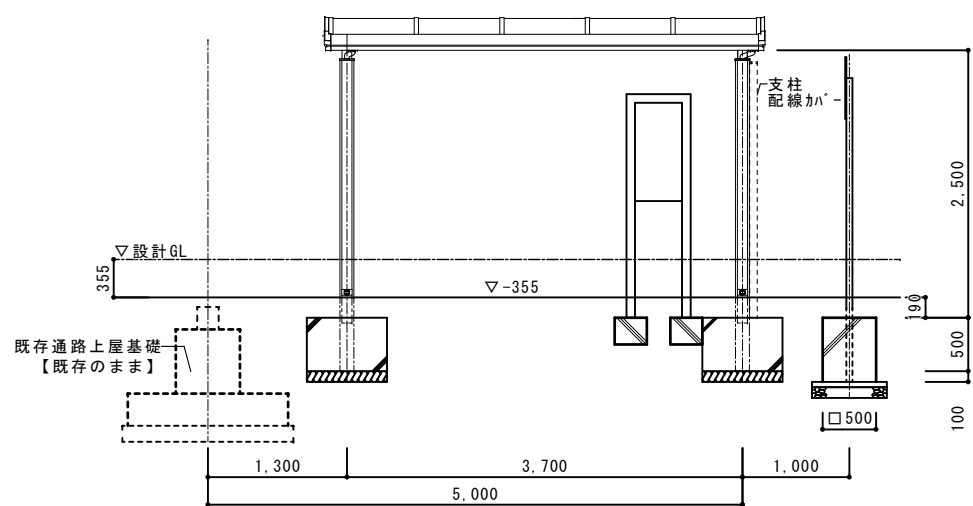
屋根平面図 1/50

① 通路照明計1台  
照明受け材



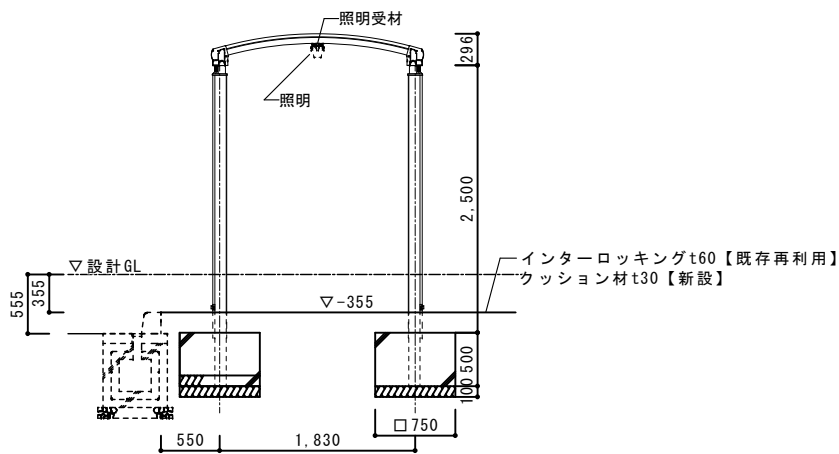
平面図 1/50

▼:排水位置を示す



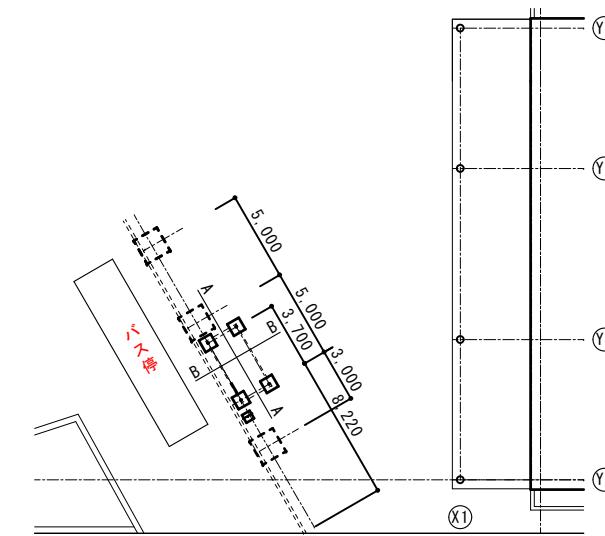
A-A断面図 1/100

※既存基礎は参考図



B-B断面図 1/100

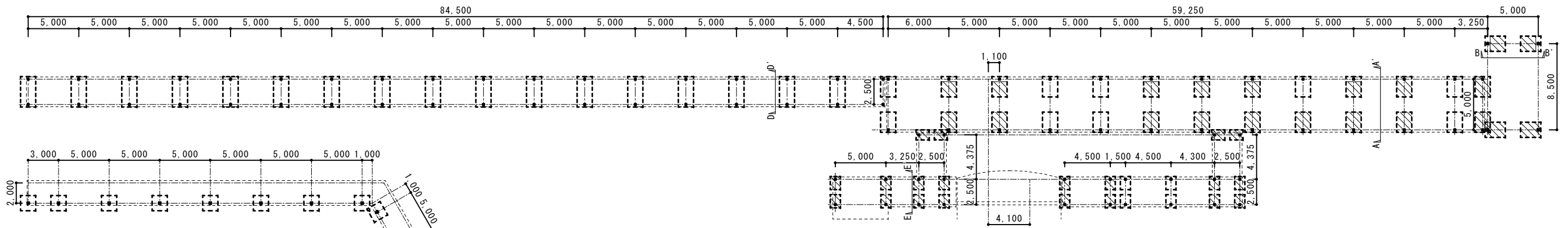
※既存スリット側溝は参考図



キープラン 1/300

主要部材・部品	材質	規格
柱・柱補強 (H30のみ) 桁・垂木 (D26以上)	アルミニウム合金押出形材	A6N01S-T5
垂木 (D23以下)・妻垂木 パネル押え・中棧	アルミニウム合金押出形材	A6063S-T5
屋根パネル	ポリカーボネート板 (t=2.5)	国土交通大臣認定番号: DW-9054
	熱線遮断ポリカーボネート板 (t=2.5)	国土交通大臣認定番号: DW-9054
	アルミニウム板 (t=2.0)	A1100P-H14
ボルト等	ステンレス	
照明受け	アルミニウム合金押出形材	A6063S-T5

バス停シェルター面積計算表 (m2)	
バス停シェルター	4.123*1.987= 8.19
面積合計	8.19

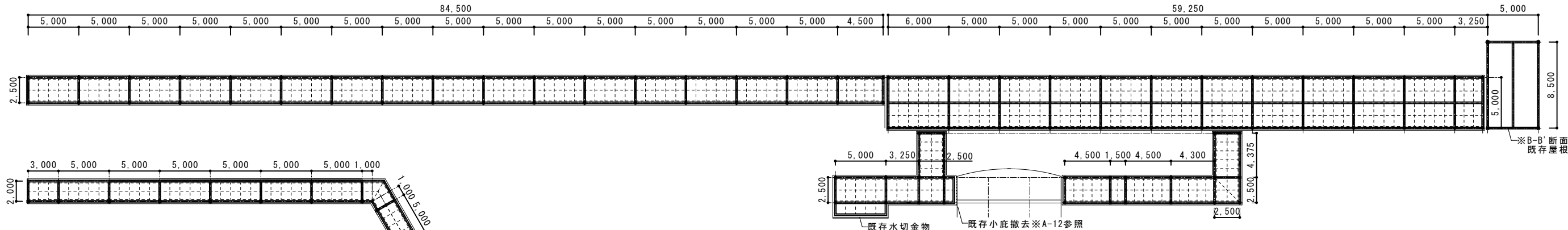


バス停平面図 1/300

エプロンシェルター平面図 1/300

平面図(基礎撤去部)

▨:基礎撤去範囲を示す  
※基礎は参考図



バス停屋根伏図(見上図) 1/300

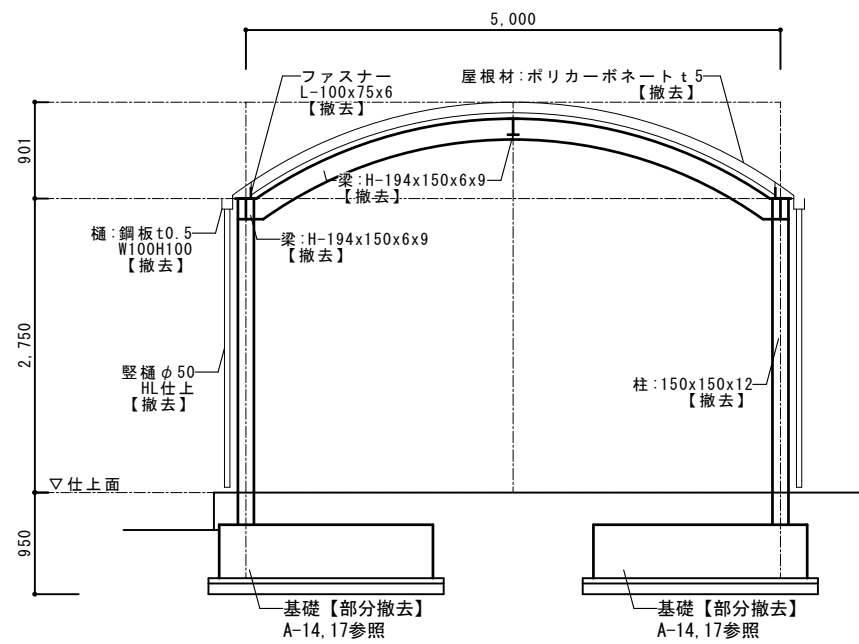
エプロンシェルター屋根伏図(見上図) 1/300

屋根伏図(改修前)

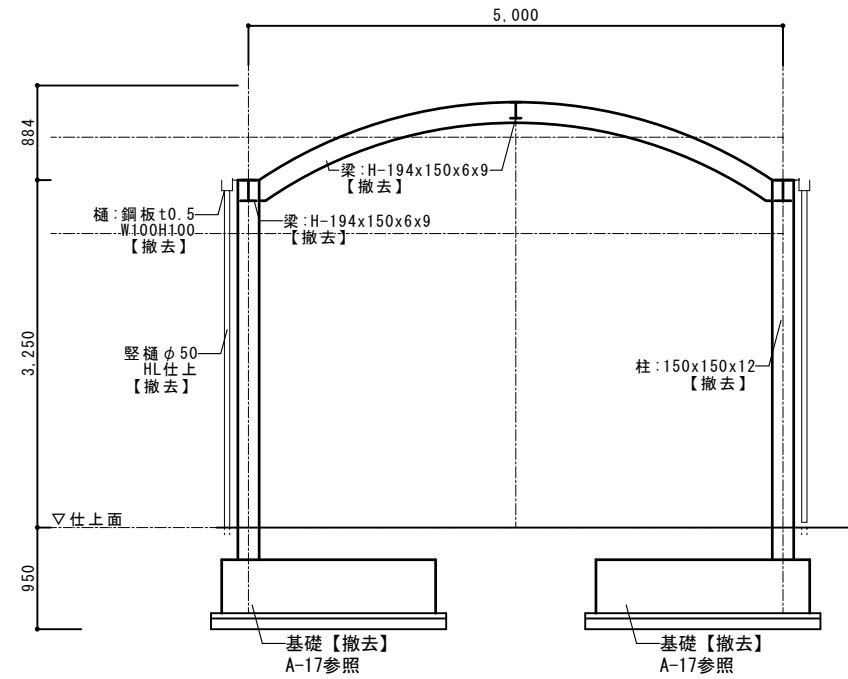
-----:屋根受材C-100x50x3.2程度を示す

※B-B'断面図の部分は  
既存屋根材無し

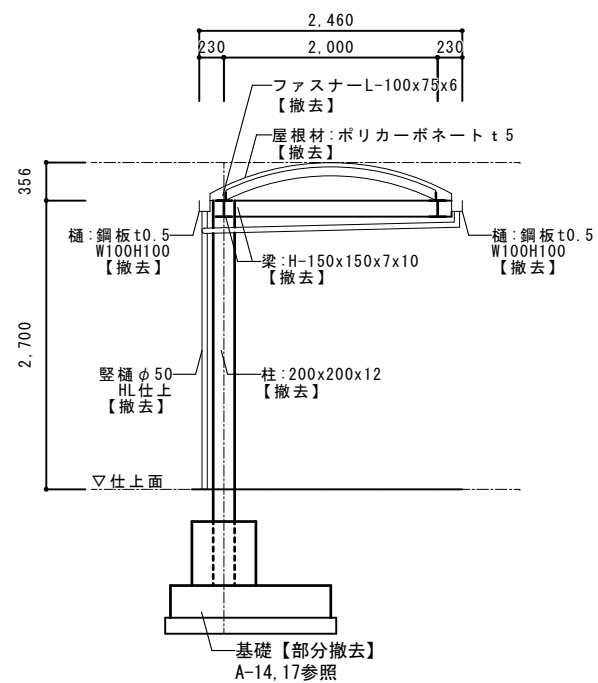
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号	A-14	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	
設計	R6.10	竣工	図面名	既存バス停・エプロンシェルター平面図(参考図)	縮尺		A2=1/300 A3=71%



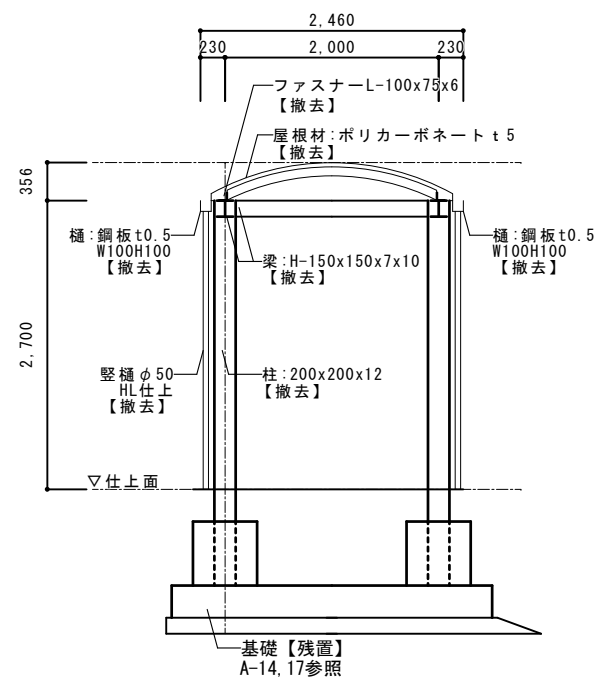
エプロンシェルターA-A'断面図(改修前) 1/50



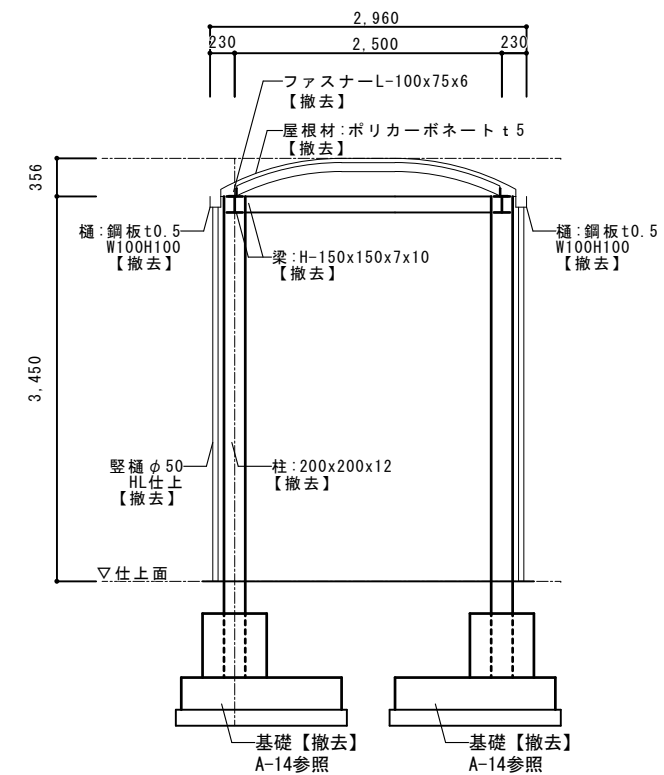
エプロンシェルターB-B'断面図(改修前) 1/50  
※B-B'断面図の箇所のみ屋根材無し



バス停シェルターC-C'断面図(改修前) 1/50



エプロンシェルターD-D'断面図(改修前) 1/50



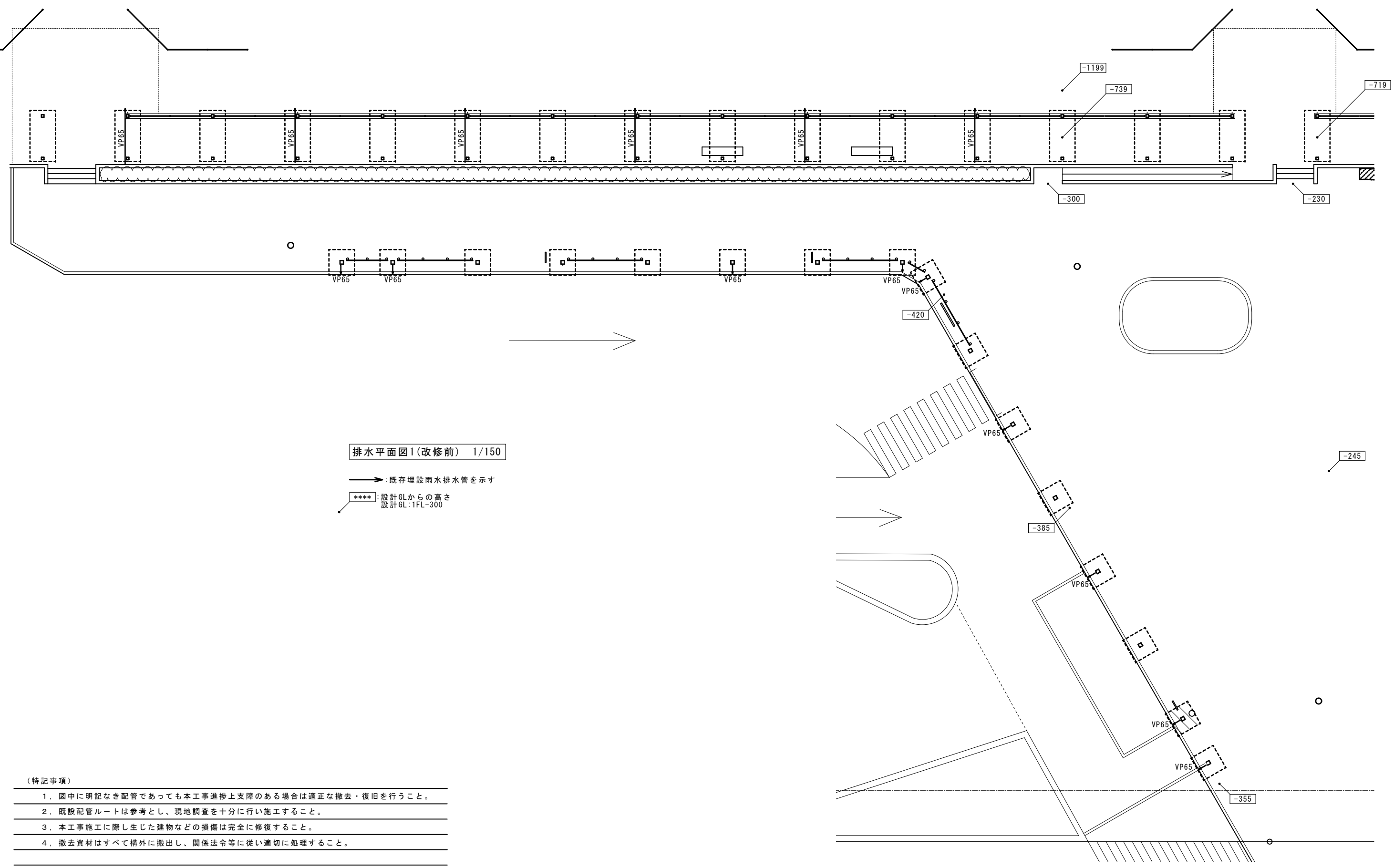
エプロンシェルターE-E'断面図 1/50

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号	A-15	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
設計	R6.10	竣工		縮尺	A2=1/50 A3=71%	
			図面名	既存バス停・エプロンシェルター断面図(参考図)		

<p>1 インターlockingブロック舗装 (歩道) 1/10</p> <p>一時撤去 復旧及び新設</p> <p>※インターlocking舗装は既存再利用とし、柱周りのみ新設とする</p>	<p>2 コンクリート平板舗装 (歩道) 1/10</p> <p>一時撤去 復旧及び新設</p> <p>※コンクリート平板舗装は既存再利用とし、柱周りのみ新設とする</p>	<p>3・5 緑石・ガードレールB 1/10</p> <p>一部撤去・改修</p>	<p>4 ガードレールA 1/50</p> <p>撤去</p> <p>※インターlockingは既存再利用とし、鋼管の周囲のみ新設とする</p>		
<p>5 ガードレールB 1/50</p> <p>撤去</p> <p>※基礎寸法は参考</p>	<p>6・7 時刻表 1/20</p> <p>一時移設・復旧</p>	<p>9 ベンチ 1/20</p> <p>撤去</p>	<p>11 U字側溝 1/10</p> <p>撤去</p>		
<p>20 外灯 1/20</p> <p>撤去</p>	<p>21 チェーンボール金物 1/10</p> <p>撤去</p>	<p>22 道路標識 1/30</p> <p>新設</p>	<p>通路壁 1/20</p> <p>部分撤去・新設</p>		
<p>徳島県土木整備部管轄課 設計 R6.10 竣工</p>		<p>工事名 R8宮緒 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事 (企業育成型) 図面名 外構詳細図 (1)</p>		<p>図面番号 A-16 縮尺 A2=図示 A3=71%</p>	<p>株式会社 宮建築設計 MIYAMA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)</p>

<p>14 スロープ(建物西側)</p> <p>スロープ平面図 1/100</p>	<p>1/10</p> <p>一部撤去・新設</p> <p>① スロープ詳細図 1/10</p>	<p>② コンクリート境界ブロック 1/10</p>	<p>1/30</p> <p>既存バス停上屋撤去範囲図</p> <p>部分撤去</p> <p>※縦端部キャップ塞ぎ新設 ※路盤及び路床はA-16参照(高さ調節は埋め戻し土で行う)</p>
<p>既存バス停基礎撤去範囲図</p> <p>1/30</p> <p>部分撤去</p> <p>※縦端部キャップ塞ぎ新設 ※路盤及び路床はA-16参照(高さ調節は埋め戻し土で行う)</p>	<p>エプロンシェルター撤去範囲図</p> <p>1/30</p> <p>上屋撤去し基礎残置の箇所</p>	<p>エプロンシェルター基礎撤去範囲図</p> <p>1/30</p> <p>※路盤及び路床はA-16参照(高さ調節は埋め戻し土で行う)</p> <p>部分撤去</p> <p>上屋撤去し基礎部分撤去の箇所</p>	<p>1/30</p> <p>新設バス停基礎詳細図</p> <p>新設</p> <p>※路盤及び路床はA-16参照(高さ調節は埋め戻し土で行う)</p>
<p>a V型側溝</p> <p>1/20</p> <p>新設</p>	<p>19 点字ブロック</p> <p>1/10</p> <p>一時撤去 復旧及び新設</p>	<p>スロープA部断面図(参考図)</p> <p>1/50</p> <p>撤去新設</p> <p>※床レベルは平面図による。 ※床レベルは再生クラッシャーランで調整する。</p>	<p>スロープB部断面図(参考図)</p> <p>1/50</p> <p>撤去新設</p> <p>※床レベルは平面図による。 ※床レベルはアスファルト厚又は再生クラッシャーランで調整する。</p>
<p>c V型側溝柵(現場打ち)</p> <p>1/30</p> <p>新設</p>			
<p>徳島県土木整備部営繕課</p>		<p>工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)</p>	<p>図面番号 A-17</p>
<p>設計 R6.10</p>	<p>竣工</p>	<p>縮尺 A2=図示 A3=71%</p>	<p>株式会社 宮建築設計</p>

海



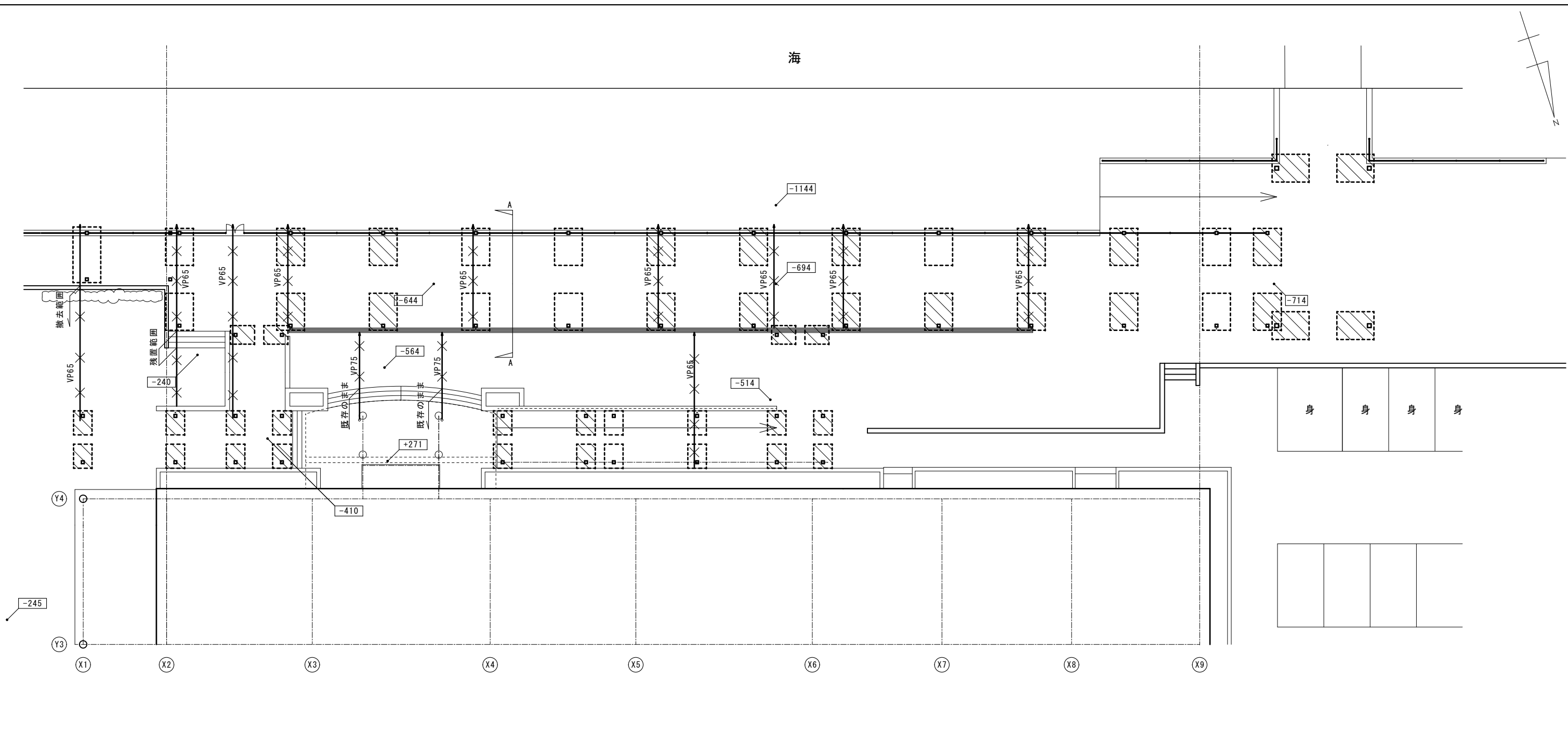
排水平面図1(改修前) 1/150

→ : 既存埋設雨水排水管を示す  
 \*\*\*\* : 設計GLからの高さ  
 設計GL: 1FL-300

(特記事項)

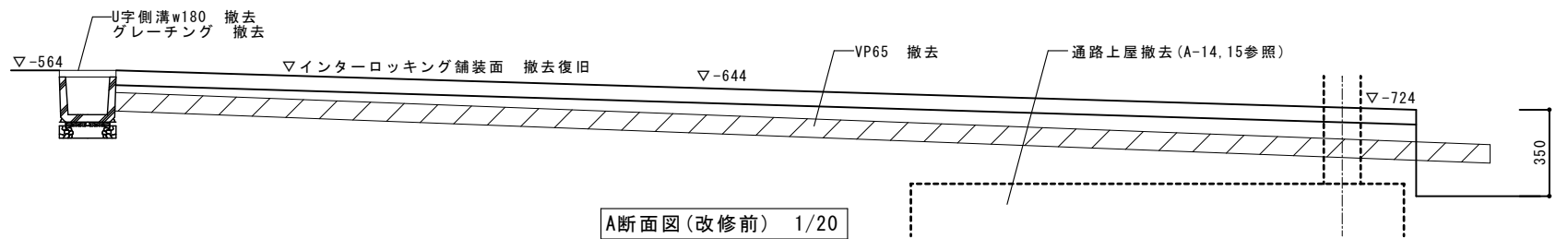
1. 図中に明記なき配管であっても本工事進捗上支障のある場合は適正な撤去・復旧を行うこと。
2. 既設配管ルートは参考とし、現地調査を十分に行い施工すること。
3. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
4. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号	A-18	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
設計	竣工	図面名	排水平面図1(改修前)	縮尺	A2=1/150 A3=71%	
R6.10						



排水平面図2(改修前) 1/150

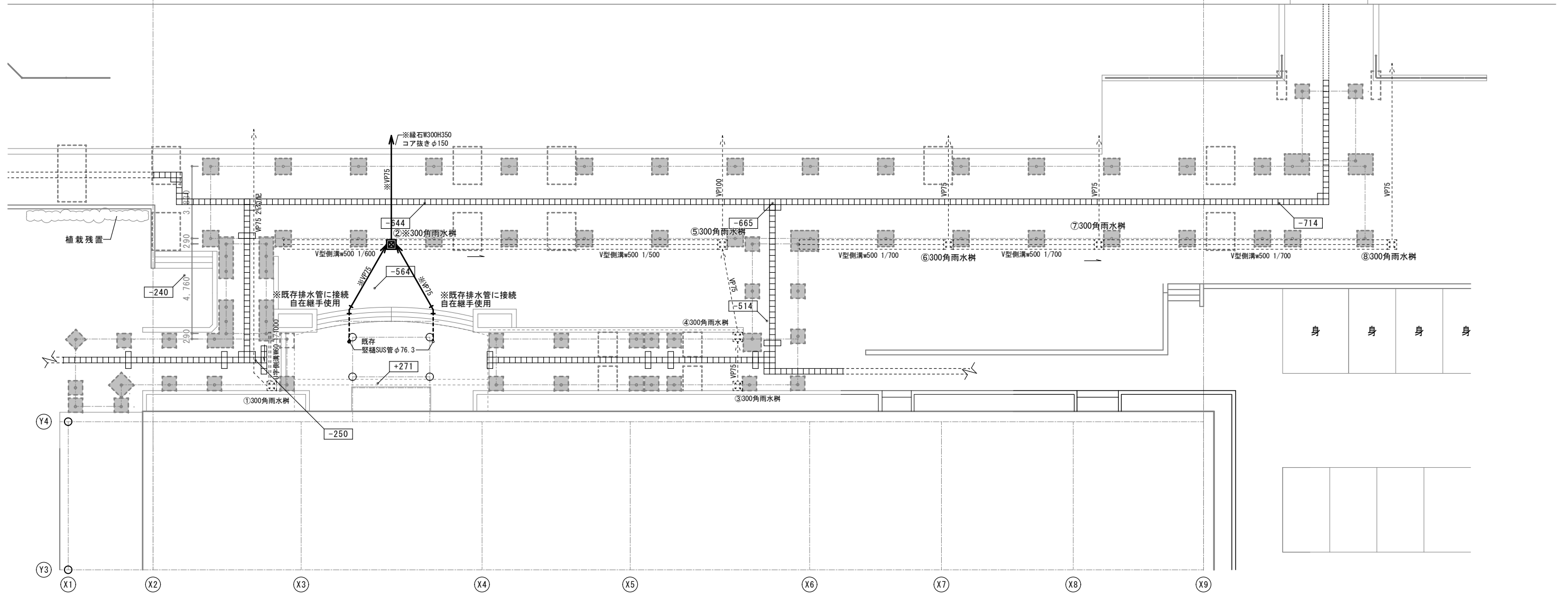
✕ : 既存雨水排水管(撤去)を示す(工事1年目に行う)  
 → : 既存雨水排水管(既存のまま)を示す  
 \*\*\*\* : 設計GLからの高さ  
 設計GL: 1FL-300



A断面図(改修前) 1/20

- (特記事項)
1. 図中に明記なき配管であっても本工事進捗上支障のある場合は適正な撤去・復旧を行うこと。
  2. 既設配管ルートは参考とし、現地調査を十分に行い施工すること。
  3. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
  4. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。

徳島県土整備部営繕課		工事名	R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号	A-19	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
設計	R6.10	竣工	図面名	排水平面図2(改修前)	縮尺	



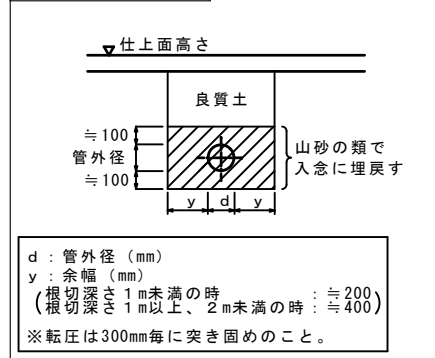
番号	樹仕様				周囲地盤高 mm	管・側溝底 mm	ます深さ m	備考	
	種別	仕様・寸法	蓋	細目					
1	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-200	-668	0.62	海へ放流 (次回工事)
2	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-644	-894	0.4	海へ放流
3	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-485	-864	0.53	樹④へ接続 (次回工事)
4	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-485	-885	0.55	樹⑤へ接続 (次回工事)
5	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-665	-929	0.42	海へ放流 (次回工事)
6	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-680	-930	0.4	海へ放流 (次回工事)
7	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-696	-948	0.4	海へ放流 (次回工事)
8	RC樹	300角	グレーチング	○	歩行者	-714	-954	0.39	海へ放流 (次回工事)

※新設雨水排水管は特記なき限り1%勾配  
 ※地盤高、管・側溝底は設計GL:1FL-300を基準とする

排水平面図(改修後) 1/150

- : 新設雨水排水管を示す ※印の箇所のみ本工事
- : 既存雨水排水管(既存のまま)を示す
- \*\*\*\* : 設計GLからの高さ  
設計GL:1FL-300
- : 新設エプロンシエルター柱φ130・基礎(別途工事)

排水埋設要領図 1/30



### Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

#### 1章 一般共通事項

##### 1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- ・ 自家用電気工作物の保安規程( 本工事にし定める ・ 



 )
  - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務( 本工事 ・ 



 )
  - ・ 本受電後引渡しまでの基本料金( 本工事 ・ 



 )
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。  
③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

##### 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

(注)表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

##### 3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

##### 4. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- ② 工事対象施設は、来庁者が多く、また、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音・停電・断水等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- ③ 施設内での行事(イベント)により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- ④ 施工時間は、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- ⑤ 資機材の搬入・搬出経路については施設管理者に協議し承諾を得ること。
- ⑥ 現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

##### 5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

###### ① 廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12	1.5	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	37.3	5,640	t
廃プラ	徳島リサイクル工業(株)	○	阿波市阿波町五明141-1 美馬市脇町字西赤谷2351	41.9	17,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

###### ② 建設発生土の処理

- ・ 



 ※土壌検査を本工事で( 行う( 箇所) ・ 行わない ) ・ 構内敷きならし
- ・ 構内の指示場所(図示)に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

[最終処分場の指定]※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

- ・ 処分場名: \_\_\_\_\_
- ・ 所在地: \_\_\_\_\_
- ・ 処分単価(税抜): \_\_\_\_\_ 円
- ・ 運搬距離: \_\_\_\_\_ kmを見込んでいる。

###### ③ 有価材の処理

- ・ 有価材 ( 鉄骨・軽量鉄骨 ・ \_\_\_\_\_ )
- ・ 古物商で適切に処理すること。

##### 6. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- ② 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	外灯停電
注意事項	停電による影響範囲の調査及び停電計画を作成し施工管理者と入念に協議・調整のうえ施工すること

##### 7. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベントリ形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

##### 8. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

## 2章 共通工事・関連工事

### 1. 耐震施工 （参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)）

① 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- 設計用水平地震力  
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- 設計用鉛直地震力  
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 施設の種類、地域係数  
施設の種類( 特定の施設 ・ 一般の施設 ) 地域係数( 1.0 ・ 0.9 )
- 重要機器  
( 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 内情報通信網装置 )
- 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) ・上層階の定義は次のとおりとする。  
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階  
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。  
③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

### 2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器(100kg以下の機器を除く)及び次の機器については、施工後確認試験を行う。  
( 試験方法 ・ 試験箇所数 )  
・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。  
・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したのものとする。

### 3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。  
② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

### 4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。

- 風圧力 風速V<sub>0</sub>=( 36 ・ 38 )m/s ・ 積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表(三十五)

### 5. 各種荷重計算

- 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ

### 6. 強度計算

- ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材
- 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・

### 7. 施工の試験・総合試運転調整

- 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。
- 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
- M-UTPケーブルは、配線完了後に導通(疎通)確認を行う。(情報表示設備、監視カメラ設備等で施工する配線を除く。)
- 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
  - 照度測定
  - 絶縁抵抗測定

### 8. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。  
・既存電力利用( 出来る ・ 出来ない )、電力料金( 有償 ・ 無償 )  
・既存水利用( 出来る ・ 出来ない )、水料金( 有償 ・ 無償 )

### 9. その他共通事項

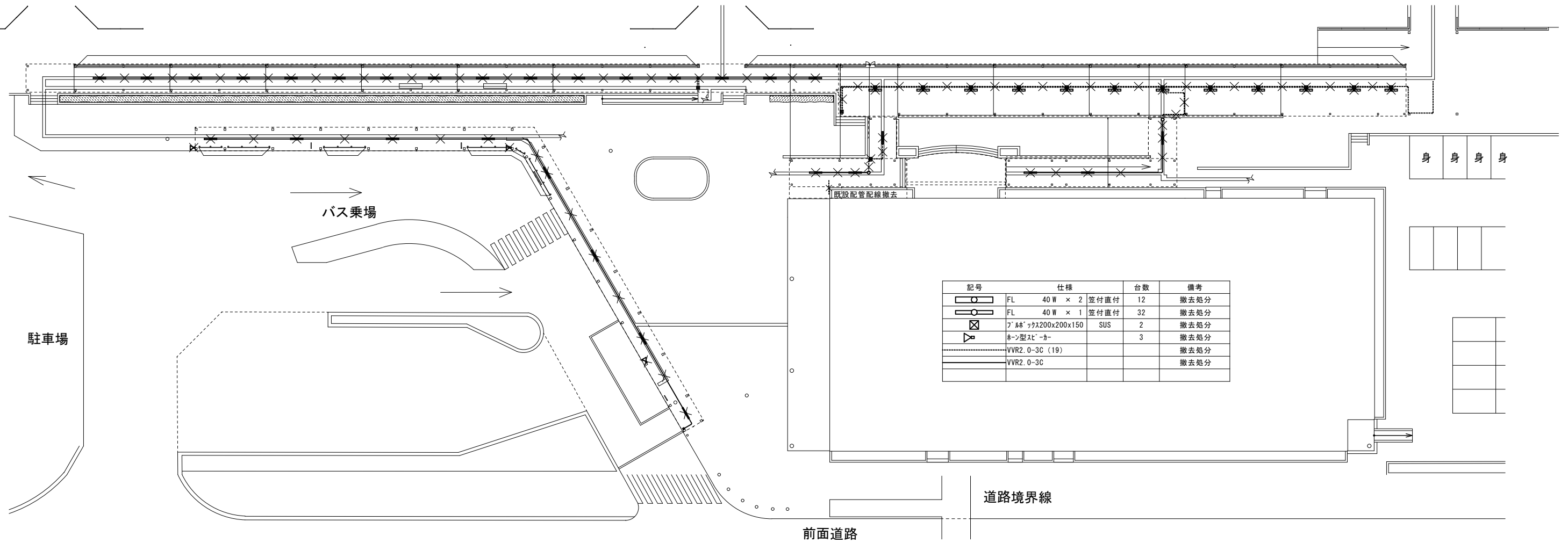
- ① 配管工事  
・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)  
・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)  
・屋外の防水形プルボックスは、( ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ 樹脂製 )とし、( メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装 )とする。  
・屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- ② 塗装工事  
・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。( 機械室・隠蔽部を除く )  
・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする
- ③ 配線器具  
・図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、( 新金属製 ・ 樹脂製 )とする。
- ④ 支持金物等  
・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したのものとする。
- ⑤ 用途別表示  
・盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)  
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。  
・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ⑥ その他  
・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。  
・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。  
・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。  
・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。  
・改修又は増設工事等において配電盤、分電盤等を改造した場合は、既設単線接続図等を修正し(又は改造後の単線接続図等に取替え)、改造内容(履歴)を記載する。

## 3章 電灯設備

- 照明器具  
LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。
- 非常用照明器具の照度測定  
設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

## 4章 構内配電(通信)線路

- 埋設標識シート  
高圧及び特別高圧の地中線路の他、以下の地中線路に設ける。  
・低圧幹線(外部からの引込み経路を含む。) ・ 外灯配線  
・外部からの通信引込み経路 ・ 建物間の通信配線 ・ 外部通信機器の通信配線

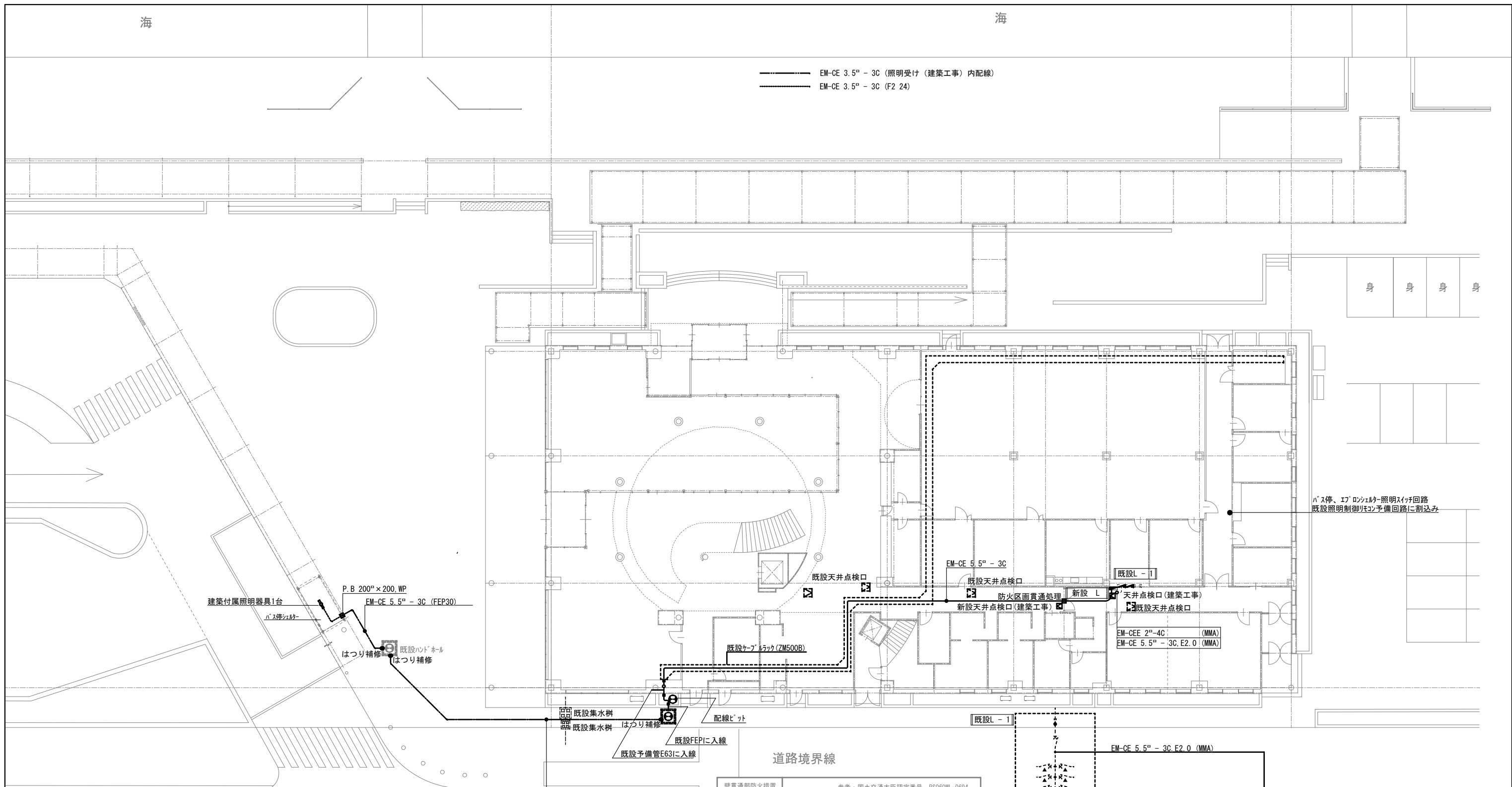


改修前配置図

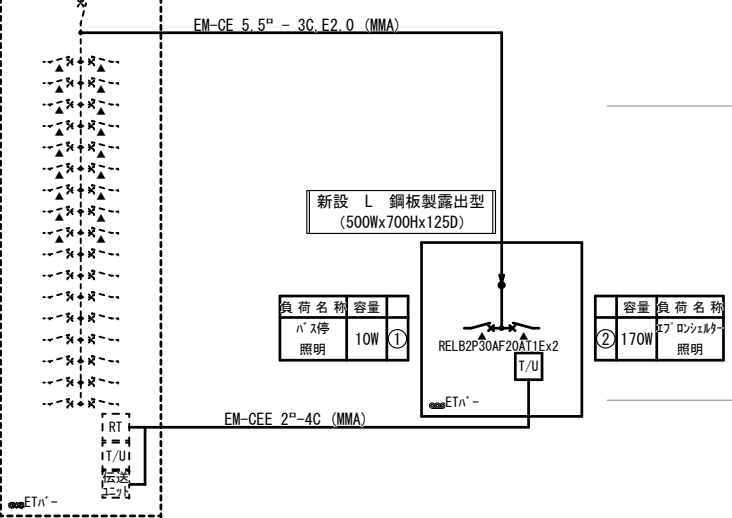
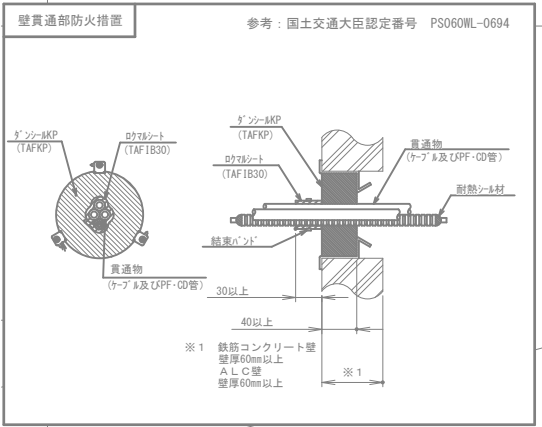
海

海

EM-CE 3.5" - 3C (照明受け (建築工事) 内配線)  
 EM-CE 3.5" - 3C (F2 24)



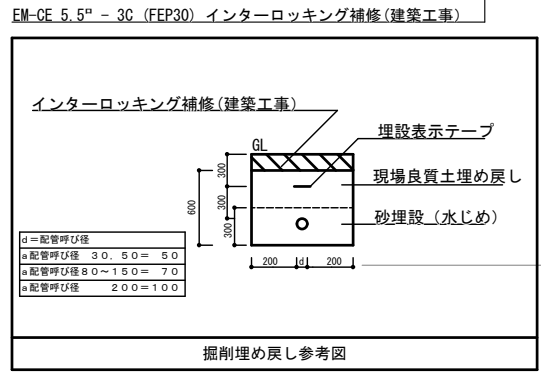
バス停、エプロンシェル-照明スイッチ回路  
 既設照明制御リコン回路に割込み



照明参考姿図 (バス停・エプロンシェルター)

■照明定格 (LED83911<東芝ライテック株>同等品)  
 別途工事 (取付共)

電源電圧	100V
消費電力	10W
入力電流	0.105A 明るさ 蛍光灯10W相当
LEDモジュール	昼白色
器具重量	約1.0kg



前面道路

道路境界線



工事名：R8営繕 沖洲マリンターミナル徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

### 3章 防水改修工事

- ③ 機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
- シーリング
    - シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
    - プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
    - 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
    - シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ **行わない** ）。
    - 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（ **簡易接着性試験** ・ 引張接着性試験 ）を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
  - 種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	目地寸法	接着性試験
SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン	有	図示	再充填工法	図示	有
PU-2	ポリウレタン系					

### 4章 鉄骨工事

- 一般事項
  - 製作工場は、国土交通大臣の認定による（ J ）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
  - 鉄骨製作工場には施工管理技術者を（ 置く ・ **置かなくともよい** ）
  - 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板（30～35×45cm）（H4.9.30 住指発第347号）を掲示すること。

- 材料
  - 鋼材の種類は次により、形状及び寸法は図示による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
SSC400	JIS G 3305 軽量形鋼	母屋
SS400	JIS G 3101 みぞ形鋼	母屋受
SS400	JIS G 3101不等辺山形鋼	母屋受プレート
SS400	JIS G 3101 鋼板(切板)	GPL 母屋用

    - 高力ボルトは、（ JIS形高力ボルト ・ トルシア形高力ボルト2種 ・ **溶融垂鉛めつき高力ボルト** ）とする。径及び使用箇所は図示による。

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)
建築基準法に基づき認定	溶融垂鉛めつき高力ボルト	1種(F8T)
    - 普通ボルト及びナットの材料等は（ **JIS付属品（JIS B 1180及びJIS B 1181）** ・ JIS本体規格品（ISO規格） ）とする。径は、（ ）とし、使用箇所は図示による。
    - 溶接材料は、標仕7.2.5による。

- 材料試験
  - JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
  - トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。
  - 板厚方向の引張試験を（ 行う ・ **行わない** ）。

- 工作一般
  - 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
  - 床書き現寸図は作成（ する ・ **しない** ）。
  - 鉄骨の製作精度は、 標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
  - 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
  - 仮組を（ 実施する ・ **実施しない** ）。

- 高力ボルト接合
  - すべり係数試験は（ 行う ・ **行わない** ）。ただし、溶融垂鉛めつき工法の場合は、「13. 溶融垂鉛めつき工法」によるものとする。
  - ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
    - 表面粗度測定機による測定
    - ブラスト機器の性能表による確認
    - スライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験（サンプル試験）を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
  - 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（ **行う** ・ 行わない ）。
  - 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
  - トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（ 行う ・ 行わない ）。
  - 締付け施工法の確認は、JASS6 6.5[締付け施工法の確認]に準じる。
  - 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
  - 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

- 普通ボルト接合
  - 普通ボルトの戻止めは（ 二重ナット ・ ナットの溶接 ・ **ゆるみ防止用特殊ナット** ）による。ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。
  - 普通ボルトの座金は（ **JIS B 1256** ・ ）による。

設計者情報：（株）宮建築設計 管理建築士 清水 康代 番号 333707号

改特-03 建築改修工事特記仕様書(3)

工事名：R8営繕 沖洲マリンターミナル徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）

- 溶接接合
  - 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
  - 溶接技能者に対して、技量付加試験を（ 行う ・ **行わない** ）。
  - 開先の形状は構造図による。
  - 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表3[溶接]による。
  - スカロップの形状は、図示による。
  - 鋼製エンドタブの切断は（ 行う ・ 行わない ）. 行う場合は図示による。
  - 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。

- 低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。
- 溶接部の外観試験は、「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」(平成12年5月31日建設省告示第1464号)第二号に関する試験 及び JASS 6 付則6[鉄骨精度検査基準]の付表3「溶接」に関する試験を行うものとし、試験方法等は、JASS 6 10.4 e.「溶接部の外観検査」に準じて行う。
- 完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（ 行う ・ 行わない ）。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験			

- スタッド溶接及び床構造用のデッキプレート溶接
  - デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、（ アークスポット溶接 ・ 隅肉溶接 ・ 焼抜き栓溶接 ）による。
  - スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承認を得ること。

- 錆止め塗装
  - 素地ごしらえは、標仕 表18.2.2( A ・ **B** ・ C )種とする。※A種及びB種は製作工場で行うものとする。
  - 塗料種別
    - 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の( **As** ・ Bs )種
    - 亜鉛めつき面 標準仕様書 表18.3.2の( Az ・ Bz ・ Cz )種
  - 塗料塗り種別
    - 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の( A ・ B )種 （工場1回＋工場又は現場1回） 改修種別 **C種**（表7.4.3）

耐候性塗料塗り(DP)の場合は、標準仕様書 表18.3.4による。
    - 亜鉛めつき面 標準仕様書 表18.3.5の( A ・ B ・ C )種（製造所1回＋現場1回）

耐候性塗料塗り(DP)の場合は、標準仕様書 表18.3.6による。
  - 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を（ 行う ・ 行わない ）. 行う場合の塗料の種別は（ As ・ Bs )種とする。
  - 耐火被覆材の接着する面の塗装の範囲は図示による。塗料の種別は( A ・ B )種とする。
  - 耐火被覆材の接着する面以外の塗装の範囲は図示により、標仕7.8.2(1)(ア)～(オ)以外とする。

- 軽量形鋼構造
  - 普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、胴縁、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。
  - 形鋼、鋼板類の亜鉛めつきは、標仕 表14.2.2による。

- 溶融垂鉛めつき工法
  - 摩擦面の処理は、（ プラスト処理 ・ **リン酸塩処理** ）とする。
  - プラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。
  - リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする。
  - すべり試験の要領は、溶融垂鉛めつき高力ボルト技術協会の「溶融垂鉛めつき高力ボルト接合設計施工指針」による。

### 5章 屋根及びびい工事

- 一般事項
  - 既存屋根材等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
  - 降雨等に対する養生方法は、（ **シート養生** ・ 下階天井養生 ・ その他（ ） ）とする。
    - 長尺金属板葺き
      - 屋根葺き形式
        - 立て平葺**( 一文字葺き ・ ひし形葺き ・ **嵌合式** )
        - 心木なし瓦棒葺
        - 横葺
        - その他( )

施工箇所	種類(JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ(mm)	めつき付着量	塗装の耐久性の種類	下葺材料
庇屋根	塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金メッキ鋼板	JIS G 3322	0.4			改質アスファルトーフィング厚2.0

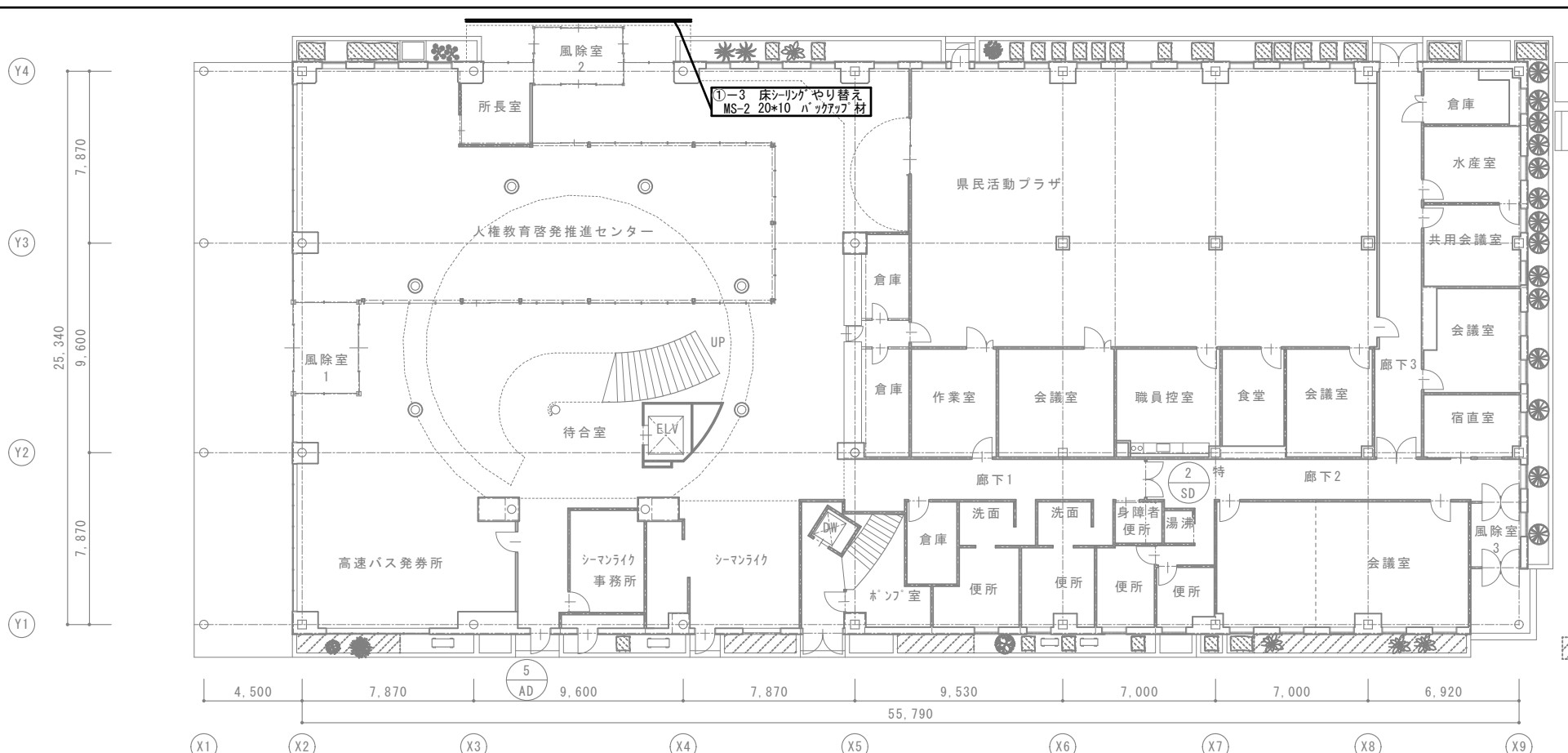
施工箇所	葺板の寸法	下地	留付け方法	備考
庇屋根	図示	耐火野地板厚18＋鉄骨母屋下地	図示	

横葺の場合のけらはは（ つかみ込み納め ・ けらば包み納め ）とする。

- 指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。
- 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

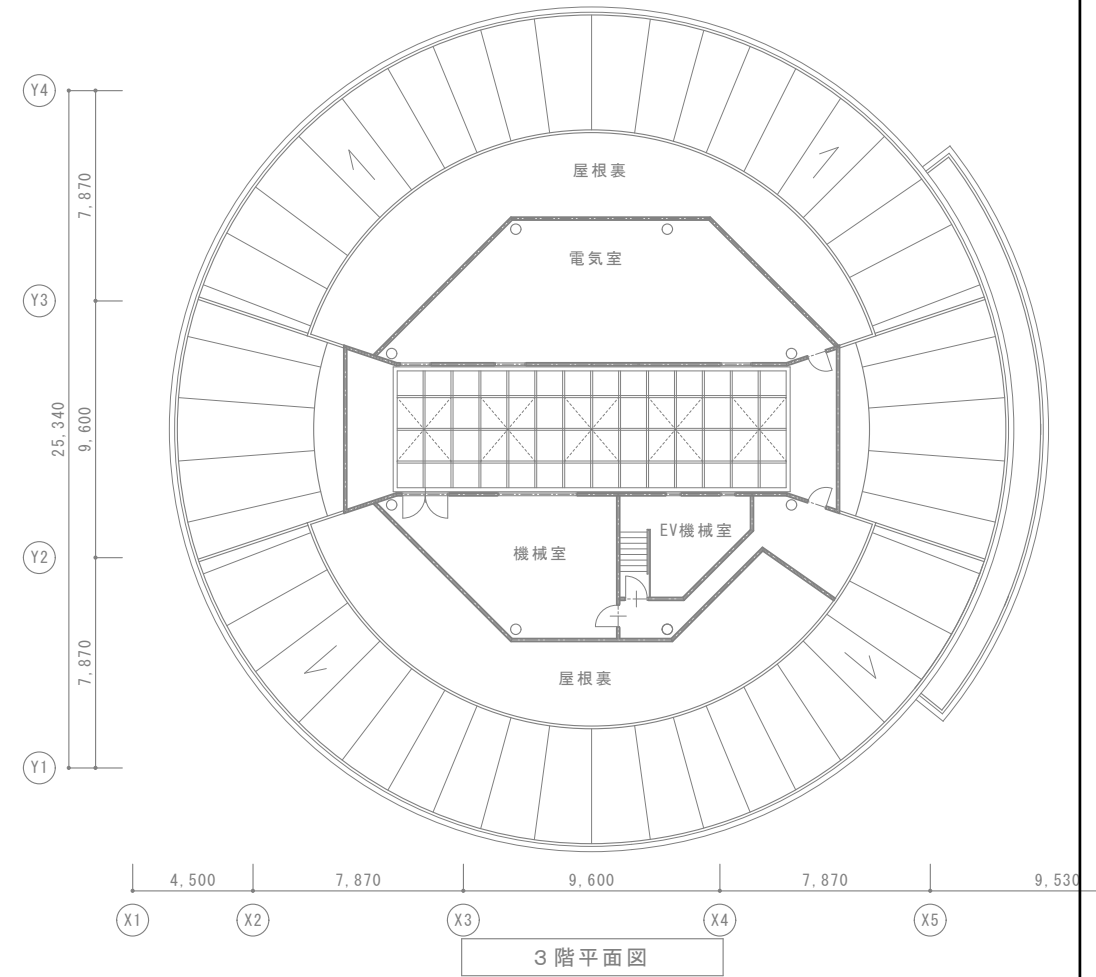
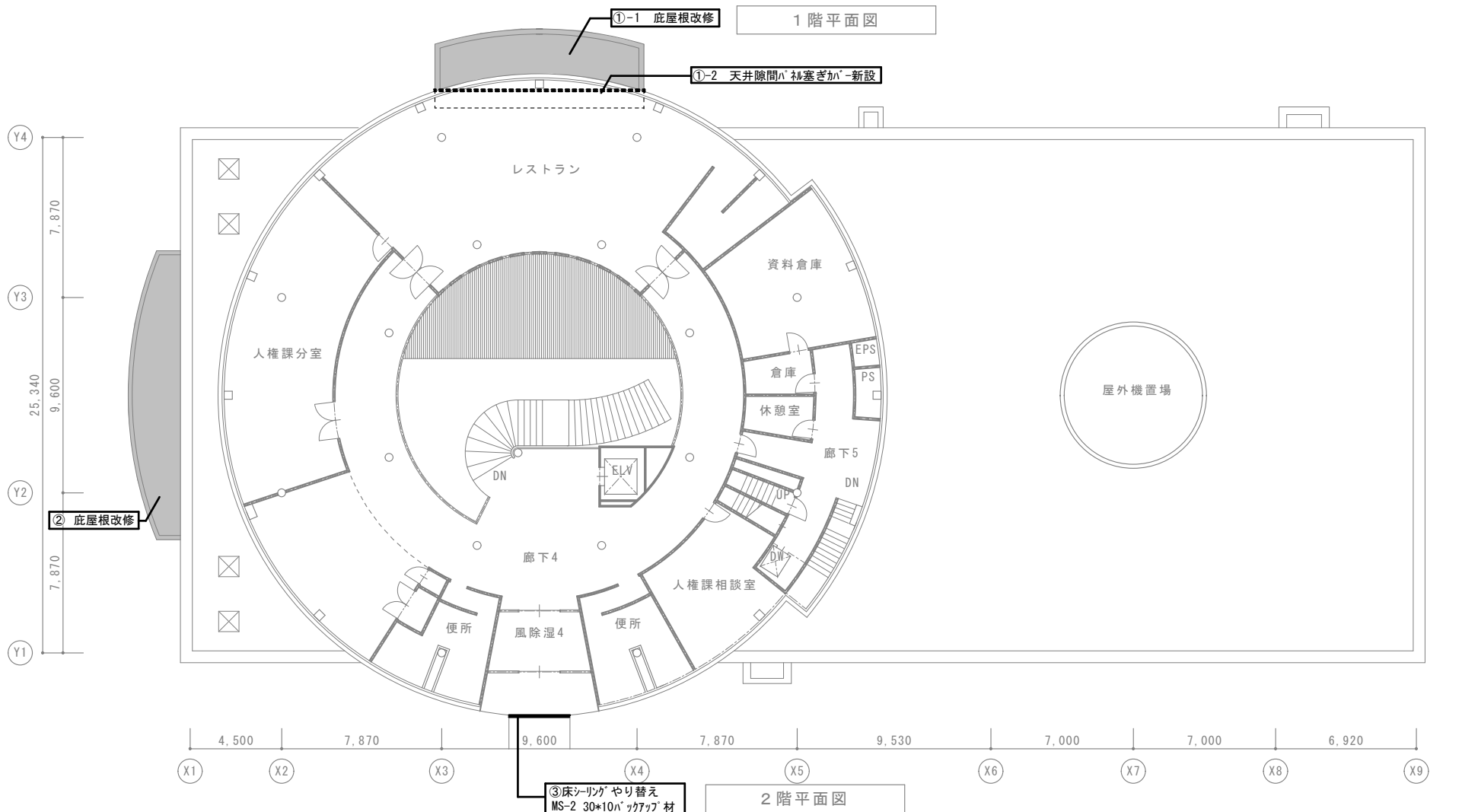
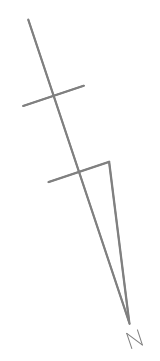
設計者情報：（株）宮建築設計 管理建築士 清水 康代 番号 333707号

改特-04 建築改修工事特記仕様書(4)

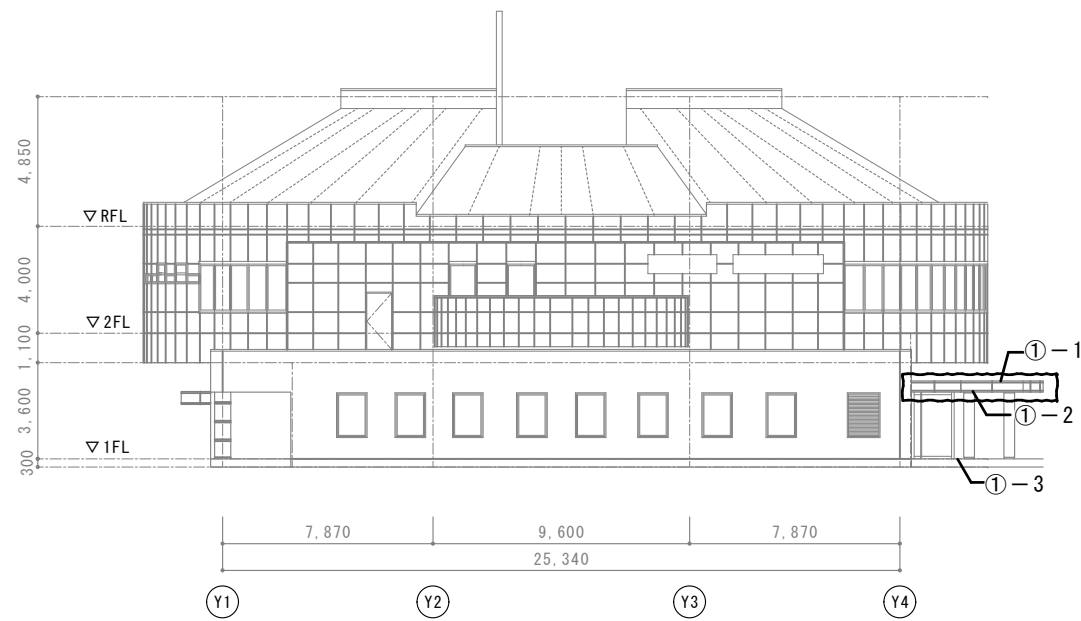


- 改修概要**
- ①-1 南側 庇屋根改修・一部既存ハコ取外し・再取付
  - ①-2 天井隙間ハコ塞ぎハコ新設 (一部既存ハコ取外し・再取付)  
一部既存ハコ取外し・再取付
  - ①-3 床：タイル隙間目地 シーリング
  - ② 東側 庇屋根改修
  - ③ 北側 2階 (ターミナル渡り通路との床隙間) シーリングやり替え

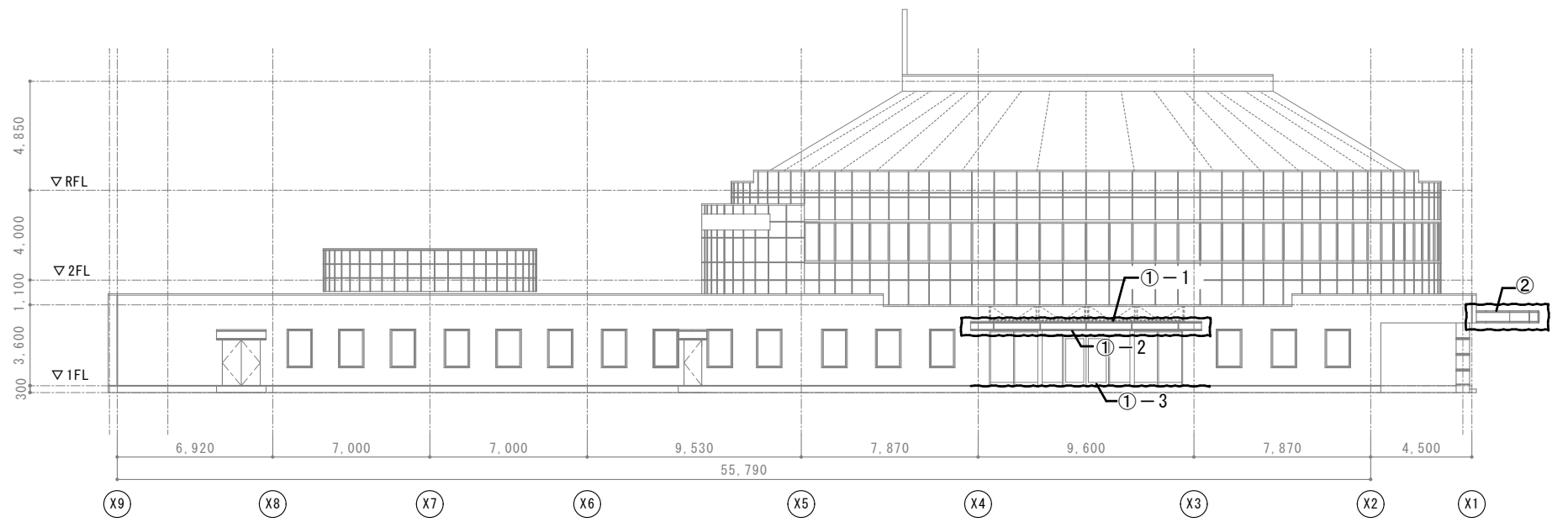
凡例  
 地被植物



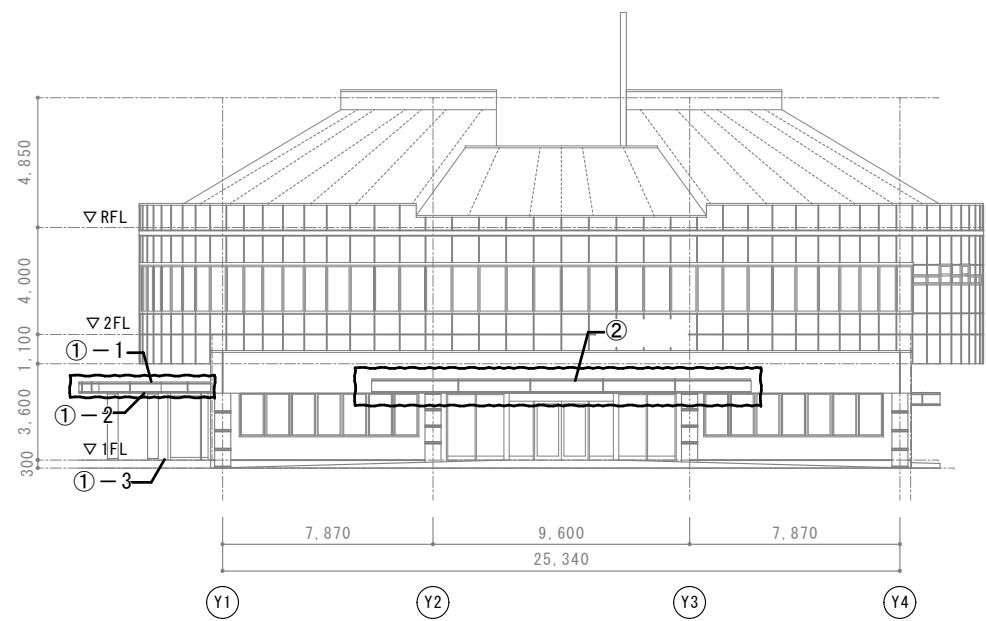
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事 (企業育成型)	図面番号	B-01	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	図面名	1～3階平面図	縮尺	A2=1/200 A3=71%	



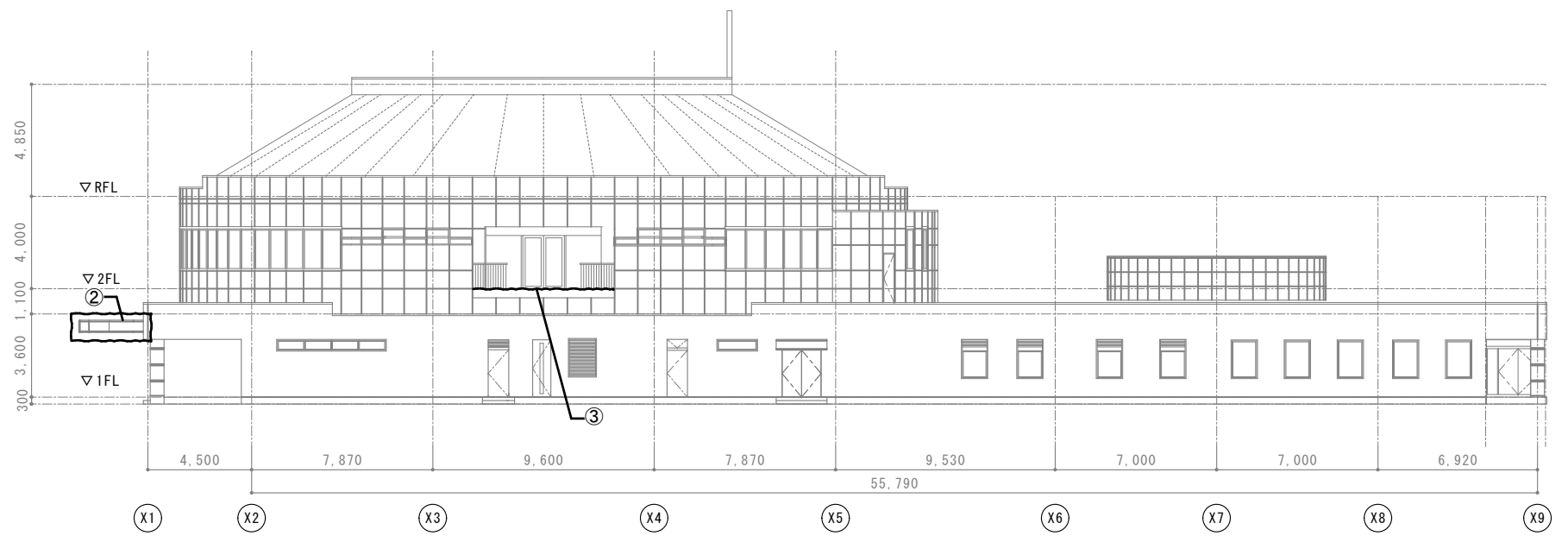
西側立面図 1/250



南側立面図 1/250




東側立面図 1/250

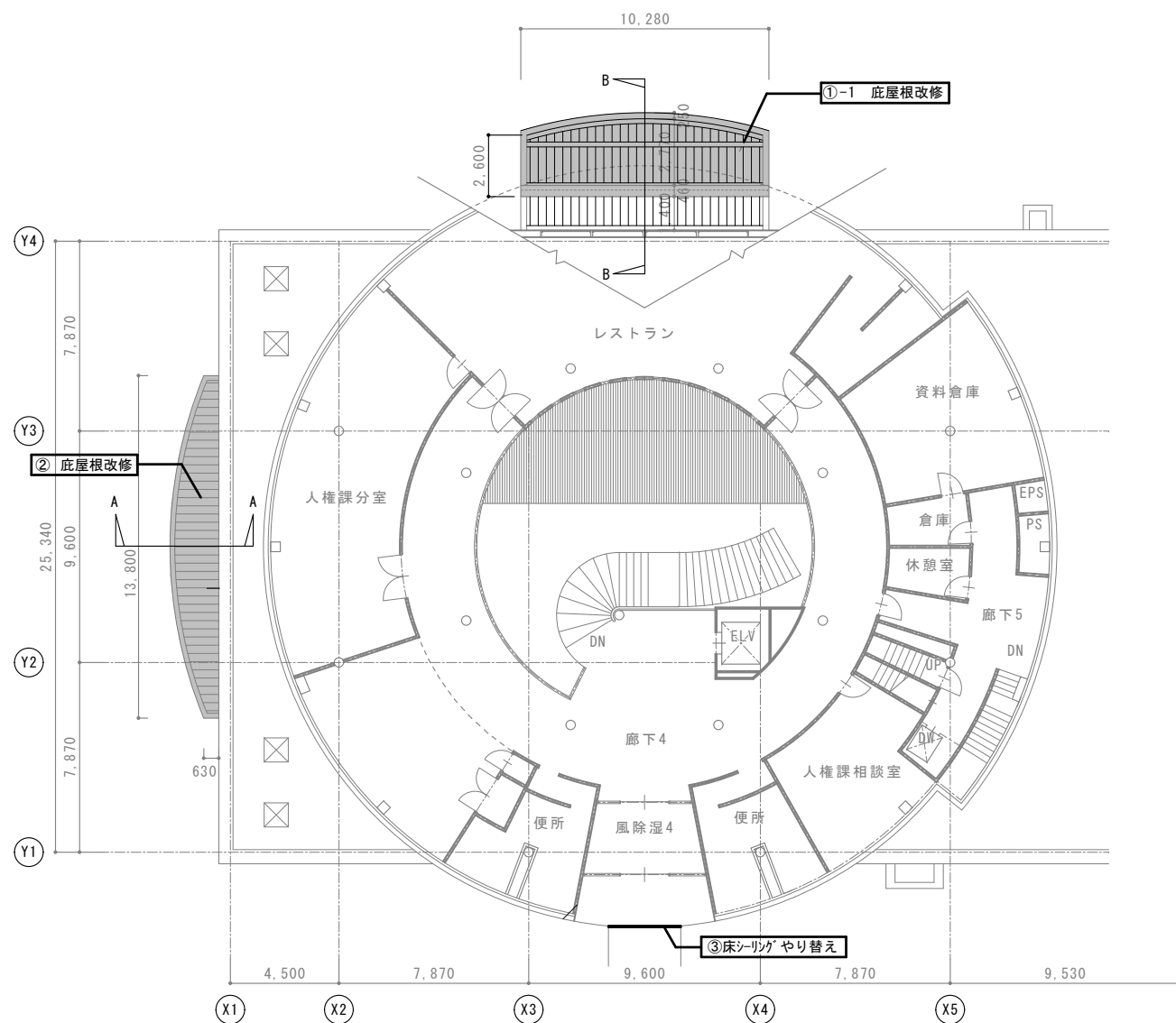


北側立面図 1/250

改修概要

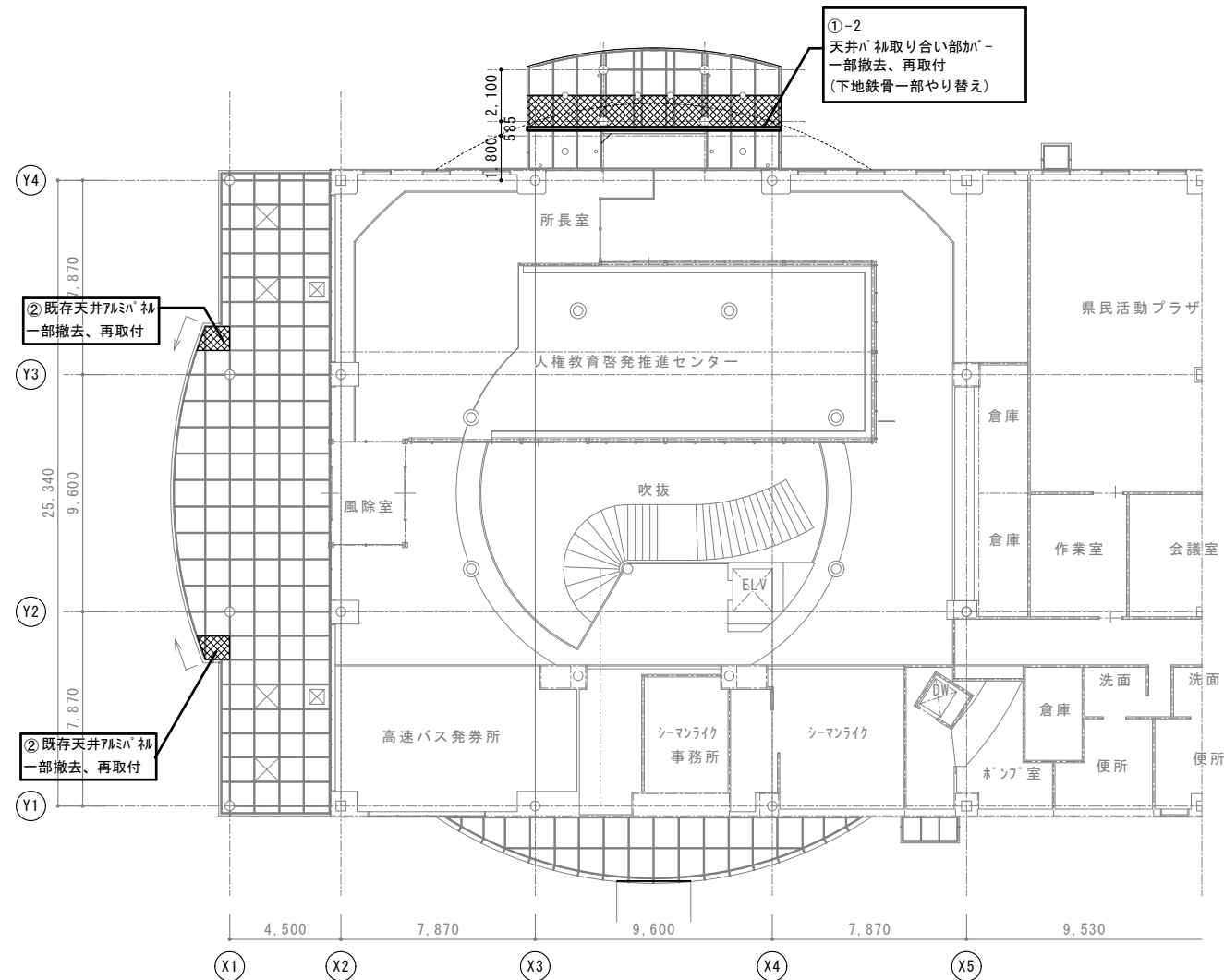
- ①-1 南側 庇屋根改修・一部既存ハ`ル取外し・再取付
- ①-2 天井隙間ハ`ル塞ぎハ`ル新設（一部既存ハ`ル下地やり替え）  
一部既存ハ`ル取外し・再取付
- ①-3 床：タイル隙間目地 シーリング
- ② 東側 庇屋根改修
- ③ 北側 2階（ターミナル渡り通路との床隙間）シーリングやり替え

	徳島県土整備部営繕課	工事名	R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事（企業育成型）	図面番号	B-02	 株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		図面名	立面図	縮尺	A2=1/200 A3=71%	



1階屋根伏図 1/200

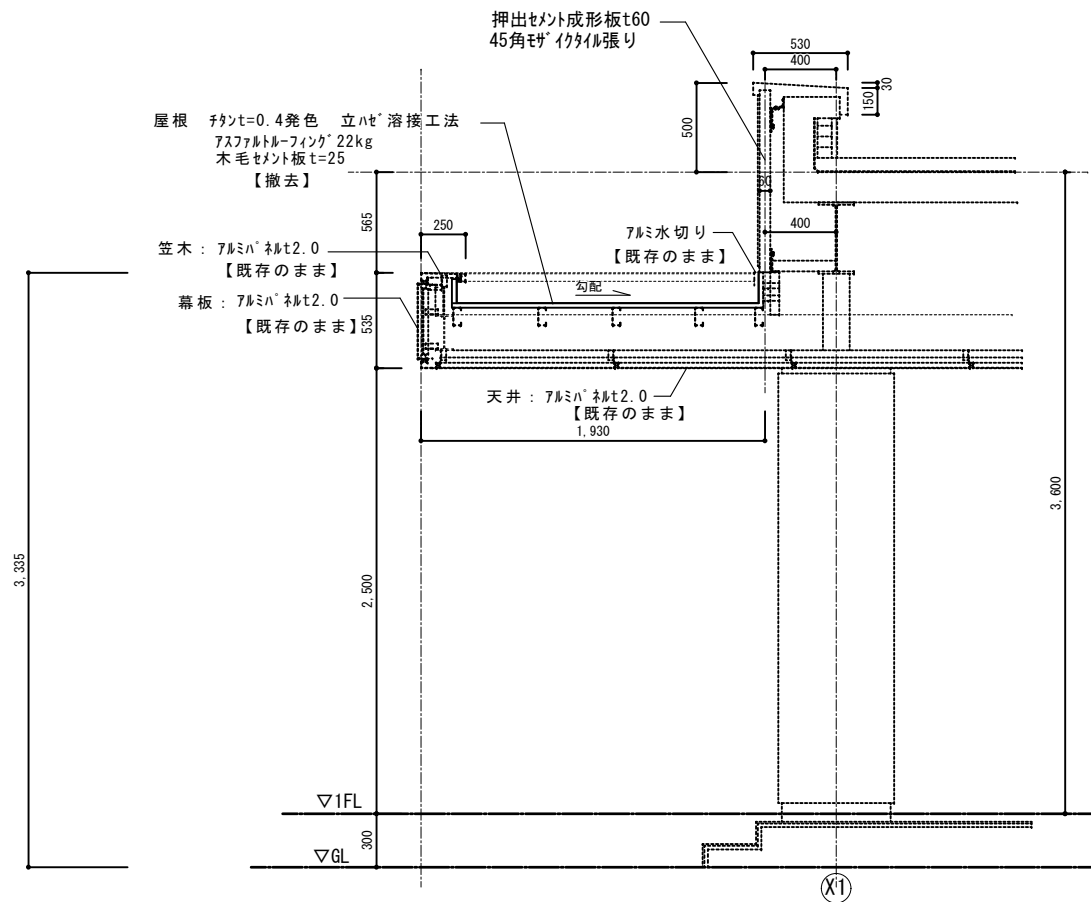
凡例  
 庇屋根改修範囲を示す



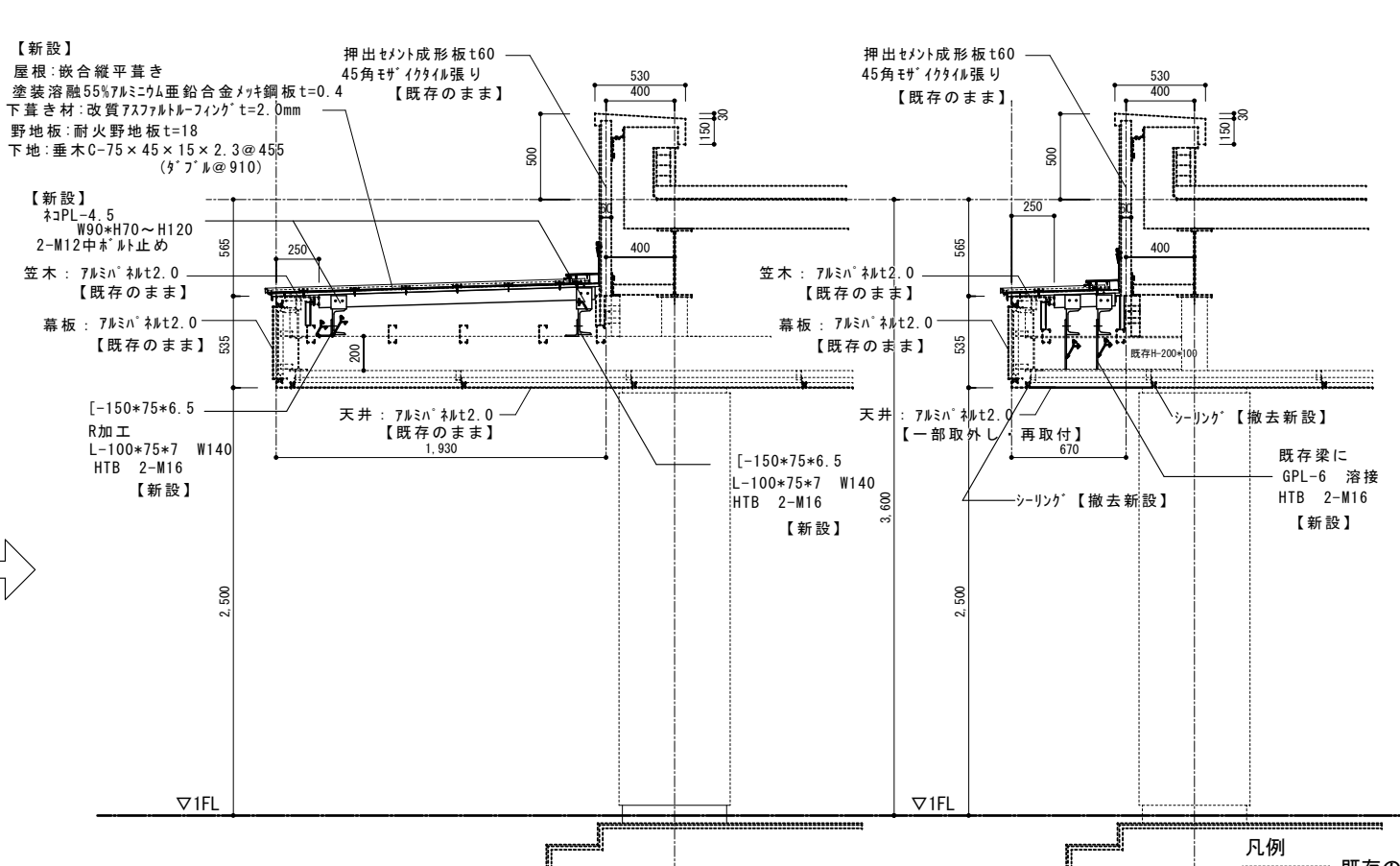
1階天井伏図 1/200

凡例  
 既存ハネ一部撤去、再取付け範囲

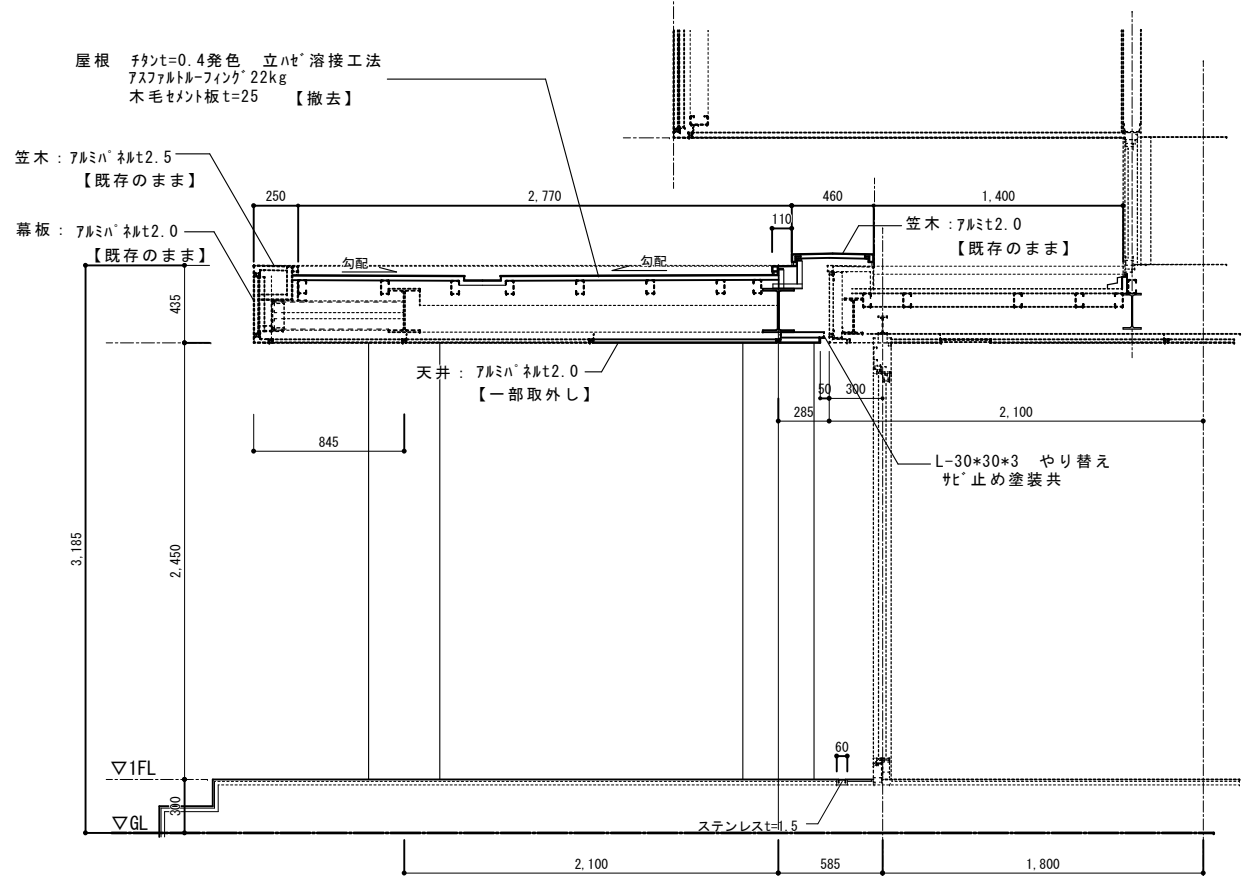
徳島県県土整備部営繕課 図面名 1階屋根伏図・1階天井伏図	工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型) 図面番号 B-03 縮尺 A2=1/200 A3=71%	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
-------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------



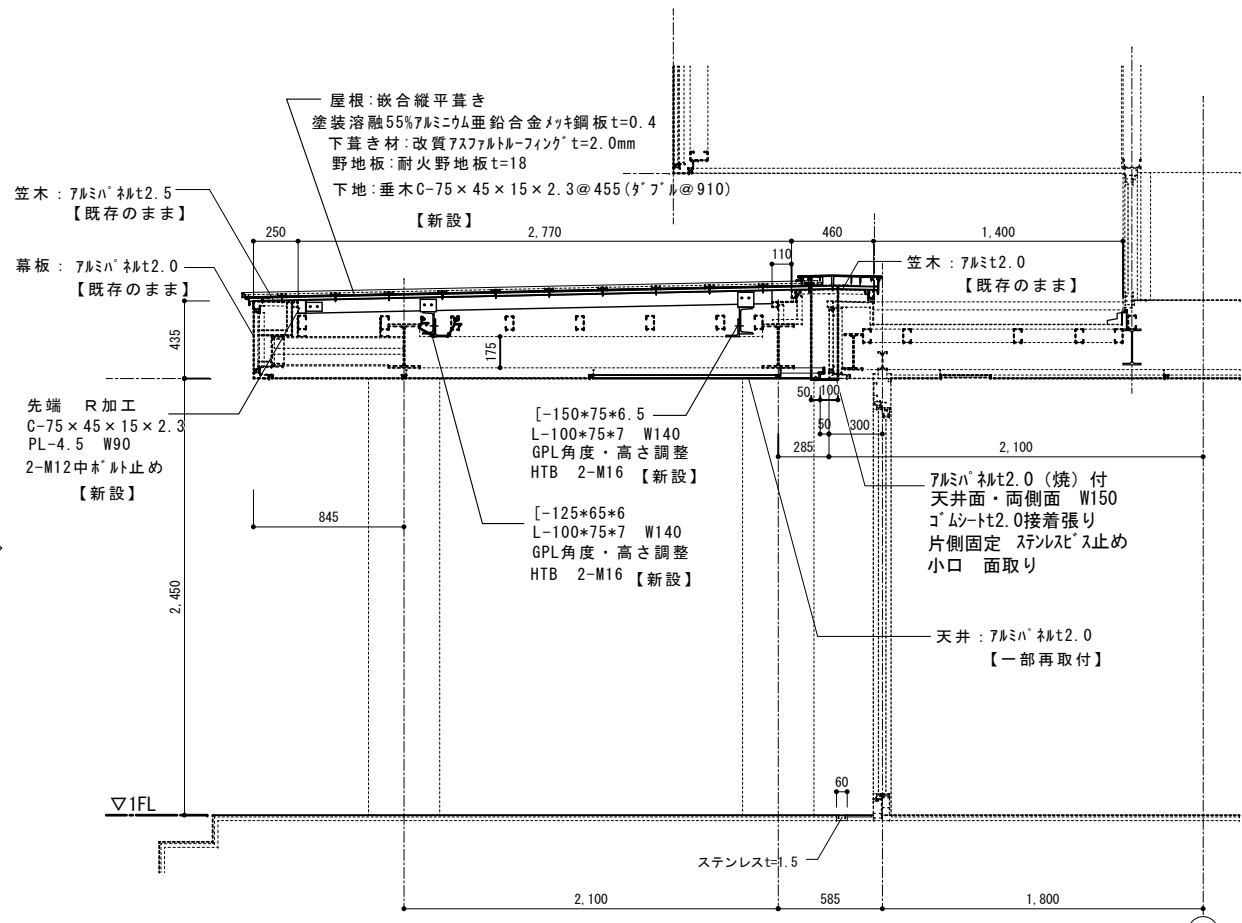
凡例  
 ..... 既存のまま  
 —— 撤去  
 天井ハ 初は取外し



凡例  
 ..... 既存のまま  
 —— 新設  
 天井ハ 初は再取付

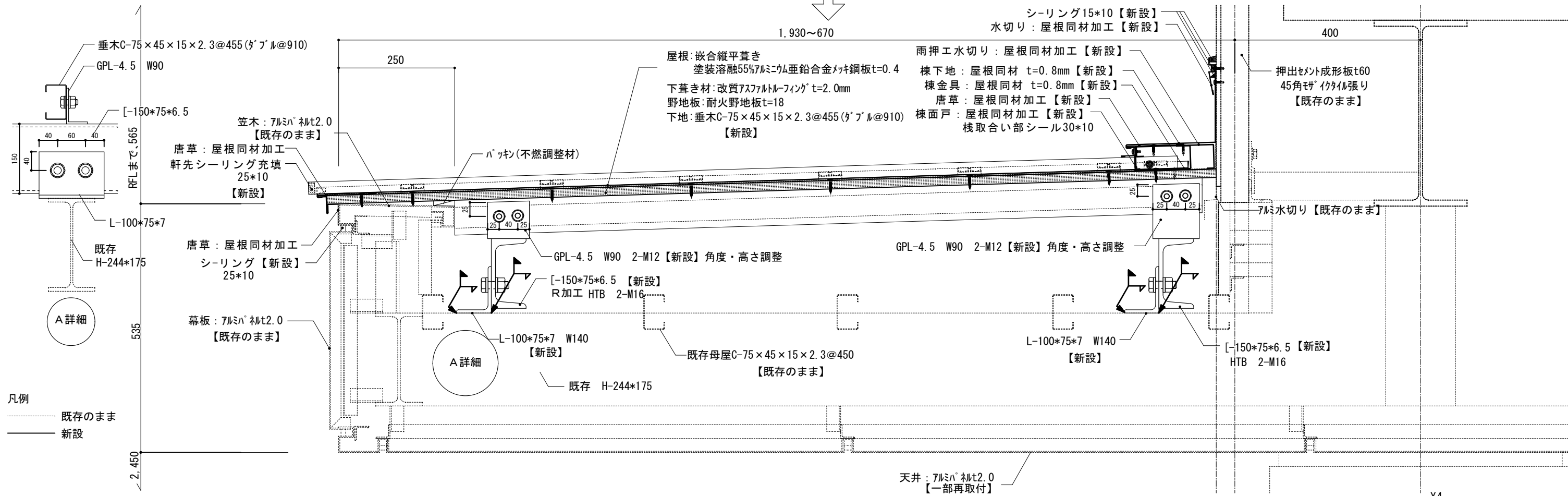
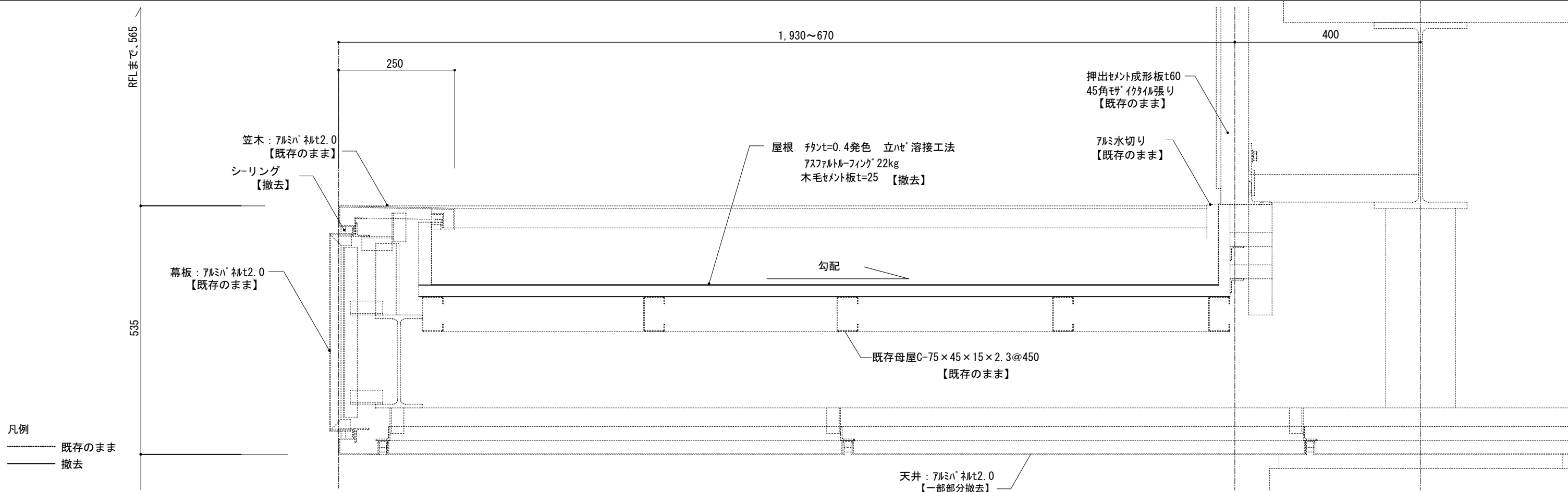


凡例  
 ..... 既存のまま  
 —— 撤去  
 天井ハ 初は取外し

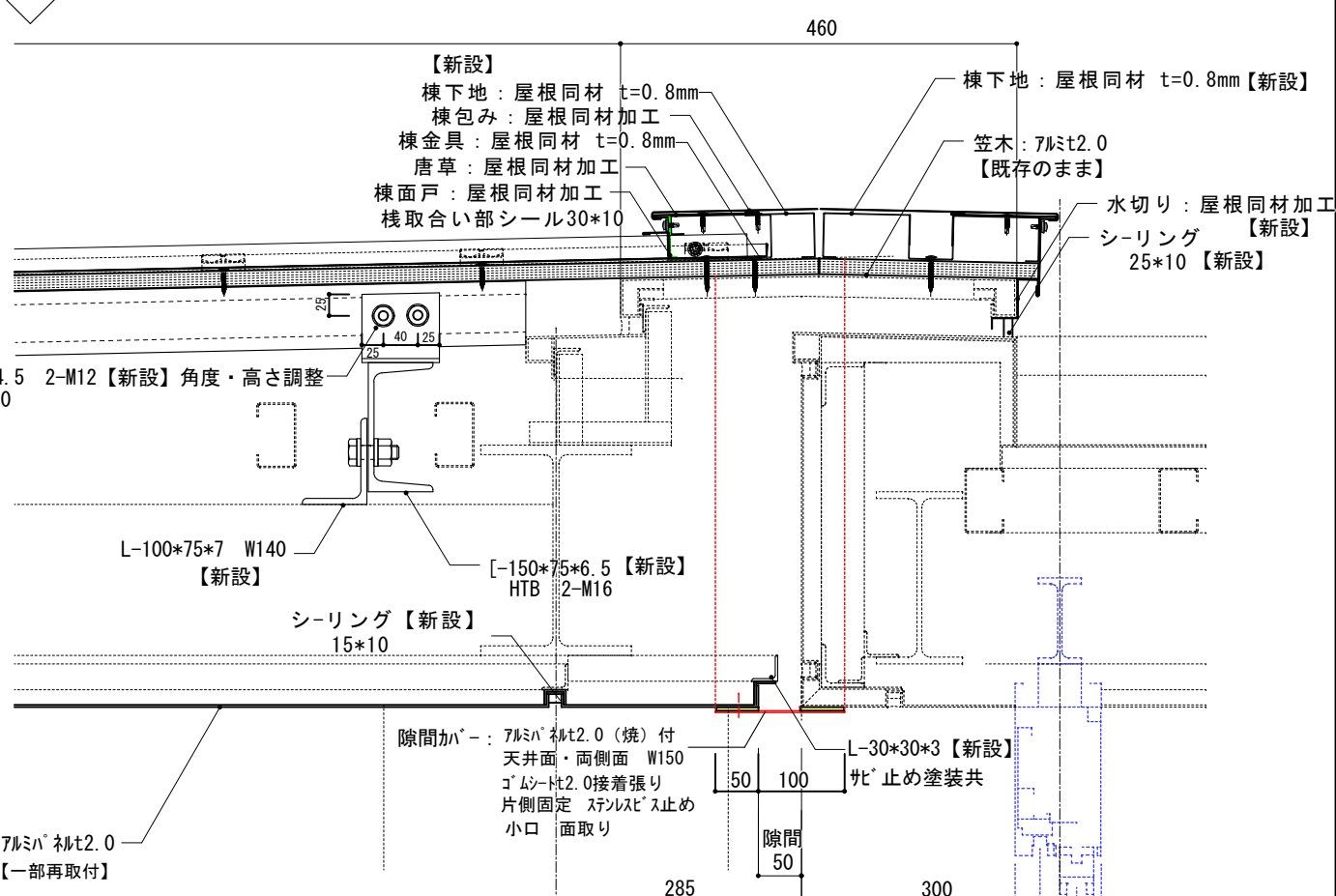
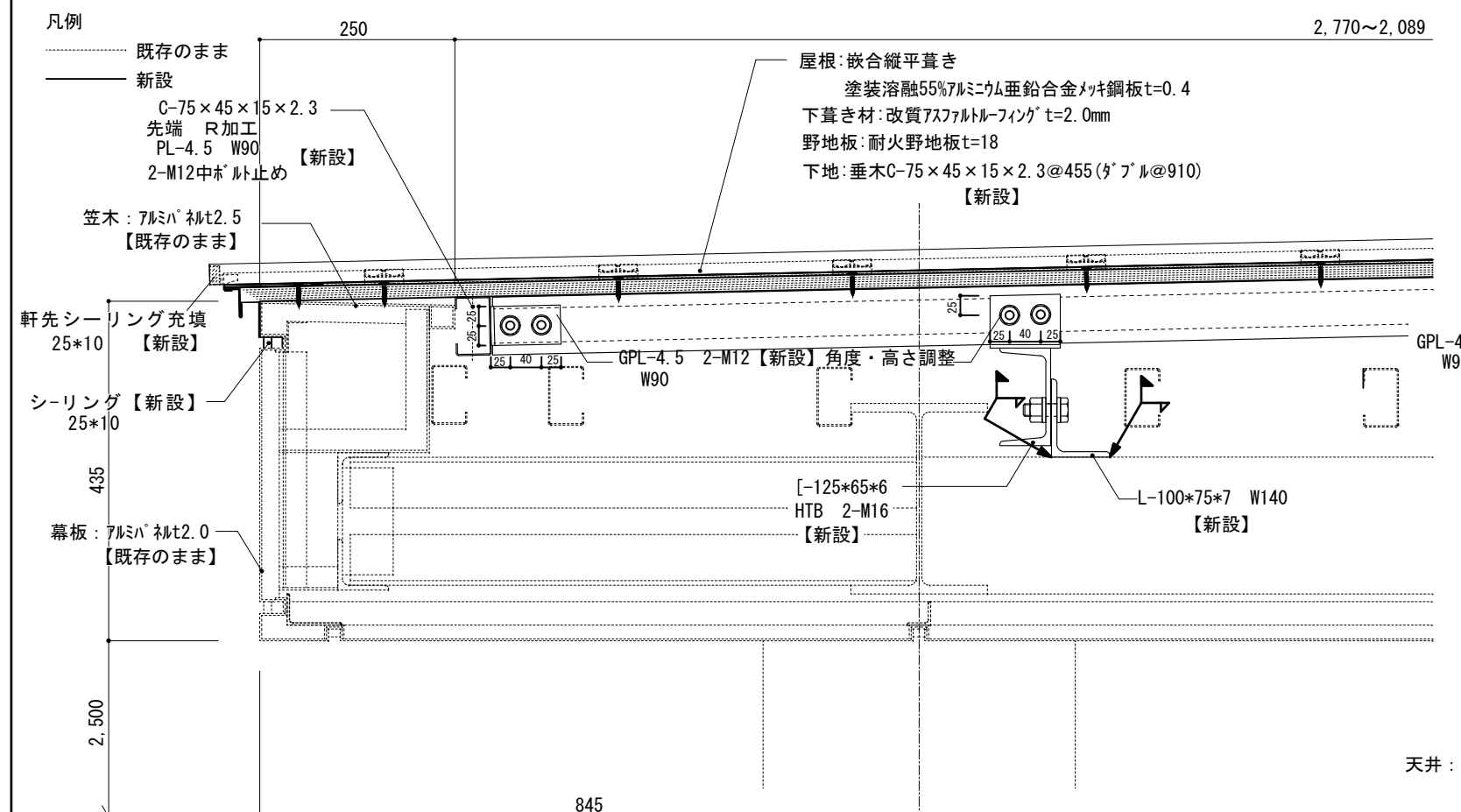
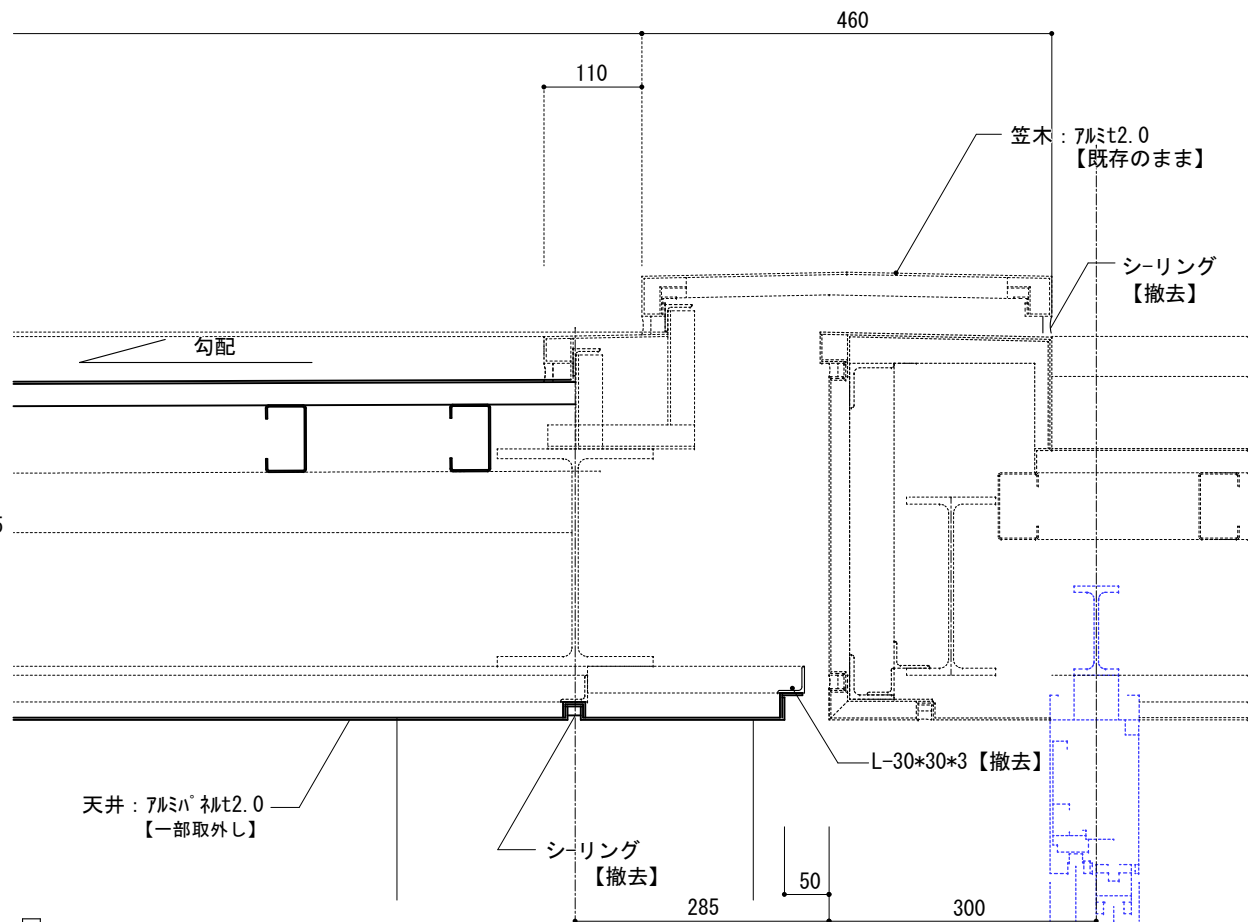
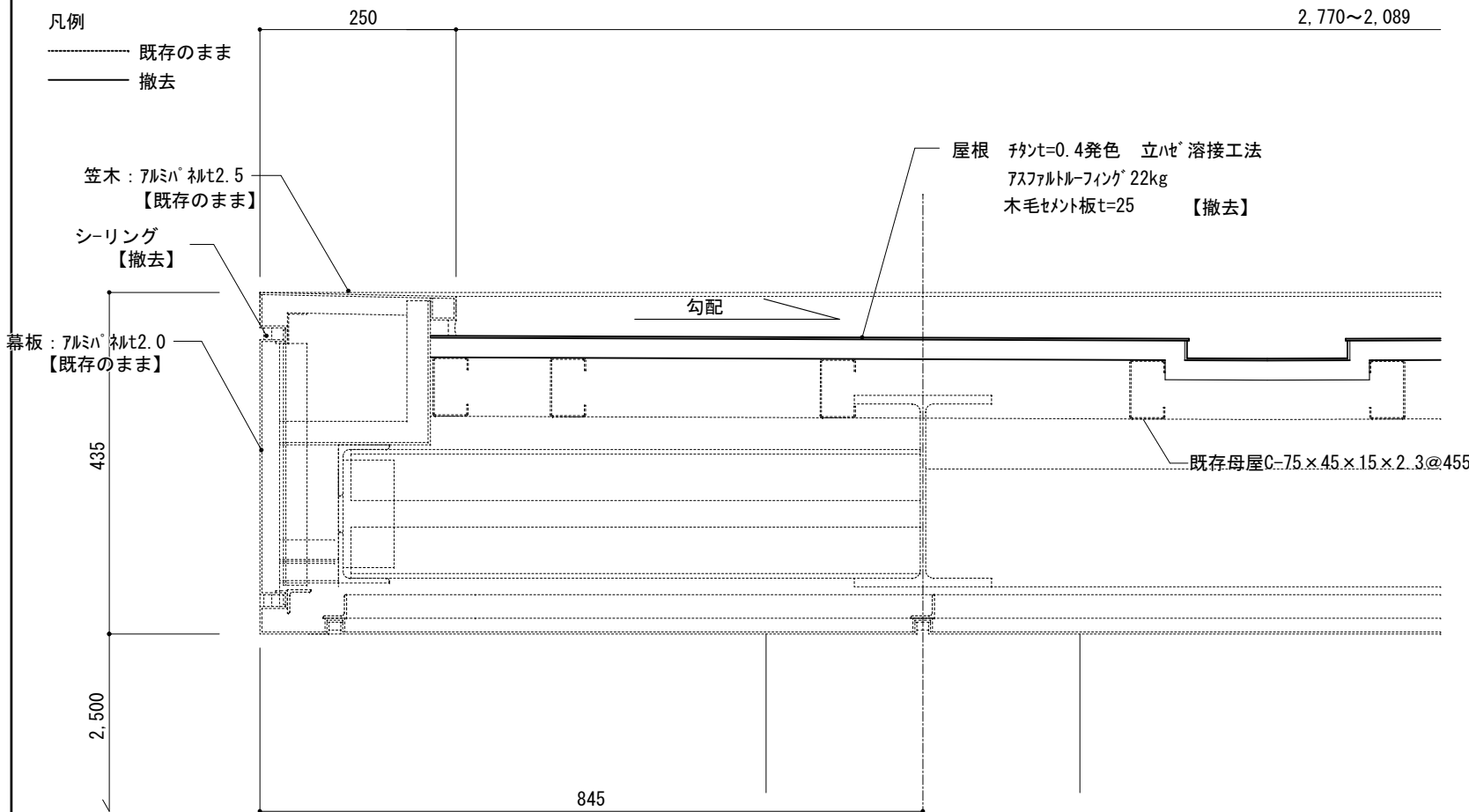


凡例  
 ..... 既存のまま  
 —— 新設  
 天井ハ 初は再取付

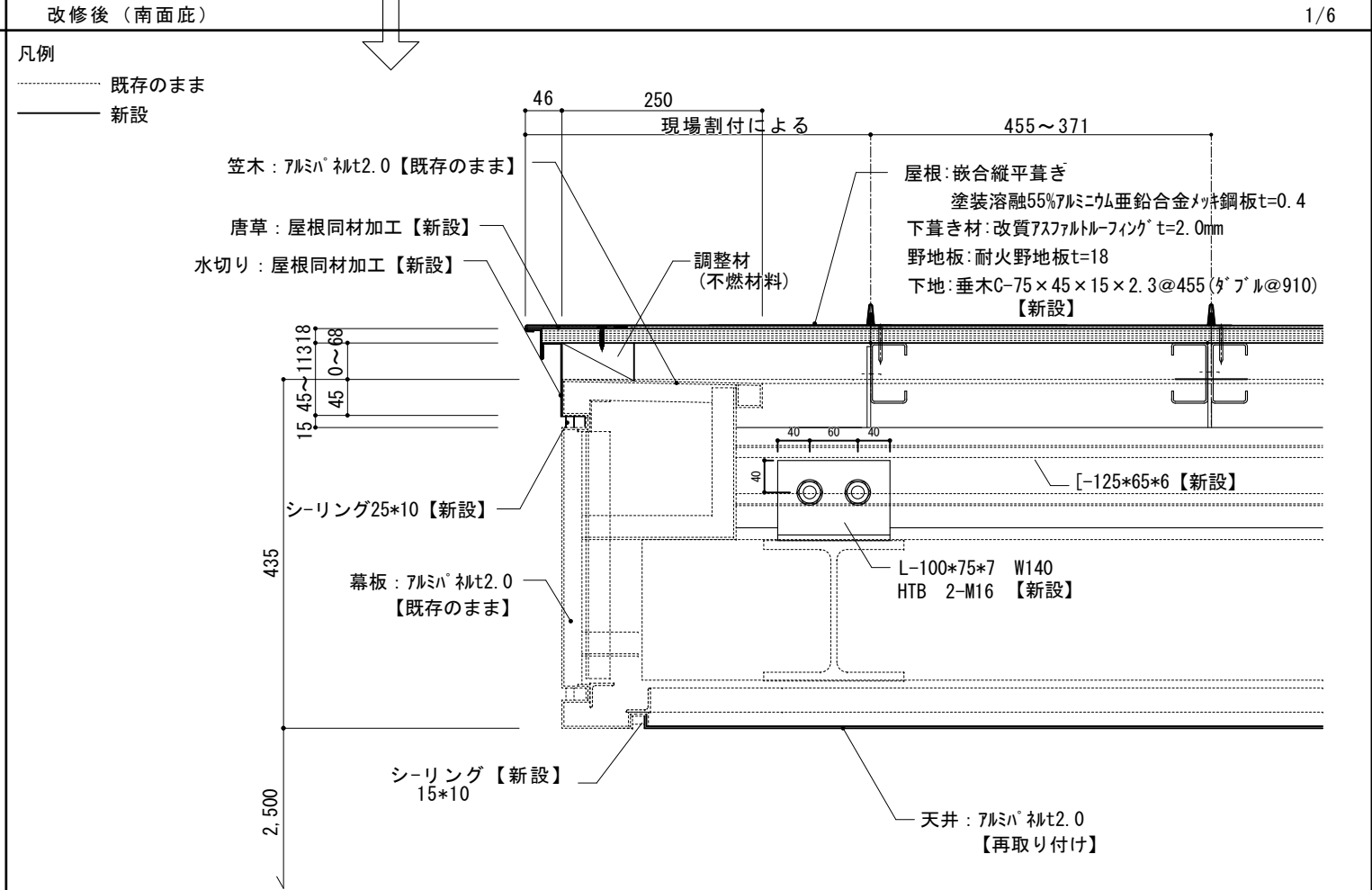
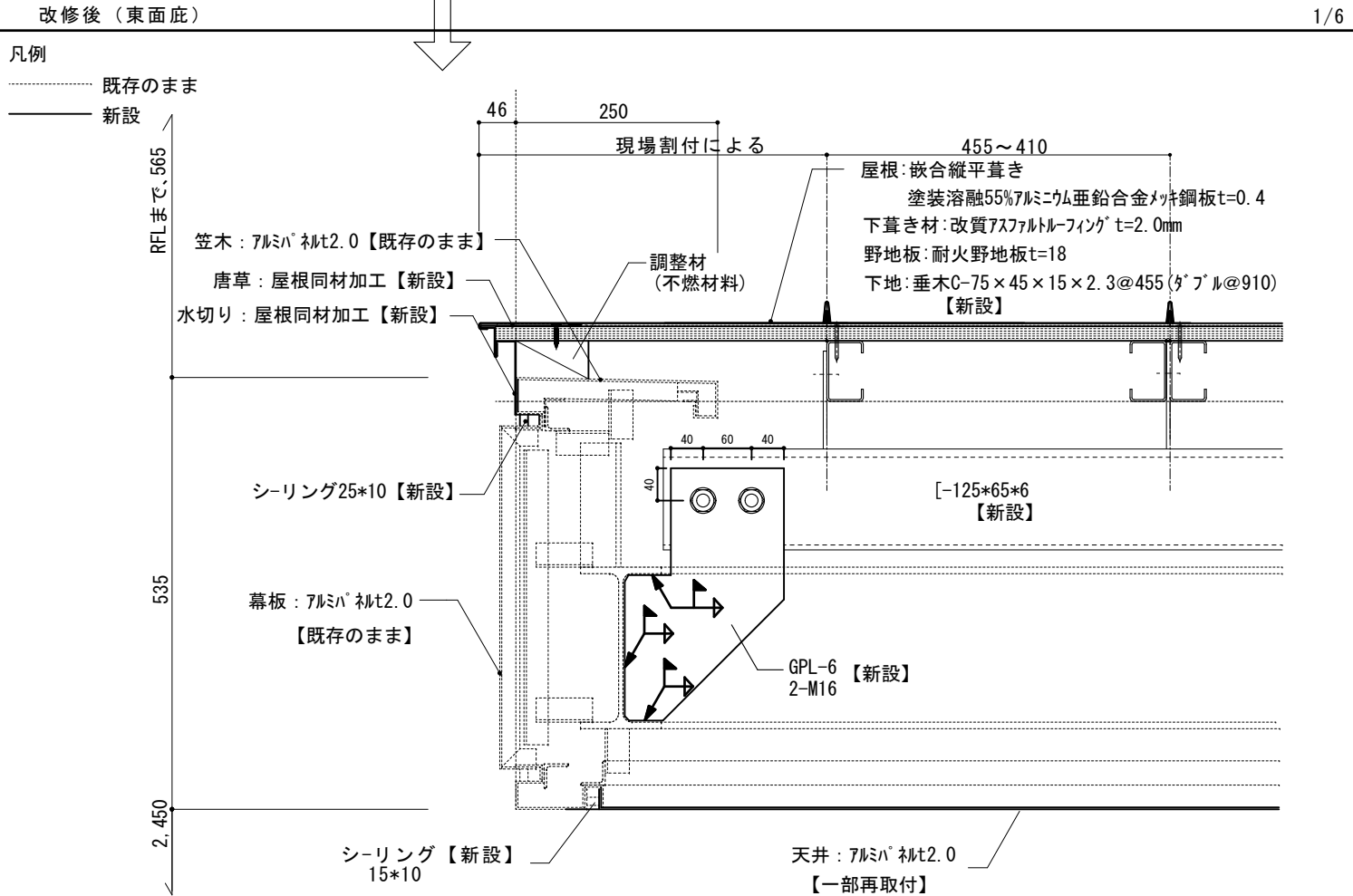
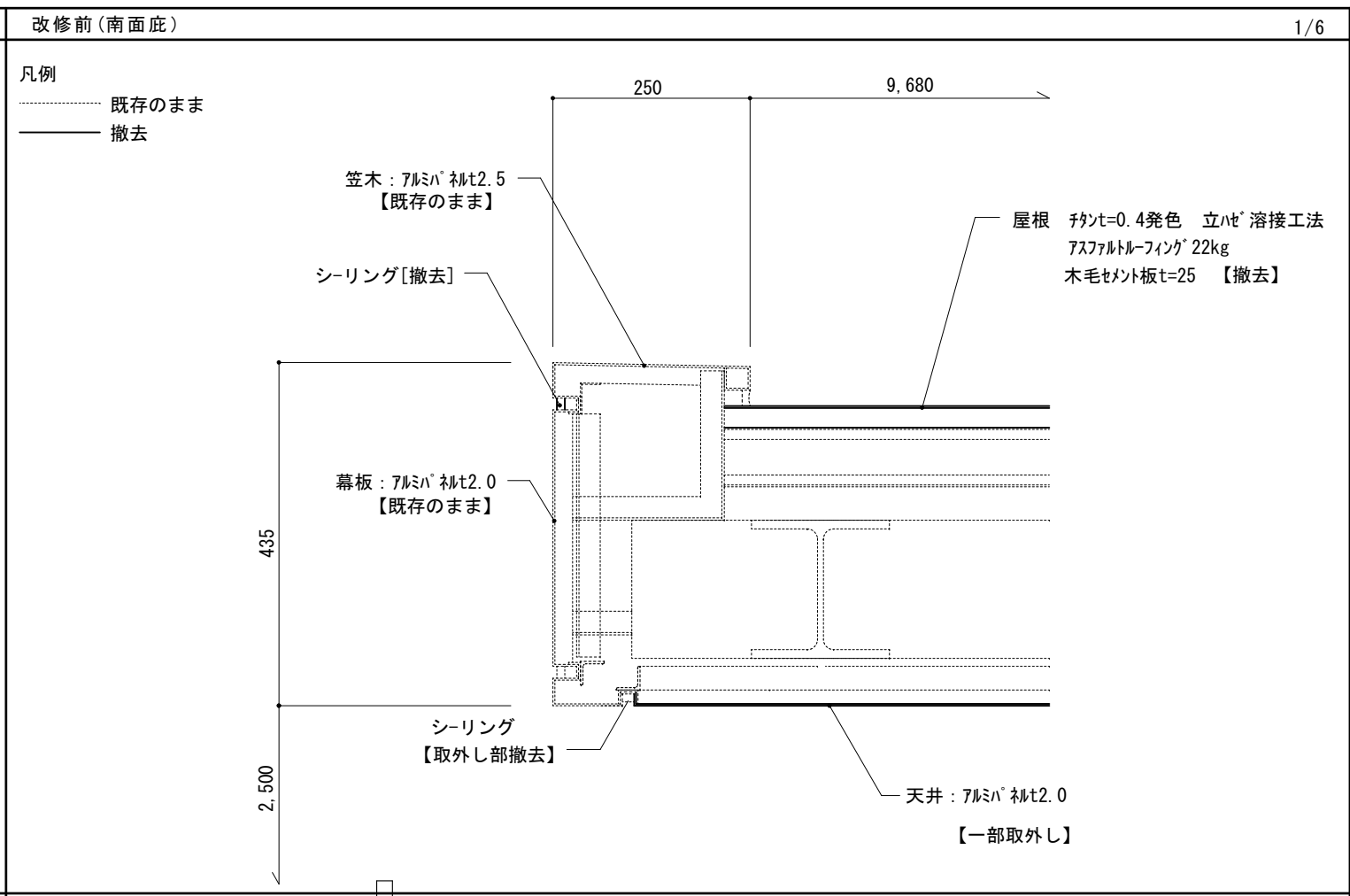
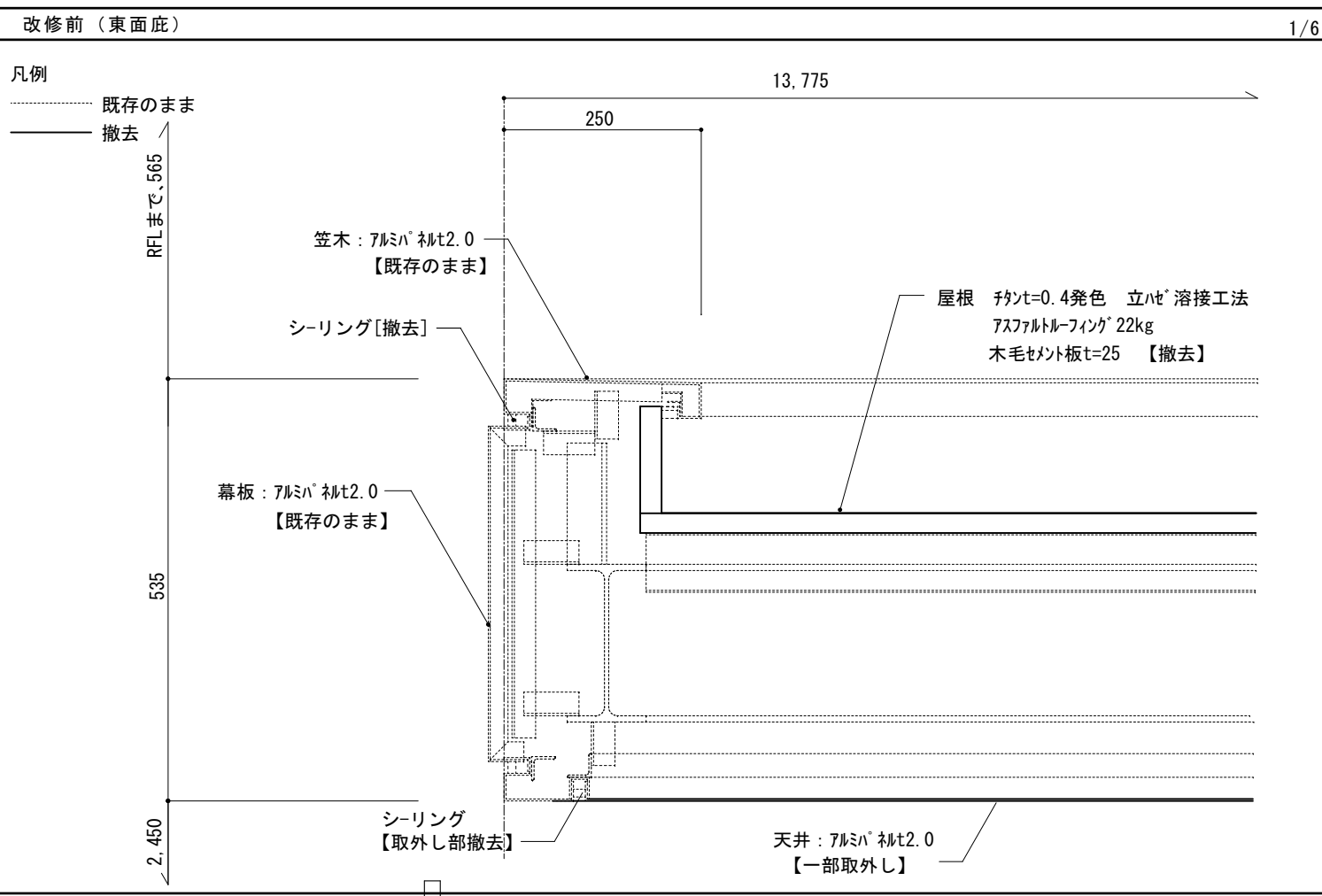
徳島県土木整備部宮館課	工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事(企業育成型)	図面番号 B-04	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	図面名 断面詳細図(改修前後)	縮尺 A2=1/30 A3=71%	



<p>凡例</p> <p>----- 既存のまま</p> <p>————— 新設</p>	<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事 (企業育成型)</p> <p>図面名 各部詳細図 (1) (参考図)</p>	<p>図面番号 B-05</p> <p>縮尺 A2=1/6 A3=71%</p>	<p>株式会社 宮建築設計</p> <p>MIYA 会社</p> <p>管理建築士 1級333707号 清水 康代</p> <p>1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号</p> <p>徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)</p>
----------------------------------------------	-------------------	------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



徳島県土木整備部営繕課	工事名	R8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事 (企業育成型)	図面番号	B-06	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	図面名	各部詳細図(2) (参考図)	縮尺	A2=1/6 A3=71%	



徳島県土木整備部営繕課	工事名	R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 外構改修他工事 (企業育成型)	図面番号	B-07	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	図面名	各部詳細図 (3) (参考図)	縮尺	A2=1/6 A3=71%	





概略工程表 (参考)

工種別	1か月		2か月		3か月		4か月		5か月		6か月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
仮設工事	準備期間		外部仮囲い設置								外部仮囲い解体	
外構工事 (E7'ロシエルト)									外構・舗装			
撤去工事 (E7'ロシエルト)			舗装・外構撤去		E7'ロシエルト撤去							
外構工事 (H'スシエルト)			H'スシエルト新設・舗装復旧						舗装復旧			
撤去工事 (H'スシエルト)			舗装・H'スシエルト撤去						H'スシエルト撤去			
電気設備工事			電気配管取付・入線		バス停照明							
検査・手直し							H'ス検査・手直し				検査・手直し	
庇改修工事												
仮設工事	準備期間				外部足場組立		掃き・片付け		外部足場解体			
庇屋根改修工事 南・東側庇			鉄骨施工図・製作		既存屋根解体		鉄骨下地新設					
既存庇屋根解体 庇屋根鉄骨下地			屋根材制作(納期)1.5ヶ月		施工14日							
シーリング							施工					
隙間パネルカバー改修 南側庇					パネル製作(納期)		施工					

○ H'ス停利用開始